

## 小項目 No.11 ボランティア

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	11. ボランティア
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODA の他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。</li> <li>● ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。</li> <li>● 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。</li> <li>● 国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。</li> <li>● 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。</li> <li>● 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 開発課題の解決に資する事業の実施を目的に、平成 24 年度の国別ボランティア派遣計画において、グループ型派遣を本格的に導入するとともに、開発課題に沿った案件形成を実施することにより、特にシニア海外ボランティアの開発ニーズへの合致率を向上させる。</li> <li>② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるために、ボランティア事業に関連した国際会議に参加し、国際機関等との協議等を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。</li> <li>③ ボランティア事業の「見える化」を促進するために、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの充実及びシンポジウムの開催等に取り組む。</li> </ol>

- ④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するために、ボランティアが作成する活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングを強化する。
- ⑤ また、国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するために、民間連携ボランティアを本格的に導入・実施するとともに、自治体及び大学との連携を促進する。
- ⑥ 選考及び訓練・研修方法の更なる改善として、シニア海外ボランティアの登録制度の改善及び二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。また、25年度から新規導入する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練・研修プログラムを確定する。
- ⑦ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化するために、企業・自治体向け説明会の開催回数の拡大（年4回）や進路支援情報サイトの構築・運営等を行うことにより、帰国隊員の進路支援を強化する。また、帰国隊員による社会還元の好事例の収集及び発信を行うとともに、帰国後訓練等支援案を策定する。

## 要旨

平成24年度は、23年度に策定したボランティア事業の抜本的な見直しの方針「世界と日本の未来を創るボランティア～JICA ボランティア事業実施の方向性～」(以下、「ボランティア事業実施の方向性」)に則ったアクションプラン「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取組」を着実に実行し、「グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献」と「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」を目指して、新たな制度を数多く導入するとともに、効果向上に向けた従来の制度の改善等に取り組んだ。

「グローバルな視点を持った人材の育成」に向けた取組としては、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する画期的な制度として民間連携ボランティアを本格的に導入し、24年度は4企業との間で計5名（うち試行派遣1名）の派遣を実現するとともに、116社との個別協議を行い、13社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。同制度の周知に向けては、経済産業省及び日本貿易振興機構（JETRO）との共催による「企業の海外展開を支えるグローバル人材」シンポジウムをはじめとする説明会やセミナーを国内各地で計55回開催し、約1,900社の参加を得た。さらに、地方自治体との連携強化にも努め、地方自治体等の職員26名を現職参加制度により派遣するとともに、教員63名を現職教員特別参加制度により派遣した。また、長期ベースでの大学生・大学院生の派遣を進めるとともに、より参加しやすい新たな取組として、長期休暇を利用した学生の短期ボランティア派遣を開始した。さらに、ボランティア事業への参加者及び関心層の裾野拡大を図るため、機構のウェブサイトを通じた発信を強化した。

「日本社会への貢献」については、帰国後の社会還元と進路開拓について講義を行う「帰国後訓練（仮称）」を導入したほか、ボランティア経験の還元を通じた東日本大震災からの復興プロセスへの貢献を引き続き支援すべく、帰国隊員の被災地への派遣に係る復興庁、青年海外協力協会（JOCA）、機構間の連携協定を締結し、帰国隊員23名（25年4月1日時点）が復興庁により採用された。

「事業の質の向上を通じた協力効果の最大化」に向けた取組としては、開発課題により効果的に対応するための取組としてグループ派遣を導入し、187名を派遣したほか、シニア海外ボランティアについては、需要の高い職種に的確な人材を派遣することを目的に新登録制度を導入した。また、現地での効果的な活動が進められるよう訓練プログラムの見直しを行ったほか、派遣中も活動計画表の作成・モニタリングに対する支援や在外研修等を通じた研鑽機会の提供等に努めてきた。

帰国隊員に対する支援として、機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、企業に対する

積極的な広報を行った結果、求人数は23年度の717人から1,880人に増加した。また、グローバル人材の確保に関心を寄せる企業や地方自治体に対して隊員活動の様子を広く発信すべく、帰国隊員による活動報告会を、計画を上回る計5回実施し、35の民間企業・地方自治体から100名以上の参加を得た。

ボランティア事業の効率的な運営に向けた取組としては、訓練・研修委託業務及び選考支援業務が25年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったことを受け、公募方法やその内容について大幅な見直しを行ったところ、1年間当たりの契約総額が従来から下回るなどの効率化が図られた。

## 指標 11-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

### 24年度のボランティア派遣実績

- 24年度のボランティア派遣実績については、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアは前年度より新規派遣人数が増加した一方、青年海外協力隊は減少した。青年海外協力隊への参加者の減少については、東日本大震災による「今は海外より国内支援」という意識の浸透に加え、若者の内向き志向や青年人口の減少等が影響していると考えられる。24年度は、青年海外協力隊への参加者拡大に向けた取組として、様々な関係者との連携強化や発信の強化を通じて引き続き応募勧奨に努めるとともに、グローバル人材の育成に関心を有する大学との連携により、長期休暇時期を利用した現役の大学生及び大学院生を短期ボランティアとして派遣する取組を新たに開始し、24年度中に46名の学生を派遣する等、参加者層の裾野の拡大と人材の確保に努力した（指標 11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」参照）。

表 11-1 ボランティアの派遣実績

（数字は人数、また新規人数は短期派遣を含む）

	新規		継続		帰国		計	
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度
青年海外協力隊	948	1,046	838	1,203	1,321	1,352	3,141	3,601
シニア海外ボランティア	264	246	210	299	301	305	793	850
日系社会青年ボランティア	33	31	22	31	38	36	93	98
日系社会シニア・ボランティア	20	15	13	13	14	20	47	48
計	1,265	1,338	1,083	1,546	1,674	1,755	4,074	4,639

### 重点開発課題に対応したグループ型派遣の本格導入による協力効果の向上

- 機構は23年度に、「JICA ボランティア事業実施のあり方検討委員会」による提言を踏まえて、より効果的なボランティア事業の実施に向けた改善案「ボランティア事業実施の方向性」を策定し、開発途上国の開発ニーズと国内のグローバル人材ニーズの両面により戦略的、効果的に応えることを念頭に、以下の2点を改革の主要な柱に掲げるとともに、具体的なアクションプランとして「ボランティア事業実施の改善に向けた取り組み」を公表した。
  - ① 協力効果の最大化
  - ② グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献
- 協力効果の最大化に向けては、「共通の開発課題に対し、複数のボランティアが共に活動を行うことで、より高い開発効果の発現を目指す派遣の枠組み」として、開発途上国のニーズにより効果的に応えるべく、開発課題・地域課題に応じてグループ型派遣を推進していくことがアクションプランに掲げられており、24年度から本格的に実施した。グループ型派遣では、各グループの案件概要

表や派遣計画を作成することにより、専門家等を含む関係者との活動情報の共有が容易となり、同じ開発課題に取り組む技術協力等との相乗効果が期待できる。また、関連性が高い職種のボランティア複数名を数代継続して派遣することにより、より戦略的、効果的な取組が可能になると期待される。24年度は54件のグループ型派遣案件を形成し（アジア地域10件、大洋州3件、中南米19件、アフリカ22件）、計187名を派遣した。これは、24年度の新規派遣者1,212名（日系社会ボランティアを除く）の15%にあたる。グループ型派遣を通じて開発途上国のニーズに効果的に応えた具体例は以下のとおり。

#### ▶ マラウイにおけるグループ型派遣「理数科中等教育質向上」

- マラウイでは、中等教育の資格を有する教員が不足しているため、有資格教員の配置に大きなばらつきがみられ、学校間の格差が課題となっている。このため機構は、理数科教員向けの研修の実施・定着を目指した技術協力プロジェクト「中等理数科現職教員再訓練プロジェクト フェーズ2」を実施している。これに応じる形で、ボランティアのグループ型派遣「理数科中等教育質向上」を行っており、技術協力プロジェクトが実施する地方教員研修の効果を高めるべく、全国に6つある教育管区のうち、2教育管区に集中してボランティアを派遣している。ボランティアはそれぞれの配属先の学校で教員の学科指導を支援するとともに、グループ内のボランティア同士が連携して、学校郡内の教育研修の実施や、同一学校郡内の学校間での実験ノウハウ共有のための巡回活動等を行った。グループ単位でのこれらの取組により、個々の学校における成果のみならず、同一学校群における教員、及び授業の質向上という、よりインパクトが大きく、持続性の高い成果を目指した活動が可能となった。

#### 開発課題に合致したシニア海外ボランティアの派遣

- 国内外での実務経験を豊富に有するシニア海外ボランティアは、分野課題に対する高い専門性を有していることから、開発途上国の優先的ニーズにさらに効果的に応えるべく、開発課題に沿った案件形成を一層促進した。その結果、24年度末時点で、派遣中シニア海外ボランティアの459名中379名（82.6%）が国別重点方針の開発重点課題に合致した活動を行っていることを確認した。また、インドネシアやマレーシアなど、より高い専門性や技術が求められる開発度合いの高い中進国に重点的に派遣した。

#### 指標 11-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、協力効果の向上に向けた提言の中で、各機関の知見を共有するとともに強みをいかして補完しあうことにより、開発途上国のニーズにより戦略的に対応する観点から、国際的な連携の促進を掲げている。機構は、国連ボランティア事務局との連携により、機構のボランティアが帰国後に国連ボランティアに応募する場合に面接が免除される等の優遇措置が設けられた「協力隊枠国連ボランティア（UNV）」の派遣を行っているが、より戦略的な連携を展開するため、青年海外協力隊事務局長とUNV事務局長の連名による文書を両組織の海外拠点宛に発信し、現場レベルでの連携に向けた情報共有と意見交換を促した。また、25年3月にUNV新局長が来日した際にも、手続きの迅速化や派遣可能な登録者を増やすための取組などを協議した。これらの取組の結果、24年度の上記枠組みによるUNVの派遣実績は、前年度の5名から12名に拡大した。

- 10 月には国際ボランティア会議（IVCO 2012）がカナダのオタワで開催され、米国の国際開発庁（USAID）や英国の海外ボランティアサービス（VSO）、シンガポール国際基金（SIF）、UNV 等、各国ドナーや国際機関、国際 NGO など約 60 団体から約 100 名が参加した。機構は、機構のボランティア事業が国民参加型事業として実施されており、日本社会への還元が目的の一つになっている点等に触れつつ、ボランティア事業の概要を紹介したほか、ボランティア事業の戦略性強化に向けて、会議参加団体との意見交換及び情報共有を行った。ボランティアが活動する現場レベルでも、他国ボランティア等との連携・交流を通じて、ボランティア活動のスキルやノウハウの共有を進め、より効果的な協力の実施につなげている。24 年度に実施した連携の具体例は以下のとおり。

▶ **セネガルにおける他国ボランティアとの連携の例**

- ・ 韓国国際協力団（KOICA）との連携：セネガルのカオラック市ではゴミ問題が大きな課題となっていることを踏まえ、KOICA ボランティアとの協働により街の清掃活動を企画し、保健施設「マザーテレサの家」での清掃を年 4 回、洗濯などの手伝いを年 3 回実施した。また、KOICA ボランティアが企画した村落部での保健啓発活動の実施に機構ボランティアが協力した。
- ・ フランスボランティア（France Volontaires）との連携：セネガルでは 24 年度に大きな洪水被害が発生したことを踏まえ、フランスボランティア・デーのイベントとして開催された災害時のボランティア活動に関する討論会に機構のボランティアが参加した。機構のボランティアは、東日本大震災におけるボランティア活動経験を通じて得られた知見を発表した。

**指標 11-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況**

**ウェブサイトの充実を通じた発信の強化**

- 機構のボランティア事業は国民参加型事業に位置付けられることから、広く国民の理解を得るとともに、幅広い層に対して事業参加の機会を提供するべく取り組んできた。また、「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献を主要な柱の一つに掲げており、機構は、職員・社員等のボランティア派遣や帰国ボランティアの採用に関心を有する地方自治体の関係者や民間企業、あるいはグローバル人材の育成に取り組む大学関係者等が、ボランティア事業に対する理解をより深めていくための働きかけを進めてきた。
- その一環として、ボランティア事業の概要を広くわかりやすく発信するための取組を強化しており、24 年度は機構ウェブサイト上でボランティア事業を紹介するページの新たなコンテンツとして、ボランティアの活動ダイジェストを掲載する「グローバルチャレンジャーズ」（24 年度は 127 名分を掲載）や、派遣前訓練の様子や合格者インタビュー、現地での活動状況、帰国後の活躍などのボランティアの一連の活動を紹介する「YouTube JICA ボランティア公式チャンネル」を立ち上げた。
- 上記の新たなコンテンツの開設に加え、派遣中ボランティアが日々の活動や生活の様子を配信するブログ企画「World Reporter」も継続し、24 年度は新たに 40 名のボランティアがレポーターとして登録した。また、民間企業等との連携拡大を目指して様々な連携事例を紹介するページ「サポーター宣言」では、民間企業や団体から機構ボランティア事業に対する「サポーター」としてのメッセージや、各社の CSR 活動との連携事例等の発信が、24 年度は 36 件行われ、ページ創設以来の累計は 96 件に上った。

## シンポジウム「企業の海外展開を支えるグローバル人材」の開催

- グローバル人材を必要とする企業等における青年海外協力隊経験者の採用拡大や自社人材の育成のための青年海外協力隊事業の活用促進を目的として、「企業の海外展開を支えるグローバル人材」と題したシンポジウムを経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）と共催し（11月）、350社から401名が参加者した。シンポジウムでは、グローバル人材として青年海外協力隊が有する価値や果たせる役割を経済界に向けて発信するとともに、24年度に新たに創設した「民間連携ボランティア」制度の概要を紹介した。シンポジウムの概要は日本経済新聞にも採録記事として掲載された。また、国内拠点と連携し、5月には宮崎県（参加者381名）、11月には愛知県（同107名）、25年1月には沖縄県（同40名）でも、グローバル人材をテーマとするシンポジウムをそれぞれ開催し、民間連携ボランティア制度や帰国隊員が日本社会で活躍している事例等を紹介した。

## 指標 11-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

### 海外拠点を通じた現地活動支援

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、協力効果の拡大を図るために現地活動支援の強化にも努めるべきことが述べられている。そのための具体的な施策として、ボランティアが赴任後6カ月に配属先と相談しながら作成する活動計画表について、円滑な作成、モニタリングのための支援、国際協力専門員やボランティア技術顧問とボランティア間のネットワーク構築等を通じた支援体制の強化等がアクションプランに掲げられている。
- 機構は、上記提言を踏まえつつ、ボランティアの赴任後3カ月、1年、帰国前の各段階で報告の機会等とともに活動状況に対応する内容の研鑽機会等も設けるべく努めてきた。24年度には、ボランティア派遣先の省庁や地方自治体、受入窓口機関等が報告会の主催者となり、ボランティアが配属先のカウンターパートとともに報告を行って、配属先との間での相互理解が促進された例も見られた。効果的な取組については、関係者間で共有して広く推し進められるよう、ボランティア事業に従事する関係者が地域毎に集まって開催しているボランティア事業会議でも取り上げられた。
- また、域内の同一職種のボランティア及びそのカウンターパートがそれぞれの取組を紹介しながら成果や教訓を共有することを目的として在外研修を実施しており、24年度は、算数教育、日本語教育、柔道、ネリカ米普及及びコミュニティ開発のためのファシリテーション手法等の分野で計20件の研修を実施し、総計205名のボランティアと、259名のカウンターパートがこれら研修に参加した。
  - 中南米地域における在外研修「算数教育」の例
    - ・ 中南米地域8カ国のボランティアとそのカウンターパート計36名が集まり、5日間にわたる自主研修を開催した。研修では、グアテマラにおける算数教育の活動事例を中心に取り上げ、各国での取組と比較しつつ応用できる点を検討し、国毎に今後のアクションプランを策定した。機構は、国際協力専門員やボランティア技術顧問を同研修に派遣してアドバイスを行った。
- 上記の現地活動支援の成果を確認する手段として、帰国ボランティアにヒアリングを実施し、計画表の策定・合意状況やヒアリング分析結果を取りまとめて各海外拠点にフィードバックした。その結果、24年度は、9割を超えるボランティアが活動計画表を作成し、その内容について配属先等の関係者と合意していることが確認された。また、9割を超えるボランティアが活動に対する満足感

を示した。

- なお、ボランティア活動の効果向上に向けた取組を進めつつ、ボランティアに対する手当等の適正な支給を通じたボランティア事業の効率的な実施にも努めており、23年度中に、国内積立金を廃止して国内手当制度への見直しを行った上で効率化を図ったほか、24年度は、派遣国の政変などにより本邦で待機する隊員に対して支払う待機手当額を見直し、従来の半額にあたる1人当たり3,000円/日に減額した。また、派遣中ボランティアに支給する現地生活費については3年毎に支出実態調査を行った上で見直しを行っており、24年度は17カ国を対象に実施した。

## 指標 11-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

### 民間連携ボランティア制度の本格導入と正式派遣の開始

- グローバル展開を目指す企業にとって、グローバルな視野や素養を備えた人材の確保は喫緊の課題であり、機構のボランティア事業に対する関心と期待が高まっていることから、「ボランティア事業実施の方向性」においても、グローバルな視点を持った人材の育成と日本社会への貢献が主要な柱に掲げられ、企業等との連携ボランティア制度の創設が提言されている。
- 機構は、上記提言を踏まえて、グローバル人材の養成・確保のニーズを有する企業がより広く社員をボランティアとして派遣できるよう、企業のニーズに応じて派遣先や派遣期間、活動内容等を調整する画期的な制度「民間連携ボランティア」を創設し、試行派遣を経て、24年度から制度の本格導入と正式派遣を開始した。24年度中には、4企業との間で計5名（うち試行派遣1名）の派遣を実現するとともに、116社との個別協議を開始し、13社との間で派遣を前提とした合意書を締結した。また、より柔軟な派遣期間の設定や年齢制限の緩和等、個別協議を通じて寄せられた企業側のニーズに対応するため、短期ボランティアやシニア海外ボランティアとしての派遣も可能とするなどの制度の変更を行った。23年度に行った試行派遣から帰国したボランティアからは、派遣を通じて、語学力やコミュニケーション力、異文化理解力、タフな精神力、グローバルな視野等が培われるほか、現地でのコネクションが得られる利点があると報告された。また、派遣元企業からは、自社拠点のない国に社員を派遣できるメリット等、企業にとっての本制度の魅力を再確認できた、等の意見が寄せられた。

表 11-2 24年度中に派遣した民間連携ボランティア5名の概要

派遣元企業	職種	派遣先	派遣時期	派遣期間
<b>試行版（制度開始以前の派遣）</b>				
製造業	コミュニティ開発	カンボジア	2012年6月	1年
<b>本格版（制度開始後の派遣）</b>				
建設業	土木	ブータン	2012年1月	2年
サービス業	映像	ポリビア	2013年3月	2年
飲食業	コミュニティ開発	タイ	2013年3月	1年
飲食業	コミュニティ開発	ベトナム	2013年3月	1年

- 企業の期待を踏まえて民間連携ボランティアの派遣をさらに拡大すべく、企業向けの説明会やセミナーを国内各地で積極的に開催し、24年度は計55回の実施に対して約1,900社からの参加を得た。また、前述のとおり、経済産業省やJETROと「企業の海外展開を支えるグローバル人材育成」と題したシンポジウムを共催した（350社401名が参加）。シンポジウムでは、青年海外協力隊員が帰国後に企業の海外展開に貢献した具体的な事例を紹介するとともに、グローバル人材育成に貢献する新たな制度として発足した民間連携ボランティアの周知を図った。

- なお、多業種の企業から本制度への関心が多く寄せられる一方で、制度本格導入後の派遣実現までに一定の時間を要している背景には、社としての海外展開に係る方針を決定するには慎重な経営判断が必要であり、特に中小規模の企業においては、社員を機構のボランティアとして海外に派遣することに於いて組織決定に一定の時間を要するケースが多い事情がある。また、本制度により社員を派遣するに当たって企業内での新たな制度整備や人事（人繰り）対応の検討が必要となる等、各企業内で本制度の利用に向けた検討に一定の時間を要する状況であったとみられる。
- 企業との協議等を通じて、語学学習を中心にボランティア派遣前訓練の内容に対する企業側の関心やニーズが確認されたことから、開発途上国で国際協力活動を展開する企業や NGO 等に派遣前訓練を開放することとした。24年度は、駒ヶ根訓練所で25年1月に開始した訓練から適用し、国際協力 NGO であるシャプラニールのスタッフ1名（バングラデシュ派遣予定者）が参加した。
- ボランティア事業に関心を有する企業に、ボランティア事業の意義やボランティア派遣を通じて習得される素質や能力を、具体的に「現場」の協力活動に触れて理解してもらうため、バングラデシュの活動現場への視察調査（1回、計5社が参加）及びボランティアの派遣前訓練の視察ツアー（3回、計22社・団体が参加）を実施した。その結果、視察参加企業のうち2社が自社社員の民間連携ボランティアへの派遣を決定した。

#### 地方自治体との連携を通じた現職参加制度による派遣

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、機構は、地方自治体関係者のボランティア事業への参加を通じて、ボランティア経験の日本の地域社会への還元にも貢献する観点から、地方自治体との連携を強化し、現職参加制度の活用を積極的に働きかけた。24年度は、地方自治体（地方警察、教育委員会を含む）職員29名を現職参加制度により派遣するとともに、現職教員特別参加制度により63名の教員を派遣した。また、地方自治体が希望する派遣国や職種等に基づく案件形成も行い、機構のボランティア事業に関心を寄せる地方自治体との個別協議を踏まえて、24年度は、横浜市水道局職員のタンザニアの水公社への派遣（4名）、長野県駒ヶ根市役所職員のネパールへの派遣（1名）、岐阜県庁から推薦を受けた教員のモロッコへの派遣（1名）を実現するため準備を行った。

##### ▶ 横浜市水道局職員のタンザニアザンジバル水公社への派遣

- ・ 機構は23年10月に横浜市との包括的連携協定を締結しており、職員等の人材育成にも力を入れることとしている。この枠組みのもとで24年度にボランティアとして派遣された横浜市水道局職員4名は、1カ月弱の活動期間を通じて、現地の職員とともに水道料金徴収や給水工事の改善に協力し、日頃指導を受ける機会のない現地の職員に対して日本での経験に基づく具体的な指導を現場で行うとともに、ザンジバル水公社幹部に対しても今後の改善に向けた提言を行った。

#### 大学との連携強化

- 企業のグローバル人材に対する関心の高まりを背景に、大学等の教育機関もグローバル人材の育成を目指したプログラム作りにも力を入れており、機構のボランティア事業に関心を有する大学が増えている。機構は、ボランティア事業への参加者層の裾野拡大を念頭に、24年度からの新たな取組として大学生の短期ボランティア制度を導入し、大学との連携協定や合意書に基づく組織的な派遣や、大学の長期休暇時期を利用した派遣等を推進した。



- 24年度は、広島大学との連携協定に基づき、修士課程在籍者をザンビアに派遣した（長期ボランティア2名）。また、帯広畜産大学との合意書に基づき、学生及び卒業生をパラグアイに派遣した（長期ボランティア4名、短期ボランティア3名）。さらに、国内の農学知的支援ネットワーク（JISNAS）会員大学の大学院生をアフリカ地域に派遣するプログラム構想に基づく新たな取組として、24年度に山形大学農学部等の大学院生を短期派遣した。大学の長期休暇時期を利用した派遣としては、東京大学から32名（ネパール、スリランカ、タンザニア）、近畿大学から12名（ペルー）、拓殖大学から2名（ラオス）の学部学生を派遣した。また、25年度以降の現役大学生の短期ボランティア派遣の可能性に関し、日本体育大学、京都大学、関西学院大学、横浜国立大学等の要望の取りまとめを行った。

## 指標 11-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

### 募集・応募の実績及び募集方法の改善

- ボランティア事業の応募者の裾野を広げるべく、募集説明会の開催及びインターネットを通じた募集方法の改善にも取り組んだ。募集説明会については、24年度は春募集・秋募集合計で453回実施し、派遣中ボランティアの生の声が聴けるテレビ中継や、選考対策、帰国後のキャリア相談等を行った。潜在的応募者にも広く働きかけるべくインターネットによる募集告知も強化し、“ボランティア”等のキーワード検索の結果と広告を連動させるリスティング広告・バナー広告を行うとともに、ニュースサイトへの記事配信を通じた告知リリース等を行った。また、上記募集説明会とは別に、年間を通じて、教育委員会による定期教員研修、校長会での現職教員特別参加制度の説明会や、退職予定者を対象としたシニア海外ボランティア制度の説明会、学生を対象とした大学、専門学校等でのJICAボランティア・セミナーや、職種別の説明会等を合計669回開催した。
- 職種によって、要請数を大幅に上回る応募があるものと、要請数に対する応募数が限定的な職種があることから、職種毎の要請数に対する応募者数の分析を行い、応募の少ない職種（理科教育、数学科教育、小学校教育等）と、応募が要請数を大幅に上回る職種（コミュニティ開発、青少年活動等）を中心に、応募者サイドと要請サイドのニーズのマッチングに取り組んだ。具体的には、応募者層の有する経験、スキル等の実態を踏まえ、より応募者層の実態に近い要請が増加するよう、要請の語学や実務経験に係る条件設定や活動内容の絞り込みに係る留意点をまとめ、要請開拓を担う海外拠点に対して説明会を開催した。さらに、応募の少ない職種を中心に、関連する大学や専門学校等での特別募集説明会を実施し、特定ターゲット層に対する応募者喚起を行った。
- また、「ボランティア事業実施の方向性」による提言を踏まえて、ボランティアの派遣職種名を時代に対応したわかりやすいものに変更すべく、「村落開発普及員」を「コミュニティ開発」とする等の見直しを行い、24年度秋募集期より適用した。
- 24年度の応募実績については、春募集は前年比で増加したものの、秋募集は前年比で減少する結果となった。24年度秋募集の応募者減の背景には、同募集で新たな応募条件として語学資格の取得を課したため、同時点で資格を有していなかったことを理由に応募を断念したケースが多かったと考えられる。本応募条件の設定により、24年度秋募集の応募者は、すでに一定基準以上の語学力を有していたことから応募者数に対する合格者数の割合（合格率）が上昇し、23年度秋募集比では、青年海外協力隊の合格率は28.5%から37.5%に、シニア海外ボランティアについては20.6%から23.0%となった。しかしながら、応募時の語学資格取得条件については、応募に対する心理的なハードルが上がるとの声が多く聞かれたことから、応募者がボランティア事業をより身近に感じ、応

募しやすい環境を整えることを念頭に、次期募集にあたる 25 年度春募集以降は、語学資格を有していない応募者には 1 次選考時に TOEIC を受験する機会を設けることとした。

表 11-3 24 年度の応募者人数実績

(数値は人数)

	青年海外協力隊		シニア海外ボランティア		日系社会青年ボランティア		日系社会シニア・ボランティア	
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度
春募集	1,550	1,351	594	518	8	4	-	-
秋募集	1,124	1,620	369	591	81	138	86	93

### 選考制度の改善

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、開発途上国の需要の高い職種についての的確な候補者を迅速に確保するため、ボランティア人材バンク（有資格者登録制度）の導入を提案している。24 年度には、同提案を踏まえて新たにシニア海外ボランティア新登録制度を導入し、募集を開始した。募集の結果、実務経験、語学、健康等の面で一定の基準を満たした 4 名（経営管理 2 名、自動車整備 1 名、理科教育 1 名）が登録人材として合格し、25 年度の派遣に向けて準備を進めた。
- 24 年度はさらに、国内から幅広い応募者を得るための新たな取組として、24 年度秋募集からシニア海外ボランティア選考における二次面接の地方実施を開始した。その結果、総受験者（177 人）の 4 割（72 人）の受験者が地方での面接を受験した。これまでは東京のみで二次面接を開催し、その際の旅費については機構が 3 分の 2 を負担し、残り 3 分の 1 を受験者負担としてきたが、二次面接の地方実施の導入以降は、受験者の現住所のある各都道府県の県庁所在地の代表駅から、指定した試験会場までの往復交通費のうち、上限 5,000 円までを受験者負担とし、5,000 円を超える部分を機構負担とすることとした。本取組により、二次選考受験に係る旅費の大幅な効率化が図られ、約 2 百万円の機構負担経費の削減が実現した。25 年度募集からは、青年海外協力隊の二次面接にも地方実施を導入することとし、対象職種の選定、基準、実施場所の選定等を進めた。

### 訓練・研修方法の改善

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、ボランティア自身による自立的な活動に資するべく、実践的な訓練プログラムの拡充が提言されており、24 年度は、25 年 4 月からの導入に向けた訓練プログラム（カリキュラム及びシラバス）の抜本的な見直しを行った。具体的には、現地活動を自ら積極的に展開できるよう、従来の座学重視の訓練から、目標管理や、ファシリテーション手法、プレゼンテーション手法、コミュニケーション手法等、より参加型かつ自発的な思考が求められる講座を導入した。新たな講座の導入に伴い、従来の講座の一部（ジェンダー入門、環境と開発、エイズ基礎講座等）は、事前学習の対象とすべくウェブベースの訓練を導入し、25 年 1 月の訓練から採用した。研修内容の再編を踏まえて、それぞれの特性及び必要技能に応じた最適なプログラムを構成すべく訓練期間を見直し、青年海外協力隊の訓練は 65 日から 70 日に、シニア海外ボランティアは 65 日から 35 日に変更した。
- 「ボランティア事業実施の改善に向けた具体的取り組み」にも掲げられた訓練・研修方法の効率化に関しては、「公共サービス改革基本方針」（24 年 7 月閣議決定）を踏まえて、ボランティアの訓練・研修委託業務及び選考支援業務が 25 年度から民間競争入札（市場化テスト）の対象となったこと

を踏まえた取組を進めた。24年度は、契約ロットの分割、入札説明会の開催、共同体結成制限の撤廃、企画書作成期間の長期化、価格面の審査比重の引き上げ等、公募方法やその内容について大幅な見直しを行った。その結果、1ロットを除いて複数者の応札が得られるなどして競争性が高まり、1年間当たりの契約総額が従来から下回るなど、効率化が図られた。

## **指標 11-7 帰国隊員の進路支援強化の状況**

### **帰国隊員の活動報告会の実施**

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバル人材の確保・養成に関心を寄せる企業や地方自治体に対して、ボランティアのグローバル人材としての価値を広く発信し理解の促進を図るべきと提言されている。機構は、現地でのボランティア活動の様子や活動を通じて得られたスキル等について広く理解を得ることを目的として、機構の国内拠点等において、帰国隊員による活動報告会を実施している。24年度は計画を上回り、計5回実施し（内訳：名古屋市2回、静岡市1回、横浜市1回、長野市1回）、合計100名以上、35の民間企業・地方自治体からの参加があった。参加者からは、「帰国隊員から現地活動状況や成果を生々の声で聞くことはインパクトが大きい」といった意見が寄せられた。また、地方自治体に対する帰国時表敬の機会などを捉えて、自治体関係者の協力隊事業に対する理解の促進を図るとともに、ボランティアの進路カウンセラーが構築した企業ネットワーク等を活用し、グローバル人材として即戦力になりうるボランティアの価値等についての情報発信を行った。

### **企業との連携による進路開拓支援**

- 帰国隊員の進路開拓のため、帰国隊員と求人企業の双方がアクセスできる機構ウェブサイトの帰国隊員進路情報ページを一新し、求人情報やセミナーなどの有用な情報を帰国隊員に届けるとともに、企業側が登録人材情報を閲覧できるサービスを開始した。同ページについては、民間連携ボランティア等の説明会においても積極的に広報を行った。その結果、即座に社内人材を民間連携ボランティアとして派遣できる環境にはないものの、帰国隊員を採用することで自社の国際競争力の強化につなげたいとの期待を有する企業などから、帰国隊員向けの求人情報の掲載希望が多く寄せられるようになった。求人数は23年度の717人から1,880人に大幅に増加し、帰国隊員の進路検討時の選択肢拡大に貢献した。
- 23年4月から24年3月までの帰国ボランティア1,402名を対象に、進路状況を確認するためのアンケートを実施したところ、対象者の8割から回答があり、回答者の97%以上から進路が決定した旨の報告があった。

### **地方自治体や教育委員会における帰国隊員の採用**

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の日本社会への貢献が重要な柱として掲げられていることを踏まえ、青年海外協力隊員の進路支援及びボランティア経験の地域社会への還元に貢献する観点から、地方自治体等に対して地方自治体職員及び教員採用の特別選考制度（採用試験における筆記試験の免除、社会人枠の適用などの特別措置）の採用について積極的に働きかけを行った。この結果、24年度は新たに、埼玉県、山形市、大仙市、秋田市の地方自治体、及び、熊本県、東京都の教育委員会が上記の制度を導入した。これにより、特別選考制度を有する地方自治体は合計で54となった。この制度を通じて、24年度には13名の帰国隊員が3県3

市（内訳：熊本県1名、佐賀県1名、埼玉県1名、京都市6名、大仙市2名、横浜市2名）の地方自治体に採用されるとともに、53名の帰国隊員が教員として採用された。

#### **指標 11-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況**

- 「ボランティア事業実施の方向性」では、グローバルな視点を持った人材の日本社会への貢献が重要な柱として掲げられており、ボランティア経験を社会に還元するための支援の充実が提言されている。提言を踏まえ、24年度には、隊員活動の効果的な発信方法や、帰国後の社会還元の考え方、就職活動に必要なスキルについて講義を行う「帰国後訓練（仮称）」プログラムを導入した。24年度は試行版を2回実施し、現職参加者を除く帰国隊員の44%にあたる240名が参加した。参加した帰国隊員からはプログラムの継続開催への要望が大きく、25年度からの本格導入に向けて詳細内容の策定を行った。
- 帰国ボランティアによる東日本大震災被災地に対する支援活動を通じて、青年海外協力隊としてのボランティア経験は、震災からの復興に向けた取組にも還元されている。機構は、23年8月から青年海外協力隊経験者などを復興推進員として宮城県東松島市に派遣しており、住民会議のファシリテーション等を通じてボランティア経験の社会還元を促進してきた。これらの取組が評価され、25年1月に復興庁、青年海外協力協会（JOCA）、機構の間で、東日本大震災復興支援に係る連携協定書を締結し、被災した地方自治体のニーズ調査や人材募集、帰国隊員の活用の検討などについて合意した。同協定に基づき、25年4月1日時点で、23名の帰国隊員が復興庁に採用されており、岩手県と宮城県を中心に、土地区画整理、観光振興、メンタルケア、介護、河川改修、地域保健医療など幅広い分野の業務に従事している。また、派遣前から、ボランティア経験を東日本大震災の復興支援に還元する方法について、考える機会を提供すべく、福島県の二本松訓練所では、ボランティア候補者が訓練中の所外活動の一環として、津波被災地の視察、仮設住宅等の訪問、被災地支援ボランティアを行う機会を設け、24年度はのべ223名の訓練生が参加した。さらに訓練終了後には、二本松訓練所からだけでなく、駒ヶ根訓練所からの一部のボランティア候補者が合流して自主的に被災地での支援活動を行った。
- 21年度より実施している「日本も元気にする青年海外協力隊」と題したプロジェクトの一環として、隊員経験を通じて培った行動力や視野の広さ、忍耐力等を活かし、関西地域の民間企業や行政組織、教育機関の発展や活性化に取り組んでいる帰国隊員12名を紹介するパンフレットを製作し、地方自治体関係者等に配布するとともに、イベント等の開催時には一般来訪者にも配布した。パンフレットでは、関西地方の発展に貢献する帰国隊員の活動等を紹介し、アピールした。

## 小項目 No.12 市民参加協力

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	12. 市民参加協力
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO 等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。</li> <li>● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。</li> <li>● 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① NGO 等が活動するために必要な事業対象国情報を、ウェブサイトにて更新する。</li> <li>② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を実施し、案件開始後計画をレビューする実施計画協議を実施するとともに、終了時における評価の確実な実施に努める。</li> <li>③ NGO と機構間の協議会等における草の根技術協力事業に係る協議の実施と協議内容から抽出された必要な取組の実施に努める。</li> <li>④ 地球ひろばを通じて、所管地域で行われる多様な手作りの国際協力の試みに対し、支援サービスを提供するとともに、NGO、企業、市民等の情報受発信、ネットワーク化等のための機会を提供する。なお、これらの取組により、情報発信件数を1割増加させること、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを旨とする。</li> <li>⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の</li> </ol>

能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。なお、これらの取組により、開発教育に関する JICA ウェブサイトの充実によるアクセス数を 100,000 件以上とすること、開発教育に関する研修の実施実績人数を 3,500 人以上とすることを目指す。

- ⑥ 国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善を図る。

## 要旨

機構は、NGO 等の市民による団体が担い手となる事業の推進を通じて ODA に対する国民の理解と参加の拡大に努めており、24 年度は、団体等の提案に基づく草の根技術協力の推進、市民による国際協力の拠点である地球ひろばの移転、教育現場や NGO のニーズに応じた開発教育や NGO 等に対する能力強化研修などを適切に実施した。

NGO 等の提案に基づき実施する草の根技術協力については、24 年度は新たに 44 件を採択し、継続案件も合わせて 206 件を実施した。

これまで広尾センター内にあった地球ひろばについては、閣議決定（22 年 12 月）を踏まえて 9 月に市ヶ谷に移転した。移転に先立ち、NGO 等の登録団体や団体訪問の学校等には前広に周知するとともに、移転後の広報にも積極的に取り組んだ結果、移転時の一時閉館の影響や団体貸出用セミナールーム数の減少等もあり、利用者は前年度より 15%減少したものの（136,462 人）、学校による団体訪問（396 校 8,227 人）の実績は拡大した（前年度比 60 校増）。また、市民に対する情報発信等のサービスについては、移転先での貸出可能施設数の減少により施設の貸出実績は 1,011 件に減少したものの（前年度比 1.2 割減）、メールマガジンの登録件数は 10,931 件（有効登録件数比では前年度の 1.8 割増）、登録団体総数は 667 団体（前年度比 1 割増）となり、対前年度比 1 割増との目標を達成した。また、移転先で併設されている機構の研究所との連携によるセミナーの開催等も行った。地球ひろばの体験ゾーンの利用者や登録団体に実施したアンケートでは、5 段階評価で上位 2 つ以上の評価が目標値（7 割）を上回った。また、地球ひろばの展示物貸与に係る公的機関等との覚書締結等も進め、首都圏以外への地球ひろばのサテライト機能の普及・展開も推進した。

開発教育に関しては、地方自治体等で実施する教員向け各種研修での国際理解教育や開発教育の導入を働きかけた結果、研修受講者数は 13,644 人になり、前年度の実績及び目標値を上回った。また、教師海外研修については、24 年度は東北地方の教員向け研修を地震・津波等の被災経験を共有するインドネシアで実施したり、教育行政担当者向けの研修を実施するなどした。これらの取組等についてウェブサイトを通じて発信した結果、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は 185,110 件（前年度比 9.3%増）に達し、目標値 10 万件を上回って達成した。

NGO 等の能力強化支援については、NGO のニーズにきめ細かく応える工夫を図りながら、一部受益者負担を通じて経費の効率化を図り、国内拠点等における研修プロジェクト運営基礎セミナーやマネジメント能力強化研修、地域 NGO 提案型研修等を実施したほか、NGO の海外のプロジェクト現場へのアドバイザー派遣や国内事務所への派遣等を行った。これら研修の受講団体からは、NPO 認定や、寄附金収入の拡大、公的機関の支援対象としての採択等に寄与したとの声が寄せられるなど、有効性を評価された。

## 指標 12-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況

### 草の根技術協力事業の実績

- 機構は、NGO、大学、地方自治体や公益法人等の団体が、これまで培ってきた知見や経験をいかした提案に基づき、開発途上国の地域住民の生活改善や生計向上に役立つ事業を進める取組として、草の根技術協力事業を実施している。草の根技術協力事業には、提案団体の類型により、「草の根パートナー型」、「草の根協力支援型」、「地域提案型」の3形態に分類され、それぞれ協力規模・期間の上限が定められている。

表 12-1 草の根技術協力事業の概要

	草の根パートナー型	草の根協力支援型	地域提案型
提案団体	開発途上国での国際協力活動の実績が2年以上あり一定の経験を有する NGO、大学、公益法人、民間企業等	国内外での活動実績が2年以上あるが、国際協力の経験が比較的少ない、 NGO、大学、公益法人等	地方自治体
協力規模 (上限)	・5年以内 ・総額1億円以内	・3年以内 ・総額2,500万円以内	・3年以内 ・総額3,000万円以内

- 24年度に、草の根技術協力のそれぞれの形態により実施した事業の件数は合計で206件となり、地域提案型と草の根パートナー型については前年度の実施件数を上回って実施した。また、24年度に新規採択を内定した件数は計44件となった（表12-2参照）。24年度に実施した草の根技術協力の実施例は以下のとおり。
  - **地域提案型：モンゴルの寒冷地における都市開発技術改善（北海道旭川市）**
    - ・ 平均気温が-20℃以下にもなる寒冷地ウランバートル市において、旭川市の寒冷地型技術を生かしながら、宅地開発、道路配置、道路舗装・維持管理などの都市開発技術の基準作りを行いつつ、ウランバートル市の都市再開発事業に同基準を反映させるための行動計画作成を支援した。旭川市職員等の専門家派遣を通じて、都市開発技術基準案へ技術的な助言を行うとともに、ウランバートル市関係者を北海道に招き、旭川市の都市開発技術基準に基づいて開発・整備された街づくりや寒冷地特有の凍結路面対策等について総合的に技術移転を進めている。
  - **草の根パートナー型：地域環境に配慮したブルキナファソのバム湖周辺地域における農業生産向上プロジェクト（NGO 緑のサヘル）**
    - ・ ブルキナファソ中央北部州バム県にあるバム湖周辺地域では、穀物生産の大幅な低下が課題となっていることから、生産・収益能力の向上や産物の販売による収入向上を目的とした支援を実施した。対話を通じて住民の生活上のニーズを拾い上げ、現地住民の技術を最大限活用した取組を進めた結果、協働を通じたコミュニティとしての連帯の強化、女性の収入向上、労働負担の軽減等の効果が見られた。事業最終年度の24年度は、ブルキナファソ全国では不作であったにもかかわらず、対象村では目標値を大幅に超える穀物生産高を挙げる等の成果が挙げられた。

表 12-2 24 年度に実施及び採択した草の根技術協力案件の実績

	実施案件実績		新規採択
	24年度	対前年度比	24年度
地域提案型	76件	9件・13%増	16件
草の根協力支援型	29件	±0	8件
草の根パートナー型	101件	6件・6.3%増	20件

- 24 年度はさらに、「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」が補正予算により認められたところ、機構は、地方自治体との連携を促進すべく、地方自治体のニーズに柔軟に応えるべく制度設計を行い、25 年 3 月に募集を開始した（小項目 No.14「多様な関係者との連携」の指標 14-2「地方自治体との連携推進に向けた取組状況」に詳述）。

### 草の根技術協力事業の制度改善の取組

- 草の根技術協力事業の成果と教訓をより明確に関係者間で共有し、将来の事業実施にフィードバックするための方策として、24 年度より新たなモニタリング・評価制度を導入した。旧来の評価制度からの変更点としては、実施団体から、草の根レベルの 社会開発の効果を表現しづらいとの指摘が挙がっていたことをふまえ、関係者のエンパワメントの過程がより見えやすくなるよう、また、事業マネジメントの状況についても表現しやすくなるように工夫した。具体的には、これまでの DAC 評価 5 項目に基づく旧 5 項目を整理し、草の根技術協力事業独自の評価 4 項目を設定した。また、草の根技術協力事業の案件形成は、提案団体による背景調査のみに基づいてなされるが、事業開始後半年を目途に実施計画を提案団体と機構双方で点検する「実施計画レビュー」を導入することで、より現地の状況に適合した計画・運営体制へと適正化を図った。実施計画レビューは 24 年度に新規開始した案件について実施した。さらに、従来のモニタリング様式や終了時評価様式を、事業効果・成果を確実に抽出、発信、共有しやすい形に工夫・変更した。こうした草の根技術協力事業におけるモニタリング・評価の考え方を周知するため、採択内定団体に対して事業開始前に「事業マネジメント説明会」を開催した（24 年度は 2 回実施）。
- NGO と機構がお互いの違いを認めながら対話を進め、イコールパートナーとしての信頼関係を築いてきたかを振り返るとともに、得られた教訓を今後のパートナーシップ向上に活かすことを目的として、NGO-JICA 協議会でも導入が提起された「NGO-JICA イコールパートナーシップ振り返りシート」を 24 年度から本格導入し、24 年度に終了した案件について作成した。振り返りシートから得られた情報は集積した上で、定期的に機構内の関係部署へフィードバックするとともに、課題が認められた場合には NGO-JICA 協議会で共有し、改善点に向けた議論を行った。
- NGO-JICA 協議会でも提起された NGO 側のニーズに応え、草の根技術協力事業の経理手続きの合理化に向けて具体的な検討を進めた。特に少額の海外活動諸費にかかる経理処理の簡素化を求める NGO 側からの声に対応するため、管理費改訂に向けた草の根技術協力事業の支出状況にかかる実態調査を NGO 側の協力を得て実施した。調査結果を踏まえて、25 年度に管理費の積算方法などの追加調査を行うことを決定した。



## 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

- 機構は、草の根技術協力事業への参画を希望する NGO 等の団体に対し、円滑な事業実施が可能となるよう、機構のウェブサイトを通じて、対象協力地域に関する最新情報を提供している。24 年度は新たに、南スーダン、ルワンダ、チリ、ミクロネシアの 4 カ国分の情報を追加するとともに、60 カ国分の内容を更新した。

## 指標 12-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

### 地球ひろばの移転と利用の実績

- 市民参加による国際協力の拠点である「地球ひろば」は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月 7 日閣議決定）を踏まえて、9 月に広尾センターから JICA 市ヶ谷ビルに移転した。移転に先立って、NGO 等の地球ひろば登録団体や団体訪問の学校、旅行会社等の地球ひろば利用者に周知するとともに、移転後も引き続き受け入れに支障がないことを伝えた。また、NGO や市民団体等を含む市民とともに国際協力を推進する地球ひろばの「結節点」としての機能を損なわないよう、貸出料金・予約受付方法等の移転後の施設利用の方法について調整し、移転前に十分な期間を取って案内を行った上で、施設利用を受け付けた。その結果、移転に対しての利用者の大きな混乱もなく、移転後の施設利用が行われた。



図 12-1 JICA 市ヶ谷ビル移転後の地球ひろば

- 24 年度の地球ひろばの来館者・利用者は 136,462 人（前年度比 20,271 人減）となった。前年度から来館者が減少した理由としては、9 月の移転に際して 1 カ月間施設を閉館していたこと、移転先の JICA 市ヶ谷ビルにおける外部利用者向けに貸出可能なセミナールーム数が減少したことなどが影響したことなどが考えられる。

表 12-3 24 年度の地球ひろば利用実績 （単位：人）

	24年度 実績	23年度 実績	対前年度比
地球ひろば利用者合計	136,462	156,733	-20,271
(内訳)			
・ NGO等市民団体によるセミナー等 イベント開催のための利用	78,437	95,158	-16,721
・ 展示スペースである体験ゾーン 訪問者	27,185	27,898	-713
・ 食を通じた開発教育支援の場 あるカフェの利用者	30,840	33,677	-2,837

- 他方、展示見学と地球案内人による国際協力体験談や開発途上国の食事体験をパッケージにした団

体訪問については、修学旅行の計画時期などに配慮しつつ、移転の約1年前から旅行代理店や学校への案内を随時行ったところ、24年度は修学旅行などで全国の396校から8,227人の来訪があり、地球ひろばの移転や閉館期間があったにもかかわらず前年度より増加する結果となった（前年度比60校、1,048名増）。また、地球ひろば来館90万人突破記念セレモニーを開催し、団体訪問として来訪した小学校を表彰した（25年1月）。

**表 12-4 24年度の地球ひろばの団体訪問実績**

	24年度	23年度	対前年度比
訪問学校数	396校	336校	+60校
訪問人数	8,227人	7,179人	+1,048人

- 24年度も、市民に関心の高い時機に適ったテーマを選定することにより、地球ひろばの主要な事業目的である市民の国際協力への関心を高めることを狙いとして、多くのセミナーを主催した。また、移転後は市ヶ谷での知名度向上も念頭に一般市民に関心の高い各種イベントを開催した。特に、25年6月に開催予定のTICAD Vに向けて、大使館の協力も得つつアフリカの最新動向を盛り込んだ合計9回の連続セミナーでは、計626名の参加を得た。また、移転先のJICA市ヶ谷ビルにある研究所と連携した取組も進め、インドに対する養蚕分野の技術協力を事例に、研究成果の市民へのアウトリーチを念頭に置いたセミナーを開催した（12月）。
- 近年関心が高まっている民間企業のBOPビジネスやCSR活動、ソーシャルビジネスに関する国際協力活動を広く紹介するため、BOPに関連する展示やセミナーなどを実施し（計7回）、市民やNGO、民間企業等、合計で534名に上る参加を得た。また、フェアトレードに関する連続セミナー（計9回）や社会起業家に関する連続セミナーを実施（計13回）した。

#### 地球ひろばのサテライト機能の強化

- 首都圏以外でも、市民の国際協力に対する理解の促進に広く取り組んでいくために、公的機関等と展示に係る覚書を締結し、地球ひろばの展示物の貸与を行う、地球ひろばのサテライト機能の普及や展開を図った。23年度に展示に係る覚書を締結した埼玉県総合教育センター（24年度実績：のべ約4.4万人の見学）に続き、24年度は長岡市国際交流協会（延べ約1.5万人見学）と覚書を締結した（5月）。展示を通じた開発教育を推進するため、これらの地方自治体では長期間常設で地球ひろばの展示を行った。この取組は展示スペースの減少に起因する体験ゾーンへの来館者減少を補う一つの手段にもなった。また、全国科学館連携協議会（事務局：日本科学未来館）と展示の覚書を締結し（7月）、全国約200件の加盟科学館に向け国際協力緊急援助隊関連の展示の貸出パッケージを用意し、被災地である岩手県のもぐらんぴあ・まちなか水族館の復旧に併せた展示に向けて貸与するなど、4件の貸与を行い、約3.1万人が見学した。今後、広報プラザ等を有する国内拠点を通じて地球ひろばのサテライト機能の普及や展開に取り組む計画である。

#### 市民に対する情報サービスの提供

- 地球ひろばは、地球ひろばが主管する市民参加事業やイベントなどに関して年間を通じて積極的に情報提供を行っており、24年度のメールマガジンの登録件数は累計10,931件となった。23年度末時点で把握した累計実績（13,303件）からは減少しているが、これは、24年度にメールマガジンの

アドレスを変更した際に判明した不通のアドレス 4,062 件を削除したためであり、これを踏まえて、23 年度末時点の有効登録件数を 9,241 件として整理すると、18%の増加となる。また地球ひろばでのセミナーの告知などでは、ソーシャルメディアを中心に広報を行うように移行しており、25 年 3 月には Twitter と Facebook の地球ひろばアカウントを取得した。

- 地球ひろばは、NGO 等の市民団体がそれぞれの活動の取組を広く受発信し、団体同士が交流・連携する場としてセミナールーム、メールボックス、写真展示スペースなどの施設を提供している。24 年度は広尾国際センターから JICA 市ヶ谷ビルへの移転やこれに伴う閉館期間があったが、これら施設機能を活用する登録団体が 61 団体増加した（23 年度末時点 606 団体、24 年度末時点 667 団体：前年度比 11.0%増加）。一方、移転による 9 月中の閉館や移転後のセミナールーム貸出数の減少により、施設貸出数は 1,011 件（前年度比 225 件減）と、前年度から比べて減少した。

表 12-5 24 年度の地球ひろばの登録団体実績

	24 年度	23 年度	対前年度比
登録団体数 (年度末時点、累計)	667 団体	606 団体	+61 団体 (+11%)
施設貸出数	1,011 件	1,236 件	-225 件 (-12%)

#### 利用者の満足度の向上

- 市民による国際協力拠点である地球ひろばでは、利用者のニーズに即した機能の強化を図るべく、24 年度も体験ゾーン（相談・展示スペース）において、団体訪問及び一般訪問による利用者アンケートを実施したところ、展示に関する満足度は 5 段階評価で上位 2 つの評価（とても良かった・良かった）がそれぞれ 96%、94%、同様に、地球ひろばで実施した主催セミナーのアンケート結果においても、上位 2 つの評価（大変よい・よい）が 92%となった。それぞれ、年度計画で掲げた目標値である 7 割を上回って達成した。
- 地球ひろばの登録団体に対しても施設利用に関するアンケートを行い（24 年 1 月～12 月の利用のため、24 年 1 月～8 月は広尾センターの施設、10～12 月は JICA 市ヶ谷ビルの施設利用が対象）、5 段階評価で上位 2 つの評価（非常に満足・満足）が 79%となった。施設のファシリティや地球案内デスクや受付の丁寧な対応などに対して高評価が多い一方で、移転直後のアンケートにおいては、移転後の建物までのアクセス案内や外部向けセミナールームの貸出数などについて要望が寄せられ、近隣駅から地球ひろばへの案内強化など、対応可能なものについて改善の取組を行った。こうした状況の中、「今後も施設の利用を希望する」という項目について、5 段階評価で上位 2 つの評価（利用したい・やや利用したい）が 86%となり、移転後も継続して NGO 等市民団体による地球ひろば施設利用の要望が高かった。

#### 国際協力に関するセミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- 市民が国際協力に取り組む機会を提供するため、24 年度は、国内拠点、関係の外部機関（各種学校、行政機関の施設）、イベント会場等でセミナーやワークショップ等を 4,382 件実施した（前年度比 0.4%増）。また、地方自治体や市民団体が取り組むセミナーの共催者としての協力を 388 件実施した（前年度比 35%増、うち地方自治体との共催事業は 168 件）。

- グローバルフェスタ JAPAN 2012（10月、於日比谷公園、来訪者約10万人）等、大規模な国際協力イベントについては、機構は共催者として企画段階から積極的に参画し、当日はブースでの展示、ステージでの発表、ワークショップ等を通じて、開発途上国の現状や機構の事業紹介等を行った。

### 指標 12-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況

#### 機構ウェブサイト上の関連ページの充実によるアクセス数の拡大

- 機構の各国内拠点のウェブサイトにおいて、エッセイコンテンツや教師海外研修など、開発教育支援事業に関する情報提供、報告などを含めたコンテンツ等の拡充を図った。9月に機構のウェブサイトの全面改訂を行った際には、市民参加協力のページや、国際協力に参加したい個人や団体向けのサイトの改訂を併せて行った。特に、市民参加協力のページでは、取組の背景や意義を掲載するとともに、事業ごとのサイトを設け、関係者が参照しやすいように努めた。開発教育に関しては、国内拠点により実施内容が異なることから、機構全体のウェブサイトから各国内拠点の関連ページにリンクを貼ることにより、参照しやすくなるよう改訂した。その結果、開発教育関連のウェブサイトアクセス数は185,110件（前年度比9.3%増）に増加し、年度計画に掲げる目標値10万件を大きく上回った。

#### 開発教育に関する研修実績の拡大

- 開発教育に関する各種研修については、各国内拠点で実施する研修の拡充を図るとともに、地方自治体の教育センターに対して、教員研修における国際理解教育や開発教育に関する講義の設置を働きかけるなどした結果、24年度の受講者数は13,644人となり、前年度実績（13,427人<sup>1</sup>）及び目標値（3,500人以上）をともに上回った。
- 研修の質の向上に向けては、開発教育に豊富な知見を有するNGO等との連携を進めており、NGO等と連携して実施した研修は24年度は91件に拡大し（23年度：70件）、受講者数も4,363人に増加した（23年度：3,702人）。
- これらの各種研修は受講者からも好評を得ており、「年代、校種、経験などが異なる人と授業作りや交流ができた。模擬授業を受け評価まで行い、改善方法も深く考えることができた」などのコメントが寄せられた。

#### 地方自治体関係機関等との連携を通じた開発教育実践者の能力向上

- 前述のとおり（指標12-2「地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績」参照）、23年度に地球ひろばとの覚書を締結した埼玉県総合教育センターとの間での開発教育推進に向けた具体的な取組が進展した。同センターの協力により、新任教員研修時に、地球ひろばからの貸与展示物の見学が組み込まれるようになり、24年度だけで約1,200名の小・中・高校の教員が展示を見学した。また、地域の小学校がセンターの展示スペースで体験学習を行ったり、展示物の一部を県内の学校に貸し出すという試みも実施した。体験学習に参加した子どもからは「いろいろな人たちがごはんを食べられないし、学校にも行けない子がいることがよくわかりました」などの感想が寄せられた。また、埼玉県との連携を参考にして、群馬県教員研修センターにも働きかけを行い、埼玉県より規模は小さいものの、同様の展示が開始された。

<sup>1</sup> 23年度の受講者数13,427人は、23年度の業務実績報告書で報告している開発教育指導者研修実績9,725人に、教師対象セミナー等の受講者3,702人を加えたもの。

- 機構では、以前より開発途上国の課題を日本の児童・生徒に伝える教材を作成していたが、学習指導要領での位置づけが不明確、想定している対象者と内容のレベルが合っていない、漢字やフリガナが学校現場の事情を配慮していない、といった点から使いにくいとの指摘を受けていた。こうした点に対応した学校現場でより使いやすい教材を作成すべく、24年度には埼玉県総合教育センターの協力を得て、開発途上国の課題と学習指導要領との関連を示した教材「国際理解教育実践資料集」を作成し、25年度から教育現場に配布する計画である。
- 開発教育を専門とする NGO との連携にかかる協議を 5 回、同協議会の開発教育分科会のフォローアップとして仙台で 1 回実施した。仙台では東北地域の開発教育を専門とする NGO を交え、機構が行う開発教育関連のセミナーでの NGO のリソースの活用など効果的な開発教育支援のための連携事例を共有し、今後の更なる連携のあり方について意見交換を行った。(NGO-JICA 協議会については、小項目 No.14 「多様な関係者との連携」の指標 14-1 「NGO との連携推進に向けた取組状況」を参照。)

### 国際協力体験や調査結果の還元を通じた国際理解教育の促進

- 開発途上国での協力体験を地域社会に還元し、教育現場における国際理解を促進する目的で、機構の職員、ボランティアや専門家経験者、研修員等が、学校等の教育現場で国際協力や開発途上国での体験や途上国と日本との関係等を伝える「国際協力出前講座」を実施しており、24年度は 1,927 件実施した（対前年度比 7.2%増）。事後に行ったアンケートでは、提出した約 1,300 校のうち 96% が「とても良かった」もしくは「良かった」と回答した。
- 出前講座では、青年海外協力隊 OB/OG に講師を依頼することが多いが、学校側のニーズに応えるには、各学校の現場の状況をふまえ、要望の内容を把握する等、いくつかのポイントを押さえておく必要がある。新たな講師にこうしたノウハウを共有し、ニーズに応じた出前講座を実施するとともに質を向上させるため、各国内拠点で講師候補者対象のスキルアップセミナーを 6 回実施し、115 名が参加した。
- 開発途上国に対する県別依存度調査は、日本人の日常生活を構成するさまざまな要素がどのように開発途上国に依存しており、相互の関係がどれほど深いかにについて県別の特徴を踏まえながら、具体的・定量的に分析し、整理することを目的とした調査である。調査結果は、24年度には東京都を除く関東地方全県、北海道、愛知県、中国地域 5 県でパンフレットに纏められ、学校教育現場や出前講座や各種セミナーなどで活用され、国際理解向上に役立てられている。



図 12-2 県民依存度調査（新潟県版）

## 国内拠点における学校訪問等の受入

- 機構の各国内拠点では、国際協力に対する理解促進や開発教育支援を目的として学生・生徒の訪問を積極的に受け入れ、国際協力の意義や開発途上国の現状等を説明する「JICA 訪問プログラム」を実施している。24 年度には、全拠点で 1,204 校（前年度比 14% 増）の訪問を受けており、満足度に関するアンケートでは、回答した学校・団体のうち 99% が「とても良かった」もしくは「良かった」と回答した。来訪者からは「教育、医療、食物、地球環境まで幅広い展示で包括的に考えることができた」、「訓練中のボランティア候補生の積極性が学生達に刺激を与えた」などのコメントが寄せられた。

## 教師海外研修を通じた教員の国際協力理解・実践に向けた支援

- 今後のグローバル人材育成の担い手として期待されている教員が、国際協力の現場を訪問し、開発途上国の抱える課題への理解を深めることを目的とした教師海外研修を 24 年度は 20 コース実施し、173 人の参加者があった（23 年度より 2 名増加）。東北地方の教員に対しては、震災からの復興経験の共有も目的として 23 年度に引き続きインドネシアの災害復興支援・防災教育をテーマに実施し、社会科の教師用資料集に、参加者が現地の様子等を報告した寄稿文が掲載された。また、千葉県からの参加教員は、教師海外研修の成果である自らの事業実践例に加え、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念や生徒の変容等をまとめ、他の教員に国際理解教育の実践を促す「ESD 実践へのいざない」という小論を寄稿し、同じく社会科の教師向けの資料集に掲載された。
- 教師海外研修の参加者に対しては、開発教育指導者セミナー等の関連事業の情報提供を行うなど、引き続き開発教育の実践に向けた知識向上を促すためのフォローアップを行った。東北支部では、24 年度の海外研修参加者の帰国後研修を実施した際に、過去の参加者のうち熱心に国際協力に取り組んでいる教員の参加を得るとともに、開発教育 NGO や教員団体から開発教育の教材や素材を得ることで、開発教育の実践に関する知見の共有や教員間のネットワーク構築を促進した。
- 24 年度はさらに、教育委員会の指導主事等を対象とした教育行政担当者コースを地球ひろばと四国支部で実施した。このコースは、現場で開発教育を実践しようとする教員がいても、授業の中で位置づけにくい、上司の理解が得られにくい、といった現場からの声を受け、教育委員会の関係者や教育現場の管理職に国際理解教育の意義を理解いただき、導入への協力を得るために実施したものである。また、高専・工業高校教員向け研修を新たに北陸支部で実施し、新興国の経済成長の様子や日本企業進出の現場等を視察した。

## グローバル人材の育成などに関するセミナー等の開催

- 地域や民間企業で高まるグローバル人材のニーズに対する機構の貢献を発信するとともに、有益な情報を提供すべく、各国内拠点でグローバル人材育成などに関するセミナーやイベントを開催した。宮崎県では青年海外協力隊経験者に加えて地元企業関係者、教育関係者が参加したセミナーを実施したほか、北陸支部では、教師海外研修とも関連させて技術系グローバル人材開発セミナーを高専関係者や技術系の学会関係者と開催した。

## 指標 12-4 NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況

- 機構による NGO 等向けの研修は、外務省、地方自治体、JANIC などのネットワーク型 NGO 等の

他の組織・団体による NGO 等向け研修と重複しないよう役割分担を考慮して実施しており、機構は、プロジェクト運営に関する集合研修として、機構が NGO 等に委託して実施する草の根技術協力を不可欠な「PCM 研修」を実施した。加えて、各団体の組織運営やプロジェクト運営上の課題や個別のニーズに柔軟に対応すべく、「組織力アップ！NGO 人材育成研修」、「NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣」及び「NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣」を実施している。これらの研修は単に知識やツールを教える集合研修ではなく、基本的に団体のメンバーが自ら課題を分析して、その課題に取り組むことを前提としており、組織のニーズを明確にし、そこに講師等が直接アドバイスを行う形の支援となっている。また、NGO 等に向けた研修機会が少ない地域のニーズにも応えるべく、「地域 NGO 提案型研修」を行っており、24 年度にはこの研修にも個別相談を設ける等して、NGO のニーズにより柔軟に応えられるよう配慮した。

### NGO 等組織強化、事業運営能力向上に向けた研修プログラムの実施

- 「国際協力担当者のための PCM を活用したプロジェクト運営基礎セミナー」を、24 年度も国内拠点を中心に幅広い地域で開催した。計画・立案コースと、モニタリング・評価コースの 2 コースを併せて 24 回実施し、NGO 職員、大学・地方自治体関係者など計 308 名（延べ人数）が受講した。事後のアンケートでは、「PCM 手法は活用できそうですか」との問いに対し、計画・立案コースでは 96%、モニタリング・評価コースでは 91%の参加者が、「よく活用できそう」「一部活用できそう」と回答した。また「今回の研修は満足できるものでしたか」との質問に対し、計画・立案コースでは 97%、モニタリング・評価コースでは 93%の参加者から「大変満足だった」もしくは「満足だった」との回答を得られた。
- NGO の組織あるいは事業のマネジメント能力の強化を支援する「組織力アップ！NGO 人材育成研修」については、24 年度は組織マネジメントコースに 7 名、プロジェクトマネジメントコースに 8 名が参加した。本研修は、研修を実施する側が一方向的に処方箋を提示するだけでは組織を改善するような効果は得られないとの認識に基づき、組織マネジメントやプロジェクト運営にかかる基本事項は集合研修で講義し、参加者はその基礎知識をふまえて所属団体の課題・ニーズを整理し、自団体の組織強化につながるアクションプランを研修開始後数カ月で作成するものである。所属団体の代表者及び機構の確認も得た上で、研修後半の約半年にわたり実施、その過程で機構がアドバイザー派遣や国内・海外研修の一部費用を支援するという内容の研修である。経費の効率化に向け、一部の研修費用は受講者の自己負担として実施した。終了後のアンケートでは、参加者全員から 5 段階評価の 5（十分役に立った）もしくは 4（役に立った）との回答を得ており、また研修の最後に行う最終報告会では、本研修でアクションプランの実施を通じて得た成果を、各団体の代表同席のもとで参加者が報告した。成果の具体例は次のとおり。

#### ➤ 「組織力アップ！NGO 人材育成研修」参加者の声

- ・ 研修を通じて、団体として初めて新たな地域で事業を立ち上げる調査を行った。この調査経験を生かして、団体内で活用するための事業立案ガイドラインを策定することができた。
- ・ 本研修を通じ、組織の体制について長期的な目標を立てて話し合い、組織全体として課題解決に向けて取り組んだ結果、寄付金収入が前年度の 2 倍となった。
- ・ 24 年度の参加団体が本研修で学んだ「団体の活動を魅力的に表現すること」を実践し、併せて組織強化にも取り組んだ上で日本貿易振興機構（JETRO）が行う開発輸入企画実証事業に申請

したところ、採択された。

- NGO から地域での研修ニーズを広く募集し、ニーズに基づいて研修を計画、実施する「地域 NGO 提案型研修」を地方の NGO 向けに実施しており、24 年度は組織強化に向けた研修を愛知県、大阪府、沖縄県で 3 件実施し、合計 62 名の参加者があった。大阪で実施した研修では、事前に「研修で得たいと考えている内容」をヒアリングし集合研修の内容に反映するとともに、個別相談の機会も設けて、各団体のニーズに応えるよう対応した。

#### 団体の課題解決に資するアドバイザー派遣

- NGO の事業マネジメント能力の強化を支援すべく、NGO 団体等の海外プロジェクトに専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、課題の解決を図ることを目的とした「NGO 海外プロジェクト強化のためのアドバイザー派遣」については、24 年度は 6 名のアドバイザーを派遣した。本制度では、従来個別の団体に向けてアドバイザーを派遣してきたが、海外へのアドバイザー派遣は渡航費等もかかるため、費用対効果も勘案し、現地で活動する複数の日本の NGO 団体のニーズに合わせたアドバイザー派遣を企画し、以下のとおりネパールとカンボジアにおいて実施した。

##### ▶ ネパール及びカンボジアで活動中の NGO に対する研修

- ・ 両国で活動中の複数の国内 NGO の関係者に対し、ネパールでは現場における対話やファシリテーション手法、カンボジアでは評価手法について、講義及び現場での実践について助言するためアドバイザーを派遣した。受入団体からは、現場のスタッフの意識や能力の向上に加えて、「同じ国で活動する他団体と共に研修を受けたため共通の課題が浮き彫りとなり、解決策について協議することができ、非常に有用な機会だった」、「集合研修のみならず個々の団体の実状に応じた個別コンサルテーションの実施は非常に有効だった」との意見が寄せられた。

- NGO の組織強化に関しては、専門知識を持つアドバイザーを NGO の日本国内の事務所に派遣する「NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣」制度を通じて、24 年度には 13 団体にアドバイザーを派遣した。この制度では、組織運営、広報、経理・会計などの分野での団体の課題解決に向けた支援を行っているが、近年地方自治体等でも NGO 等向け研修を実施しているため、申請受付の段階で、他団体にも共通する課題については他団体等による集合研修等で対応できないかを検討し、案件を選定している。同派遣を通じて、経理・会計分野の指導を受け、体制整備や認定 NPO 法人の取得に向けて取り組むべき課題を整理した団体からは、その後、認定 NPO 法人を取得し、アドバイザー派遣が早期の認定に繋がったとの報告があった。（24 年 12 月認定当時東京都認定団体は 8 団体のみ）。アドバイザー派遣を受けた団体からの報告では、「具体的にアクションを起こすことができ、親身になって相談に乗って頂ける本制度は有効」「経済的な基盤強化のために具体的な戦略をたてるアドバイスをさせていただいて新たな気づきが多く、実際のイベント計画に役立てることができた」などのコメントを得た。

##### ▶ NGO 組織強化のためのアドバイザー派遣制度の効果発現の例

- ・ 職員全員が効果的な映像素材（写真、動画）を撮影するスキルを学び、実践することによって各種広報物の質が向上し、作成した活動のムービーは講演や Facebook で活用した。指導を機



にスタッフが Facebook を始め、記事を掲載し、ページ登録者数（「いいね！」数）が2倍に増加した。冬季募金キャンペーンでは、新規の寄付者が増加する成果も得られた。また、本取組み事例は地域 NGO からの提案による広報研修の中で、地域の NGO にも共有がなされた。

- ・ アドバイザーの指導の下で、団体理念や方針を見直す作業を行った事で、スタッフそれぞれが目的意識を持って業務に従事できるようになった。併せて整理した個々の事業について、年間スケジュール等の形で事業（活動）を可視化したことによって、団体内での情報共有や意思疎通も円滑になった。

## 小項目 No.13 広報

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(5) 国民の理解と参加の促進
小項目	13. 広報
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じし、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民の ODA に対する信頼を高める。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、開発途上地域における我が国 ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭に、新しい媒体の活用等を含め、総合的な対外発信機能を強化する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイトを通じ、「見える化」を徹底し、情報開示を強化する。</p>

### 要旨

機構は、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、ODA に関する専門広報と国際協力に関する一般広報を両輪とするアプローチを進める方針を広報戦略として掲げている。

24 年度は特に、4 月に就任した新理事長による「顔の見える」トップ広報を推進し、就任時の記者会見や、ハイレベルの国際会議における理事長自身によるメッセージの発信、国内や海外における数多くの講演や寄稿、出張報告のプレスリリースの制度化などを行った。加えて、機構のウェブサイト、理事長の挨拶やメッセージ、トップ会談の概要や講演録、出張報告等をタイムリーに掲載するとともに一覧できるページを整備した結果、24 年度の機構ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ペ

ージビュー：PV) は、日本語サイトで 13,720 (前年度比 162%)、英語サイトで 4,021 (前年度比 193%) と大幅に拡大した。これらの取組の結果、24 年度の理事長関連の報道は 444 件 (4 月～12 月) となり、同時期比としては、21 年の集計開始以来過去最高となった。

また、24 年度は、アフガニスタンに関する東京会合 (7 月)、IMF・世界銀行総会 (10 月) などの開発に関する極めて大規模な国際会議にあわせて戦略的に広報を行った。さらに、第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) に向けて歌手の MISIA をオフィシャルサポーターに任命するとともに、日経ビジネスに池上彰と歩く「アフリカビジネス」を連載し、極めて積極的に広報を展開した。

さらに、機構のウェブサイトを一新し、幅広いユーザーに使いやすいものに改訂した。

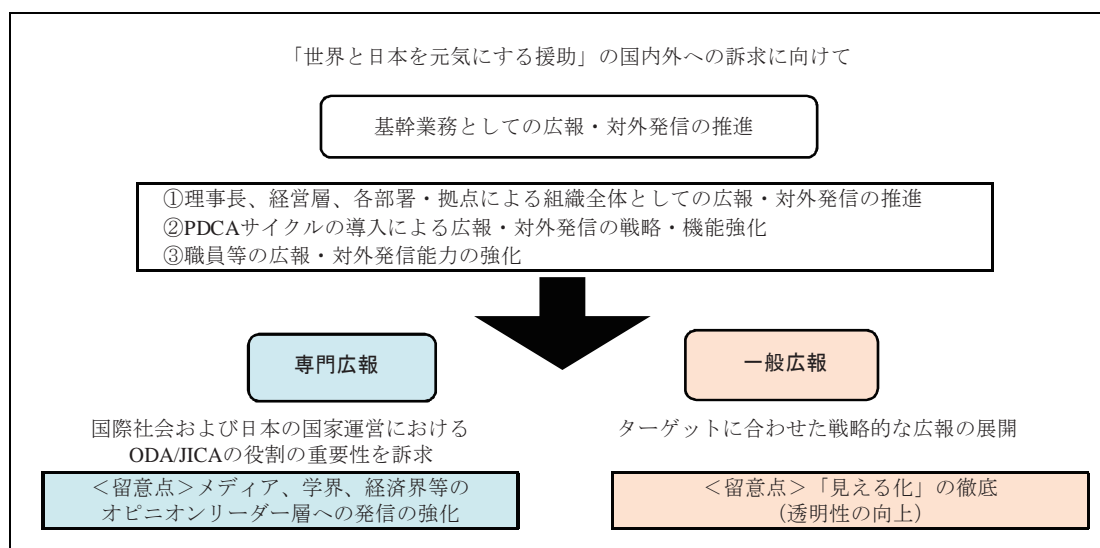
ビジネス層に向けては、投資を通じた社会貢献を紹介するセミナーに理事長をはじめとする役員が参加して機構の取組を発信したほか、シニア層等を念頭に、ラジオ番組を通じた発信などにも取り組んだ。

オピニオンリーダーを主たるターゲットとした専門広報については、記者勉強会やプレスリリースや取材機会に関する情報の定期的なメール配信を行うことで、マスメディアへの発信を強化した。また、国内や海外の拠点でのメディアネットワークを強化すべく、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計 16 件実施したほか、海外特派員と海外拠点の長の意見交換を実施した。これらの取組もあり、機構側情報提供による掲載記事は、651 件 (4 月～12 月) と前年度同期比約 15%増であった。機構関連の報道実績は、ミャンマー支援、24 年度に開始された中小企業等海外展開支援事業に加え、民間連携や海外投融資に関する報道等、9,124 件 (4 月～12 月) で前年度同期比より約 16%増となった。

国際協力の意義を市民にわかりやすく伝える ODA 見える化サイトについては、24 年度は 704 案件を新規に掲載し、累計掲載件数は 24 年度末時点で 1,508 案件 (前年度比 1.8 倍) となった。また、機構のウェブサイトの改訂に際し、新規掲載の 15 案件をトップページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善したところ、アクセス数の累計は前年度比で 1.8 倍となった。

### 指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

- 21 年度に策定した機構の広報戦略では、広報・対外発信を機構全体の基幹業務に位置付け、ODA に関する専門広報と国際協力に関する一般広報の 2 トラックアプローチを進める方針を掲げている。24 年度は上記戦略に基づき、「平成 24 年度の広報 (対外発信) 業務の方向性」を策定し、組織全体としての広報・対外発信の推進や、PDCA サイクルの導入による広報・対外発信の戦略・機能強化、職員等の広報・対外発信能力の強化等に重点的に取り組んだ。



**図 13-1 平成 24 年度広報（対外発信）業務の方向性**

**理事長、経営層、各部署・拠点による組織全体としての広報・対外発信の推進：トップ広報の推進**

- 24年度は第3期中期目標期間の初年度であり、ポスト2015に向けた動きや、IMF・世界銀行総会、世界防災閣僚会議 in 東北、アフガニスタンに関する東京会合、TICAD V準備等々、日本でドナーの関心を集めるイベントが数多く開催された年度であった。機構は世界最大級の二国間援助機関として援助潮流をリードすべく、4月に就任した新理事長自らが、機構のミッションやビジョンを理事長メッセージとして国の内外に発信するなどして、トップ広報を積極的に推進した。
- 国内向けには、就任記者会見、日本記者クラブでの会見を皮切りに、雑誌「文芸春秋」（発行部数34.4万部）や「サライ」（発行部数11.5万部）における理事長と著名人の対談やインタビューを行う等、新聞、雑誌等の多数のメディアインタビューに応じるとともに、講演やテレビ・ラジオ番組の対談に積極的に出演した。
- 国際社会に向けては、アフガニスタンに関する東京会合（7月）やIMF・世界銀行総会（10月）などの国内で開催された重要な開発主題を扱う大規模な国際会議において、機構のビジョンや事業及び研究の成果等を踏まえた発信を積極的に行った。
- 海外での重要な会合や開発関係機関との対話などにも精力的に出向き、24年度は合計20カ国に出張して現地でメディアへの発信を行ったほか、ポスト2015等に関するOECD開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合（12月）での発信や米国国際戦略問題研究所や英国王立国際問題研究所等での講演（それぞれ7月、12月）等も広報につなげた。これらの出張報告については、機構のウェブサイト迅速に掲載し、ウェブサイトにおける理事長出張記事のアクセス数（ページビュー：PV）は日本語サイトで13,720（前年度8,487：前年度比162%）、英語サイトで4,021（前年度2,080：前年度比193%）となった。出張後は、面談や視察内容に関する和・英文のプレスリリースを発信し、24年度は合計15件の発信を行った。
- これらの取組の結果、理事長関連の報道は444件（4月～12月）となり、同時期比としては、21年の集計開始以来過去最高となった。

**海外拠点・国内拠点における広報の推進**

- 24年度は、海外拠点における発信強化にも取り組み、アフリカと中東地域において、各拠点の広報

担当者を一堂に集めた広域広報会議を開催した。会議においては、各拠点等からの広報に関する優良事例を共有し、専門広報活動の理解促進を図るとともに、現地の本邦メディア海外特派員とのネットワークの強化を図り、現地から本邦に向けての発信される報道が活性化するための取組を進めた。また、国内拠点の発信強化については、24年度は7拠点で広報研修を実施するとともに、地域の国際協力の結節点として地域に根差した広報を展開すべく、テレビ会議を活用した「国内機関広報戦略会議」を開始し、各拠点での広報優良事例等を共有した。また、東北支部を中心に震災復興やその経験の開発途上国との共有等に関する発信を積極的に行い、新聞等での報道につなげた。

## PDCA サイクルの導入による広報・対外発信の戦略・機能強化

- 24年度は、効果的な情報発信を目指して、組織全体の情報発信にかかるPDCAプロセスを強化した。具体的には、各部・各拠点にて、年間を通じた戦略的な対外発信の観点からアクションプランを作成し、同アクションプランを踏まえ、部署別の年間業務計画に効果的な情報発信に関する業務目標を新たに設定した。同アクションプラン及び目標に基づき、対外発信の拠点となる広報室の支援のもと、機構内部の関係部署や外部連携先と密接に協働のうえ、各部署・各国内拠点、海外拠点より戦略的かつ計画的な情報発信を行った。24年度は特に、アフガニスタンに関する東京会合、国連持続可能な開発会議（Rio+20）、第6回太平洋・島サミット、IMF・世界銀行総会等の大規模な国際会議の開催や、25年6月に開催が予定されている第5回アフリカ開発会議（TICAD V）等に向けた各種準備会合やイベント等、ODA事業に関連する各種国際会議を軸に、オピニオンリーダーを主たるターゲットとした専門広報及び一般市民を主たるターゲットにした一般広報を連動させて展開した。

### ➤ PDCA サイクルの導入を踏まえて戦略的な広報を展開した例

- ・ **アフガニスタンに関する東京会合：** 7月の会合の機会を捉え、イベント・セミナーを通じた広報、メディア広報を含むアフガニスタン支援に関する広報の全体計画を広報室、地域担当部、研究所、海外拠点、国内拠点が協働で作成し、計画的な広報活動を展開した。具体的には、会合前には機構の月刊広報誌「JICA's World」においてアフガニスタン自立への道の特集するとともに、機構のアフガニスタン事務所とテレビ会議を結んだ形式での記者勉強会の開催や、ウェブページでのアフガニスタン事務所長による現場からのメッセージ等を掲載した。会議開催中及び開催後には、プレスリリースの発表、ウェブページでの会議結果の発信、ツイッターによる各種広報媒体への誘導等を行った。様々な広報媒体を駆使し、一般の人々から高関心層まで幅広い読者層に対して広報活動を行った結果、国内での報道として、読売新聞、毎日新聞、東京新聞、共同通信、Japan Times、NHK「時論公論」につながり、現地でもAfghan Times、Outlook Afghanistan等の報道があった。
- ・ **第5回アフリカ開発会議（TICAD V）：** 25年6月のTICAD V開催に向けて、10月に広報の全体計画を策定し、イベント、調査研究、有識者派遣、広報素材作成、ウェブサイト等を通じた広報を戦略的に推進した。一般広報については、アフリカに対する理解の裾野拡大を図るため、一般市民や学生を対象としたシンポジウム等を開催した。また、「楽しく、元気なアフリカをもっと身近に」をコンセプトに、外務省、UNDP、世界銀行とともにポータルサイト「アフリカひろば」を立ち上げ、アフリカ関連のイベントや、アフリカ諸国の文化・ビジネス情報、

機構のプロジェクト情報等を随時掲載してきた。その結果、10月から25年5月末までのウェブサイトアクセス数（ページビュー：PV）の累計は182万に達した。「アフリカひろば」Facebookでは、現地レポートや写真を中心に「元気なアフリカ」について発信し、半年間で5,000件を超えるページ登録者数（「いいね！」数）を獲得した。専門広報に関しては、TICADに関連してメディア各社が組んだ企画に向けてインプットを行うべく、成長、民間連携、投資など急速に変化するアフリカの状況を紹介する記者勉強会を24年度内に1度実施し（これに加えて「なんとかしなきゃ！プロジェクトでも関連記者勉強会を2回開催）、理事長のメディア懇談会では2回採り上げたほか、多数の報道対応や取材協力を行った。また、欧州や米国等で開催したTICAD事前イベント等の機会に、過去のTICADプロセスとその成果を分析した「TICAD 20周年レビュー」や機構の調査研究「For Inclusive and Dynamic Development in Sub-Saharan Africa」の成果等を、理事長をはじめとする役職員が発信し、アフリカの開発を巡る議論へのインプットやTICADプロセスおよび本会合への関心の喚起に努めた。

### 職員等の広報・対外発信能力の強化

- 職員や専門家・協力隊等関係者それぞれが適切に発信できるよう、対外発信スキル向上への取組として、これまで実施してきた新入職員、社会人採用職員、管理職登用職員等への階層別の研修に加え、理論及び演習を中心とした経営職に対する広報セミナーや、トップ広報強化のためのメディアトレーニングを行い、それぞれの職位、職務の中で取り組むべき対外発信能力の課題を整理し、課題解決に向けた意見交換を行う研修を幅広く行った。加えて、海外拠点や国内拠点に配属される職員を対象に、赴任前研修を各12回、海外拠点の現地職員への研修を5回実施した。さらに、昨今対外発信の主要なツールとなっているソーシャルネットワークサービス（SNS）を機構内でも活用するため、内部規程を制定の上活用方法に関する研修を3回実施した。

### 指標 13-2 わかりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

#### SNSやウェブサイト等を活用した幅広い層に対する広報

- 機構は、幅広いターゲットに対してODAに関する折々で話題のテーマを取り上げながら、ODAと機構の取組を紹介する月刊広報誌「JICA's World」を出版しており、24年度は、国連持続可能な開発会議（Rio+20）、アフガニスタンに関する東京会合、第6回太平洋・島サミット、IMF・世界銀行総会、TICAD V等の重要な国際会議に連動したテーマや、青年海外協力隊募集等のテーマを設定した（日本語版は12号、英語版は3号発行）。特別号では国内で注目が高まる「グローバル人材」を取り上げ、若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成における機構の役割に焦点を当てた。
- SNSについては、22年度に開設したツイッターに加えて、24年度は新たに機構専用のYouTube及びUstreamチャンネル、Facebookを開設し、機構のウェブサイトにも通常、直接アクセスしない層にも、機構が発信する情報が届くよう努めるとともに、閲覧者の反応をより迅速に把握しやすい体制を整備した。
- 機構事業や関係者の取組を幅広く取り上げてもらうため、テレビ・ラジオ番組や雑誌に対する情報提供を積極的に行い、発信に繋げた。国内に向けては、外務省が制作するテレビ東京「地球VOCE」、NHK「ほっと@アジア」、全国旅行業協会誌「ANTA」等を通じた発信を行った。また、海外に向け

てNHK Worldと協力し、ブラジル・セラード開発に係る番組を制作・放映した。

- 幅広いユーザーに対するアクセスと利便性の向上のため、9月に機構のウェブサイトを一新し、デザイン、レイアウトの変更、適切な情報の整理・体系化、サイトマップの充実等の大幅な改訂を行った。特に、ユーザーの需要が高まっている中小企業支援をわかりやすい形でホームページに配置するなどした。また、必要な情報に素早くたどり着きやすいようにするため、トピックス、プレスリリース等のアップロードに、従来よりも操作が簡単で機能性が高いCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）を導入し、より迅速かつ的確に情報発信できる体制を整えた。24年度のアクセス数（ページビュー：PV）は、日本語版3,700万（前年度4,300万）、英語版460万（同485万）であった。<sup>1</sup>

### 潜在的関心層へのプラットフォーム型情報発信～なんとかしなきゃ！プロジェクト～

- 潜在的関心層を主なターゲットとして実施している「国際協力プラットフォーム事業（なんとかしなきゃ！プロジェクト、以下「なんプロ」）」では、「イシュー別の取組」として、環境、貧困、教育、アフリカを順次主要テーマとして扱っている。こうしたテーマについて、国際協力の取組及び成果を発信した。
- 24年度は民間企業との連携を重点的に強化した結果、ウェブサイトでの掲載企業数が8社となり、国際協力の日（10月6日）にちなんで国際協力活動を行う政府機関やNGO、企業等が一堂に会する国内最大の国際協力イベント「グローバルフェスタ」では企業による初めての講演や、SNS動画配信企画への参加等があった。また、NGOや国際機関との連携については、ウェブサイトやFacebookでの情報共有、プレス勉強会での登壇、著名人派遣での訪問等を通じ、国際協力の多彩なプレーヤーの活動が広く一般に伝わるよう工夫を行った。さらに、上記イシューについて、日本経団連や企業、NGO、国際機関関係者が講演する形で、メディア対象の勉強会を6回開催し、合計70名以上の記者が参加した。こうした取組の結果、全体としては、26,669人のサポーター増があったほか、Facebookファンも8,000人を超えた。このうち、上述した「グローバルフェスタ」、愛知県で実施された「ワールドコロボフェスタ」、大阪府で実施された「ワンワールドフェスティバル」等のイベントを通じて増加したサポーターは合計2,129人に達した。
- 国際協力の現場を著名人から広く発信するため、押切もえ氏（ブータン）、田中雅美氏（タイ）、伊藤聡子氏（バングラデシュ）、真戸原直人氏（マラウイ）、北澤豪氏（東ティモール）、高橋尚子氏（ニカラグア・エルサルバドル）、知花くらら氏（エチオピア）のサポーター7名を派遣し、一部テレビ特番（BS日テレ、BSフジ）を製作した。その他、なんプロウェブサイトやFacebook、JICA's Worldでの訪問報告、新聞、雑誌、ラジオでの発信を行った。

### ビジネス層を対象にした情報発信

- TICAD Vに向けて発展するアフリカをテーマに、日経BPオンラインで記事広告を継続的に掲載した。ナビゲーターとしてフリージャーナリストの池上彰氏を起用し、一般のビジネスマンに分かりやすい形でインフラ開発の重要性を伝えた。サイトの平均滞在時間が、他の記事広告の平均値が4分であるところ、本件は約10分になる等の調査結果もあり、多くの読者の興味や関心を喚起したものと考えられる。また、25年度以降に農業、エネルギー、理事長対談を順次掲載するための準備

<sup>1</sup>アクセス数が前年度比で減少しているのは、リニューアルによりカウント方法が変更となったことと、リニューアルの準備期間に更新を停止した影響が大きいと推測される。

を進めた。本企画と連動し、テレビ東京がケニア・モザンビーク、ウガンダのアフリカ諸国取材し、結果を「未来世紀ジパング」で放映し4.5%の視聴率を得た。

- 個人投資家を含む一般向けに、投資を通じた社会貢献「インパクト・インベストメント」をテーマとして、JICA 債発行及び社会貢献型債券に関するセミナーを東京及び大阪で開催した（11月）。それぞれのセミナーでは理事長が基調講演を行い、民間企業を含む多様な関係者との連携を通じて実施している機構の事業を説明したほか、東京では防災分野における国際協力、大阪ではアフリカにおける持続的な BOP ビジネスについてパネルディスカッションを実施するなど、合わせて約 300 名の個人投資家等に対して、投資やビジネスによる社会貢献の在り方を発信した。
- 24 年度に本格導入した「民間連携ボランティア」制度の周知のため、地方紙に広報記事を掲載したほか、帰国ボランティアを受け入れている企業や機構の研修事業を受けている企業のインタビューを実施し、地方紙 22 紙に掲載した。結果、24 年度の本格導入以降の派遣が 3 社 4 名であったところ、25 年度派遣者は 8 社 10 名が確定する等の効果が現れている。
- 24 年度は、外務省予算による中小企業等の海外展開のための委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託したことから、中小企業の応募勧奨に協力し、全国の中小企業に支援メニューや事例の内容を幅広く周知するためのウェブサイトを立ち上げた。25 年 2 月に次期の募集に向けた説明会を開催したところ、コンサルタント企業を含む 106 社の参加を得たほか、説明会の動画をウェブサイトに掲載して 4 カ月間に 350 回の閲覧を数えた。また、25 年 3 月末から 4 月末にかけて、外務省、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小基盤整備機構との共催による中小企業等海外展開支援事業に向けた事前説明会を全国で 40 回開催し、ウェブサイト上でも広く参加を働きかけた結果、今まで機構と関わりの薄かった地方の企業も含む約 2,000 社の中小企業等の参加を得るに至った。説明会の開催に際しては、メディアに対しても働きかけを行い、テレビや新聞等を通じて合計 41 件の報道につながり、24 年度に実施されたカンボジアでの精米機の販売に関する調査は「NHK スペシャル」でも取り上げられた。

### 年代に応じた情報発信

- シニア層及び地方居住者が機構事業に理解を深め、海外への関心を高めることを目的に、ラジオ番組（Tokyo FM）を通じて、インドネシア、タンザニア、ガーナ、パレスチナ、アフガニスタン、ミャンマー、ブラジル等に居住する機構関係者が現地の情報を電話やインタビューを通じて発信した。
- 40 代以上の読者が多い旅行雑誌「地球の歩き方」（合計発行部数 88 万部）が扱う開発途上国のガイドブックのうち、24 年度に更新した 11 冊（ミャンマー、メキシコ、カンボジア、バングラ、ラオス、エジプト、スリランカ、フィリピン、トルコ、タイ、パキスタン）に機構事業を紹介する広告を掲載した。

### 一般広報の効果把握のための取組

- 一般広報の全般的な効果の発現状況を評価することには困難が伴うが、24 年度は、JICA's World やラジオを通じた広報、ビジネス層に向けた広報等で効果を測定する調査等を行ったほか、「なんぷろ」について開始から 2 年半経った段階での成果や課題を確認する評価調査を行った。調査結果については、PDCA サイクルに則って、今後の広報計画の策定に反映させ、広報効果の更なる向上を目指して取り組むこととした。



➤ 「なんとかしなきゃ！プロジェクト評価調査」

- ・ 12月になんプロ実行委員会が実施したウェブ調査結果によると、一般生活者の認知度は、プロジェクト認知率が5.4%（24年2月：4.7%、23年2月：6.0%）、ウェブサイト認知率が6.2%（24年2月：6.3%、23年2月：5.9%）となった。
- ・ 「なんプロ」サポーター向けメールマガジン登録者（有効会員数4,841名）に実施した調査では、プロジェクトの活動に対する満足度については、「とても満足している」が7.4%、「まあ満足している」が44.2%で、半数以上が満足していると回答している。
- ・ サポーターに登録して変化した意識としては、「国際社会の課題について以前より意識するようになった」が44.6%で最も高く、次いで「国際協力関連のイベント情報を知ることができた」（43.9%）、「開発途上国の現状への関心が高まった」（42.0%）と続いている。
- ・ サポーター登録をきっかけに起こした行動では、「国際協力に関するニュースに注目するようになった」が41.3%で最も高く、次いで「国際協力に関する情報を自分で調べた」（32.0%）、「国際協力関連のイベントに参加した」（30.5%）と続いている。

**指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODAに関する専門広報の取組）**

- 24年度は、トップ広報を中心にマスメディアに対する積極的かつ効果的な情報発信を行ったところ、機構側情報提供による掲載記事は、651件（4月～12月）と前年度同期比約15%増であった。その結果、機構関連の報道実績は、9,124件（4月～12月）で前年度同期比より約16%増となり、国際協力の意義と機構の重要性を訴求する多くの報道につながった。
- 主要マスメディアの論説委員や解説委員と機構の経営層が情報・意見交換を行うメディア懇談会では、トップ広報を強化すべく理事長との意見交換を主な内容とする形式に変更し、4回の懇談会（7月、10月、12月、25年3月）を実施した。さらに、理事長の開発途上国への出張時には、事業視察等の現場へのメディア同行取材、要人会談や現地視察後の記者会見等をアレンジすることにより、在外報道における理事長のメディア露出の機会を増やした。

**表 13-1 24年度のメディア懇談会の実績**

回数	日時	テーマ
1	7月9日	機構が発信する「元気が出る国際協力」
2	10月17日	IMF／世銀総会
3	12月11日	(1) 東南アジア支援に関する最近の動き (2) アフリカ支援に関する最近の動き
4	25年3月4日	(1) 2012年を振り返って (2) TICAD VIに関する最近の動き

**マスメディアへの発信**

- 900名超の登録記者に対して、週2回程度、プレスリリースや取材機会に関する情報を定期的にメールで配信したほか、記者の関心に合わせた個別の取材素材を提供した。また、記者向け勉強会を計8回開催（前年度5回）し、各種準備会合やイベント等のODA事業に関連する各種国際会議を軸にメディアの関心の高いトピックを説明し、多数の新聞や雑誌、テレビ等の報道につなげた。24

年度は特に、ODA 事業に関連する各種国際会議に関連付けて実施し、アフガニスタンに関する東京会合をテーマとしてアフガニスタン事務所とテレビ会議の接続を通じて実施した（6月）ほか、TICAD V をテーマとして実施した勉強会（25年2月）では、成長や民間連携、投資など急速に変化するアフリカの状況を紹介し、各社による取材につなげた。

- 在外事務所長や国内機関長が一同に集まる会議の機会を活用し、メディアへの情報発信を行った結果、現場での取組を伝える記事の掲載につながった。特に、在外事務所長会議の際には、メディア15社に35人の在外事務所長が取材を受け、テレビ、新聞、通信社、ウェブメディア、専門誌による報道につながった。

表 13-2 24年度の記者勉強会の実績

回数	日時	テーマ
1	5月17日	島サミットとJICA支援
2	6月13日	Rio+20
3	6月28日	アフガニスタンに関する東京会合
4	7月24日	中国の対外援助
5	9月25日	IMF/世銀総会
6	11月9日	東南アジア支援をめぐる最近の動き－日・ASEAN首脳会議に向けて－
7	25年2月22日	アフリカ開発会議（TICAD V）にむけて－アフリカにおける効果的な支援とは－
8	25年3月5日	持続可能なBOPビジネス展開とJICA支援－開発途上国と日本に貢献するBOPビジネスとは－

➤ 記者勉強会で取り上げたテーマが報道につながった例（持続可能なBOPビジネス展開）

- ・ 技術協力プロジェクトやBOPビジネス調査に係る成果発現段階で民間企業を含む様々なステークホルダーと連携して共同プレスリリースの発信や本邦メディアに個別に情報発信を行った。その結果、バングラデシュへの技術協力を通じて実現した雪国まいたけのダッカ産緑豆の初輸入のタイミングで読売新聞、毎日新聞、産経新聞、サンケイビジネスアイの記事掲載及び共同通信の配信につながった。
- ・ ガーナの乳幼児の栄養改善に向け、USAID、味の素、機構が3機関初の覚書を締結する機会を捉え、国内における日本経済新聞への情報発信、現地調印を行うガーナでの共同記者会見の開催、援助協調の拠点である米国における情報発信を行った結果、日本では新聞5件、ガーナでは新聞2件・ウェブサイトにおける記事10件・ラジオ放送4件、米国では国際開発に関するウェブサイト、米国連邦政府公式ウェブサイトにおける記事等、各国の特徴を活かした数多くの報道につながった。

国内拠点・海外拠点でのメディアネットワーク強化

- 国内拠点における広報研修の機会を捉えて、地方メディアとのネットワーク強化に向け、実際に地方メディアの記者等を研修講師に招くとともに国際協力事業の理解促進に向けた意見交換を行った。また、地方における情報発信の強化及び日本に向けて開発途上国の現場における機構事業を報道するための基盤構築を目的に、国内拠点と連携して地方メディアの開発途上国への取材派遣を計16件実施した（前年度13件）。
- 指標13-1で既述のとおり、広域広報会議を開催し、海外特派員と関連事務所長の意見交換を実施するとともに、アフリカ地域及び中東地域を管轄する海外特派員との意見交換を通じて、本邦メディアの海外特派員と海外拠点とのネットワークを強化した。

- 海外メディア招聘プログラムを「開発途上国の課題解決に貢献する日本の技術」というテーマで実施し（12月）、10か国15名が参加した。高速道路や鉄道等のインフラの高い運営維持管理技術、開発途上国の課題解決とビジネスの海外展開の両方を目指す日本の中小企業等の取材をアレンジし、バングラデシュをはじめプログラム参加者による現地テレビ・新聞等の報道につながった。

### 指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- ODA 事業の透明性の向上を目的とした「ODA 見える化サイト」は、累計掲載件数を前年度比 1.8 倍と拡大した。累計掲載件数は 23 年度末 804 件に対し、24 年度は 704 件を掲載し、25 年 3 月末で 1,508 件となった。また、掲載済み案件も事業実施前と実施後の違いをわかりやすく伝えるため、案件の進捗に応じ 193 案件の更新を行い、内容の充実を図った。さらに、9 月の機構のウェブサイトの改訂に際し、新規掲載の 15 案件をホームページにて紹介する工夫を加え、機構の活動をより印象的に伝えるように改善した。こうした取組の結果、アクセス数（ページビュー：PV）の累計は 23 年度末 820,747 に対し、24 年度末で 1.8 倍増の 1,527,800 となった。



図 13-2 ODA 見える化サイト及び機構ウェブサイトにおけるプロジェクト紹介

## 小項目 No.14 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	14. NGO、民間企業等の多様な関係者との連携
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。</li> <li>● 途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。</li> </ul> <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① NGO 等との連携強化を図るべく、引続き NGO と JICA 間の連携協議会の開催を推進する。また、中小企業海外展開支援に資する事業において、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を実施することで、民間企業との連携強化を図る。</li> <li>② 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化を目的とし、教育機関及び自治体との連携推進のための各種会議の開催拡充を図る。</li> <li>③ 民間連携促進のための制度整備と着実な運用を実施するとともに、機構の民間連携に関する情報の対外発信、ニーズ把握の強化を図る。</li> <li>④ 民間の知見が技術協力や資金協力を活かされた案件又は機構の支援が民間の事業化に繋がった案件の形成を促進する。</li> </ol>

### 要旨

機構は、国内各地に拠点を有する特性をいかしつつ、民間企業、地方自治体、大学等、NGO 等の多様な関係者との連携強化に努め、知見や技術を結集して効果的な協力を実現するとともに、開発途上国への展開に関心を有するこれらの関係者のニーズにも応える、双方に有益な関係の構築を目指して取り組んできた。平成 24 年度は特に、中小企業連携促進調査 (F/S 支援)、ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業 (外務省事業) も踏まえた提案型普及・実証事業、民間連携ボランティア派遣や草の根技術協力事業 (地域経済活性化特別枠) 等の連携相手方のニーズや提案に柔軟に応え得る新しい制度の構築や導入を迅速かつ積極的に行い、既存の制度の拡充にも取り組んだほか、沖縄県等地方自治体との連携協定・覚書の締結、第 1 回大学連携会議の開催等を通じた、連携体制の強化にも努めた。

民間企業との連携については、協力準備調査 (PPP インフラ事業) に関して、24 年度は 17 件を採択するとともに、海外投融資による事業化に初めて結びつけた。協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進) については、13 件を採択するとともに、2 件について初の事業化目途をつけた。中小企業の海外展開支

援については、初めて中小企業連携促進調査（F/S 支援）が試行的に開始され、10 件の調査を実施し、うち 1 件について海外投融資の活用が検討されている。さらに、外務省政府開発援助海外経済協力事業（本邦技術活用等途上国支援推進事業委託費）の事務支援委託業務を受託するとともに、24 年度補正予算の民間提案型普及・実証事業の実施に向け、制度設計や実施体制の検討を迅速に進めるとともに 3 月中旬に公示も行った。これらの施策を紹介するとともに、地方からの応募を勧奨するため、外務省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、中小企業基盤整備機構（中小機構）等と共催で、25 年 3 月末から 4 月末にかけて、全国で 40 回、事前説明会を開催し、2,000 社弱の参加を得た。また、企業のニーズに応じた新たなボランティア派遣制度である民間連携ボランティア制度を導入した。

地方自治体との連携については、連携強化を組織的に推進すべく、都道府県レベルでは初となる沖縄県及び市レベルでは 2 例目となる北九州市との包括的連携協定を締結した。また水分野での連携覚書を川崎市と締結した。24 年度はさらに、補正予算「地域経済活性化特別枠」の承認を受け、従来の草の根技術協力（地域提案型）よりも大規模かつ広範・柔軟に地域の提案に応えるための制度を迅速に創設し、募集を開始した。

また、宮城県東松島市をはじめとする東日本大震災の被災地域との連携及び支援も推進し、青年海外協力隊経験者等の地域復興推進員としての派遣や、度重なる地震や津波の甚大な被害を被ってきたインドネシアのバンダ・アチェ市等との研修や調査団派遣等を通じた知見の共有や交流の推進を支援した。

大学等との連携については、機構と連携協定や覚書を締結している 25 大学ほかが一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を初めて開催し、大学側のニーズ把握や機構の連携メニューの紹介、効果的な連携事例の共有等を行った。近年は特に、独立行政法人科学技術振興機構（JST）との連携により、地球規模課題への対応に向けた開発途上国の研究者との共同研究を支援する「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」を推進しており、24 年度の SATREPS を通じた大学との連携実績は 56 件となった（うち新規採択 8 件）。

NGO との連携については、NGO-JICA 協議会の地方開催や TV 会議システムを通じた地域 NGO との接続により、地方のニーズの把握にも努めた。また、NGO-JICA 協議会の下に「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」を設置し、成果と課題の整理や今後の展開の検討に向けた議論を行った。

## 指標 14-1 民間連携推進に向けた取組状況

### 全ての事業における民間連携の視点強化

- 機構は、民間企業等とのパートナーシップの強化により、開発途上国・民間企業・機構及び日本政府がそれぞれ以下のメリットを享受する相互に有益な関係の構築を目指している。
  - ① **開発途上国のメリット**：民間企業との連携により、民間セクター開発や民間資金の導入が進み、雇用や所得の拡大にもつながりうる。
  - ② **民間企業のメリット**：機構の協力による、ビジネス環境の改善や、現地のニーズやネットワーク等に関する各種情報の入手、相手国への働きかけ等により、開発途上国でのビジネス機会の拡大、資源の安定確保、貿易促進等が期待できる。
  - ③ **機構・日本政府にとってのメリット**：民間企業の資金や効率的なサービス、優れた技術・ノウハウの動員が可能となり、ODA のみでは達成できない相乗的な開発効果をもたらさう。また、民間企業経由で住民に直接便益をもたらすチャンネルの確保も可能となる。さらに、ODA に対する国民の理解促進にもつながる。

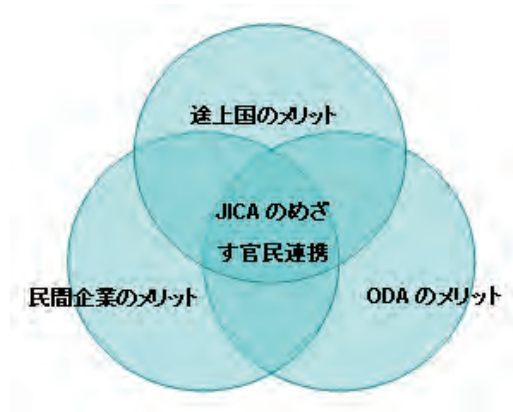


図 14-1 機構がめざす民間連携

- 機構は、民間企業や民間ビジネスとのパートナーシップを強化すべく、20年10月に民間連携室を設置して、主に以下のような取組を進めてきた。さらなる民間連携事業の推進を図るべく、25年度からは、民間連携事業部に格上げして取り組むこととなった。
  - ① 全ての事業における民間連携の視点の強化
  - ② 民間企業等とのコミュニケーションの強化を通じた民間企業のニーズの把握
  - ③ 民間連携推進に向けた環境整備
  - ④ 個別の民間連携案件の実現と推進
  - ⑤ 海外投融資事業の新規支援の再開
  - ⑥ 広報面での連携
- 24年度は特に以下のような事業を通じて民間連携に積極的に取り組んだ。
  - ① 事業実施前の調査段階の支援：
    - ・ 協力準備調査（PPP インフラ調査）
    - ・ 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）
    - ・ 中小企業連携促進基礎調査
  - ② 事業実施段階でのファイナンス面からの支援
    - ・ 海外投融資
  - ③ ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）関連業務の受託
  - ④ 民間連携ボランティア事業等

#### 協力準備調査（PPP インフラ事業）の実施と海外投融資による初の事業化の実現

- 従来公共事業として実施されてきたインフラ事業について、官民の適切な役割分担の下で事業の一部に民間活力を導入し、さらに高い効果と効率性を目指す Public-Private Partnership (PPP) の動きが拡大している。機構は、PPP インフラ事業への参画を計画している民間企業からの提案に基づき、円借款や海外投融資を活用した事業化の見込みがある事業の計画策定のための調査（上限1億円）を提案企業に委託して実施している。
- 24年度は、1回（11月）の公示を行い、8件を採択した。21年度の本調査制度開始以来の採択実績は計42件にのぼり、24年度はそのうち21件の調査を実施した。採択された42件のうち、ベトナム・ロンアン省における「環境配慮型工業団地ユーティリティ運営事業」は、24年10月の海外投融資の本格再開後に、機構の海外投融資による事業化が決定した初の事例として、25年1月30日

に融資契約が締結された（海外投融資の本格再開については、小項目 No.7「技術協力、有償資金協力、無償資金協力」の指標 7-6「海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組」を参照）。

### 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）の実施と調査結果に基づく初の事業化目途

- 近年、開発途上国の貧困層や社会・開発プロセスから除外されている状態にある人々（BOP：Base of the Pyramid）が抱える様々な課題に改善をもたらさしめるビジネス（BOP ビジネス）が世界的に拡大しつつある。機構は、BOP ビジネスを計画している民間企業からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発や事業計画の策定、機構事業との連携可能性に関する調査（上限 5000 万円）を提案企業に委託して実施している。
- 24 年度は、11 月に 1 回目の公示を行い、13 件を採択するとともに、3 月には 2 回目の公示を開始した。22 年度の本調査制度開始以来の採択実績は計 65 件にのぼり、このうち 54 件の調査を実施した。このうち、ルワンダにおける「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」及びバングラデシュにおける「緑豆生産の体制構築事業」は、調査結果に基づき事業化目途が立った初の事例となった。

#### ▶ ルワンダ：「農業と公衆衛生を対象とした微生物資材ビジネスにおける事業」

本調査提案企業は2008年（平成20年）から現地法人を設立し、ルワンダで微生物資材を販売している。微生物資材は、トイレや浄化槽におけるアンモニア等の悪臭を消臭したり、汚物の量を減らしたりできるほか、農業分野で食品残渣や家畜糞尿を堆肥化したりする効果があり、本調査では、微生物資材を農業肥料またはトイレの消臭剤や汚物分解剤として、BOP層向けに販売するビジネスの事業性を調査した。本事業を通じて、対象地区に住むBOP層のトイレの衛生状態を改善することで、下痢などの病気の罹患率を低減するとともに、同じくBOP層の小規模農家が収益性高い農業を営み、生活レベルを向上させること等が見込まれる。

#### ▶ バングラデシュ：「緑豆生産の体制構築事業」

本調査提案企業はバングラデシュの最貧困地域である北部及び西部地域の農村において、グラミン銀行と共同で緑豆栽培を通じたソーシャルビジネス<sup>1</sup>の実現に取り組んでいる。本調査を通じて、もやしの原材料となる高品質緑豆の栽培のノウハウを指導し、農民指導方法・栽培方法を確立するとともに、収穫した緑豆を他の作物より高い価格で農民から購入し、日本で販売することを目指している。バングラデシュの農民にとっては、高品質の緑豆を栽培するための技術を習得することで単位あたりの緑豆の収穫量・品質を向上させることができ、結果、所得の向上につながるほか、生産拡大に伴い契約農民としての農民の雇用拡大が期待されている。さらに、収穫後の選別作業や販売業務において女性の雇用を創出する。また、生産された緑豆の一部は低価格でバングラデシュの農民に販売され、現地の人々の栄養改善に貢献することも期待されている。

<sup>1</sup> 貧困や環境などの社会的課題をビジネスを通じて解決していこうとする活動。



図14-2 栽培された緑豆を収穫する女性たち

#### 中小企業連携促進調査（フィージビリティ・スタディ（F/S）支援）の試行的実施

- 国内の中小企業の間では、アジアの新興国を中心に、経済成長が続く開発途上国での市場開拓の関心が高まっており、政府は23年6月に策定した「中小企業海外展開支援大綱」を24年3月に改訂し、オール・ジャパンでの支援体制の強化を図った。同年5月に機構内にも中小企業等海外展開支援本部を立ち上げ、開発途上国に対する支援実績・ノウハウ・情報・体制などの強みをいかしつつ、日本貿易機構や中小基盤整備機構等の関係機関と連携・協力しながら、中小企業の海外展開を支援する取組を推進した。
- 機構は、優れた技術力をいかして開発途上国の社会経済開発に資するビジネス展開を検討中の中小企業からの提案に基づき、現地での事業実施に向けた情報収集及び事業計画の立案並びに機構事業との連携可能性検討に関する調査を提案企業に委託して実施している（機構負担上限額は1,000万円）。24年度は、「中小企業連携促進調査（F/S支援）」として試行的に実施して6月に11件を採択し（公示は24年2月）、このうち10件の調査を行い、6件の調査を完了した。24年度に調査を実施した計画のうち、マレーシアにおける「ハイエンド計測器校正及び関連事業調査」の事業化には海外投融資の活用が見込まれている。

#### ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業（外務省事業）による委託調査事業の契約関係事務支援業務の受託と民間提案型普及・実証事業の創設に向けた取組

- 24年度は、外務省予算（政府開発援助海外経済協力事業委託費）による委託調査事業の契約関係事務支援業務を受託し、着実に遂行した。具体的には、案件化調査（32件：応募117件）、ニーズ調査（8件：応募24件）、途上国政府への普及事業（10件：応募28件）について、制度設計及び公示、募集説明、評価参考用資料作成、契約交渉支援、調査実施監理、報告書作成支援等の対応を行った。案件化調査の出口にあたる ODA 案件化については、機構の強みである国際協力の現場の知見を最大限に活用し、契約先である中小企業を全面的に支援した。また、ニーズ調査を通じて、本邦中小企業の製品・技術を活用した開発途上国支援の可能性を明確化した。なお、24年度補正予算で「民間提案型普及・実証事業」が運営費交付金として措置されたことを踏まえ、制度設計を迅速に行い3月中旬に公示を行ったほか、25年度当初予算分も含めた事業実施に向けた体制の検討を進めた。
- 24年度はさらに、ODA 事業を活用した中小企業の海外展開支援の取組について、広く周知と理解促進を図るべく、中小企業海外展開に関連した優良事例を資料として取りまとめ、積極的に発信した。また、新たに措置された民間提案型普及実証事業を含む ODA を活用した中小企業等の海外展開支援に関する施策を紹介するとともに、東京など首都圏のみならず、地方からの応募を勧奨する



ため、外務省、経済産業省、JETRO、中小機構等と共催で、25年3月末から4月末にかけて、全国で40回、事前説明会を開催し、2,000社弱の参加を得た。

- また、中小企業等海外展開支援との連携を念頭に置いた事業として、新潟県三条市（ものづくり産業人材育成）と連携してセミナーを実施（10カ国、22名が参加）するとともに、排水・汚水処理技術に関するセミナーを実施し（14名が参加）、関西圏の中小企業とベトナムの工業団地関係者との人脈作りに貢献した。さらに、東九州メディカルバレー（人工透析技術）地域活性化特区への支援として、本特区関係者とともにセミナー開催に向けた準備を行った（8カ国17名が参加予定）。

### 国内拠点等を通じた民間企業・団体との関係構築・強化に向けた取組

- 機構は、国内16カ所に拠点を有する強みをいかしつつ、民間企業や団体とのコミュニケーション強化やネットワークの構築に積極的に取り組んだ。各種経済・業界団体等との協議やセミナーの開催、イベントの参加等を通じて、対外発信を図りつつ関係者との連携強化に努め、24年度は計87件の関連業務を実施した。また、新たに九州経済連合会との定期連絡会を設置・開催したほか、北海道（札幌、釧路）、東北（宮城、福島）、四国（香川、徳島）の経済連合会や商工会議所等を機構本部と国内拠点が合同で往訪し、地域経済団体とのネットワーク拡充を推進した。
- 国内拠点では、地元経済団体、民間企業等と課題別研修等に参加した研修員のマッチング等を行い、地元中小企業の海外展開を支援した。具体的な事例は以下のとおり。

#### ▶ スリランカにおける水分野の開発ニーズと中部地域企業が有する知見のマッチングの例

- ・ スリランカでは、上下水道施設の無収水率（全国平均33%）の高さが経営上の大きな課題となっており、機構は技術協力プロジェクト「コロンボ市無集水削減能力強化」や中部国際センターにおける課題別研修「上水道無収水量管理対策」等を実施してきたが、24年10月には同プロジェクトが終了するため、協力成果をスリランカ全土に普及する上で重要な局面を迎えていた。他方、「水といのちのものづくり中部フォーラム」<sup>2</sup>の会員企業が名古屋市上下水道局の協力を得て協力準備調査（BOPビジネス連携促進）を実施しており、中部の水ビジネス関係者の国際協力への関心が高まっていた。中部国際センターでは、上記研修終了後にスリランカでの現地フォローアップ・セミナーを実施し、中部地域の行政当局や経済団体、中小企業連合体の同国での事業展開に資する情報収集を進めるべく、中部地域の民間企業からも参団を得た。その結果、調査団参加企業のうち1社が、本調査をきっかけとして、スリランカ国家上下水道公社（NWSDB）に対して上水の配水池などに使うプレストレストコンクリートタンクの導入を提案し、ビジネス展開の実現に到った。

### 民間連携ボランティアの本格実施

- 24年度はさらに、企業活動がグローバル化する中、それに対応するためのグローバルな視野や素養を備えた人材の確保を求める企業側のニーズに応えるべく、「民間連携ボランティア」の本格派遣を進めた（小項目11「ボランティア」の指標11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」参照）。

<sup>2</sup> 本フォーラムは、中部の持つ水技術や水とかかわりのある経験を、水問題解決のためのソリューション・パッケージとして、中部発のビジネス展開につなげるとともに、地域や国際社会の発展に貢献することを目的としている。

## 指標 14-2 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、地方自治体との連携を通じて、以下の観点から一層効果的な事業の実施を目指すとともに、地域や地元企業の活性化・国際化への貢献にも努め、地方自治体と機構の双方に有益な関係の構築を目指してきた。
  - ① 地方自治体が有する、住民向け行政サービスに関する豊富な知見と人材を活用した効果的な国際協力の実施
  - ② 地方自治体を通じた地域の民間企業・NGO・大学等との連携の拡大
  - ③ 国際協力に対する市民の理解及び参加の促進
- 上記目的の達成を念頭に、以下のような方策を通じて地方自治体との連携に取り組んだ。
  - ① 機構が計画を策定し、地方自治体の協力を得て進める事業（地方自治体や関係機関における研修員受入、地方自治体の知見を活用した技術協力等）
  - ② 地方自治体の提案に基づき実施する事業（草の根技術協力事業等）
  - ③ 市民の国際協力に対する理解や参加を促進する事業（ボランティア派遣、開発教育支援）
  - ④ 地方自治体を通じた域内の民間企業や大学・教育機関、NGO等との連携（連携協定・覚書の締結等）

### 地方自治体との包括的連携協定や特定分野の連携強化に向けた覚書の締結

- 開発途上国の開発に資する課題等に強みを有し、これまでの実績を踏まえて引き続き中長期的に国際協力を推進する体制を有する地方自治体との間では、組織的に連携を推進する観点から、包括的な連携協定の締結を進めた。また、特定分野についての連携の強化については覚書の締結を行った。
- **地方自治体との包括的連携協定：** 23年度に初の協定を横浜市と締結したのに引き続き、24年度は、環境や上下水道分野での協力経験を豊富に有する北九州市との協定を締結したほか、沖縄県と都道府県としては初となる協定を締結した。
  - **北九州市との包括的連携協定（25年2月）**
    - ・ 北九州市は、環境と経済の両立を目指した都市づくりのノウハウをいかして、地域の民間企業等とも連携しながら環境分野の国際協力に積極的に携わってきた実績があり、具体的には、コンポストや低炭素化技術の国内での研修、カンボジアの水道事業やベトナムの浄水処理事業に対する技術協力等を実施してきた。特に、23年度に経済協力開発機構（OECD）によりアジア地域初のグリーンシティプログラムのモデル都市に選定されたことを踏まえ、同モデルの海外展開を念頭に産官学連携による環境国際戦略を推進している。北九州市と機構間の包括的連携協定の締結を踏まえて、産官学連携を通じた環境配慮型都市づくりに関する国際協力を一層推進するとともに、ボランティア事業の市民参加や国際理解教育にも取り組むこととしている。
  - **沖縄県との包括的連携協定（25年3月）**
    - ・ 沖縄県は、島嶼性、亜熱帯性、独自の歴史文化等の特長をいかして従来から積極的に国際協力を進めており、「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）にも、機構が沖縄の国際協力の推進に寄与すべく努めることが明記されている。5月に開催された「第6回太平洋・島サミット」でも、地理的・気候的に類似点の多い太平洋島嶼国の開発推進のため、沖縄の知見を活用

する方針が示された。沖縄県と機構間の包括的連携協定の締結を踏まえて、環境等の分野における沖縄県が有する知見を活用した協力の推進や、青年海外協力隊事業等への県民の参加促進を図るとともに、県内企業の海外展開支援やグローバルな産業人材の育成にも貢献し、「オール沖縄」としての国際協力に取り組むこととしている。

- **特定分野の連携強化に関する覚書：** 24年度は、上下水道行政に関する豊富な知見を有する川崎市との間で連携覚書を締結した（8月）。

➤ **川崎市との連携覚書の締結**

- ・ 川崎市は上下水道事業に関する豊富な技術・ノウハウを有する上、市内には高度な技術力を有する関連中小企業も多く存在しており、24年度には、官民連携による水ビジネスの国際展開を目的として、川崎市と市内を中心とする民間企業等との間で「かわさき水ビジネスネットワーク」が設立された。川崎市と機構は、連携覚書の締結を踏まえて、主にアジア地域での水環境改善支援を一層推進する計画としており、市内企業の海外進出にも資することが期待されている。

**草の根技術協力事業等を通じた地方自治体との連携（地域経済活性化特別枠の創設）**

- 機構は、従来から草の根技術協力事業（地域提案型）を通じて地方自治体等の提案に基づく事業を推進してきた。24年度は、連携協定を締結した北九州市の提案によるベトナムの地方都市の水道公社に対する能力向上支援や、沖縄県の読谷村の提案による東ティモールに対する地域力強化を通じた平和構築事業等を含む、計16件の採択を内定した。
- 24年度には、日本政府による日本経済再生に向けた緊急経済対策の一環として、草の根技術協力の枠組みを活用して国際協力を通じた日本各地の地域経済の活性化を図ることを目的とする、「草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）」が補正予算により認められ、地方自治体の提案による事業を一層積極的に進めていくこととなった。これを受け機構は、地方自治体のニーズに柔軟に対応べく、事業内容、予算規模、提案案件審査方法を含めた採択までのプロセス等の制度設計を行い、25年3月に外務省と共同でプレスリリースを行った上で、募集を開始した。

**表14-1 草の根技術協力（地域提案型）と地域経済活性化特別枠との比較**

	現行制度（地域提案型）	地域経済活性化特別枠の制度
対象分野	開発途上国の人々の生活改善・生計向上に役立つ分野・事業	開発途上国の人々の生活改善・生計向上に役立つ分野・事業（開発目的に資する生産・加工・流通活動に必要な技術やシステムの開発及び普及）
事業の対象となる活動	①研修員の受入れ、②自治体からの技術者等の派遣、③施設等の簡易な基盤整備、④資機材の購入・輸送	現行制度に加え、現地での具体的協力活動内容を確認するための事前調査も事業全体に含めることが可能
事業総額	約3～4億円／年	18億円の枠
事業規模（1案件あたり）	3,000万円以下	6,000万円以下
事業提案者	地方自治体	地方自治体
提案募集の〆切	年1回	随時募集

- 機構は、地方自治体との連携を推進すべく、地方自治体の共同機関である財団法人自治体国際化協会（CLAIR）とも定期協議を実施した。24年度は計3回開催し、草の根技術協力事業（地域経済活性化特別枠）の制度概要の紹介及び応募勸奨等を行った。

#### 市民の国際協力に対する理解や参加の促進を目指した取組

- 機構は、市民の国際協力事業への参加及びボランティア経験の地域社会への還元を図るべく、地方自治体職員のボランティア事業への現職参加制度への応募勸奨や、ボランティア経験者の地方自治体における採用拡大に向けた働きかけ等も進めた（小項目No.11「ボランティア」、指標11-5「自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況」、指標11-7「帰国隊員の進路支援強化の状況」参照）。
- また、地域の教育現場等での開発教育や国際理解教育の推進を支援すべく、機構の国内拠点等を通じて、各種研修や出前講座等の取組も進めた（小項目No.12「市民参加協力」の指標12-2「地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績」、指標12-3「開発教育の質の向上に向けた取組状況」を参照）。

#### 東日本大震災からの復興への貢献と防災・復興に関する知見の内外への発信に対する協力

##### -宮城県東松島市との連携協力-

- 機構は、東日本大震災の被災地域との連携を通じて、被災地の復興に協力するとともに、防災と復興に関する知見の途上国への発信にも努め、内外の被災地域の自治体間の関係構築とノウハウの共有に貢献した。
- 機構は、23年8月から3年間の計画で、青年海外協力隊経験者などを地域復興推進員として宮城県東松島市に派遣しており、住民会議のファシリテーション等を通じた復興まちづくりに貢献してきた。これらの取組が評価され、25年3月には、復興庁、青年海外協力協会（JOCA）及び機構との間で東日本大震災復興支援に係る連携協定が締結され、青年海外協力隊経験者の知見を活用した被災地復興支援を引き続き推進していくこととした（小項目No.11「ボランティア」の指標11-8「隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況」参照）。
- 東松島市では23年12月より、政府が進める「環境未来都市」構想のモデル都市に東北地方の他の被災地とともに選定されたことを踏まえて、同構想の実現を含めた復興事業の統括的な実施主体として一般社団法人「東松島みらいとし機構（HOPE）」を創設している。同団体の相談役には機構の副理事長が就任しており、機構が有する知見やネットワークを活用して、被災地の復興と途上国の開発の双方に資する関係の構築に努めてきた。24年度は特に、16年12月に発生したスマトラ沖地震等、度重なる地震により大きな被害を被ってきたインドネシアのバンダ・アチェ市と東松島市との関係強化を通じた知見の共有を支援し、アチェ市及び東松島市の関係者による相互訪問に対する支援を皮切りに（8月）、協力関係の拡大に向けた具体策の調査を目的とした東松島市と機構（東北支部）からなる合同調査団のアチェ市への派遣（11月）、アチェ市職員2名の東松島市における研修（25年3月から約1年間）等の取組を進めた。これらの取組に対し、25年3月には同市社会福祉協議会から機構に対して感謝状が授与された。

#### 被災地との連携協力による研修員受入事業を通じた防災・復興の知見の発信

- 機構は、研修員受入事業等を通じて、地方自治体の防災・復興の取組や知見を開発途上国の開発にいかすとともに、共通するリスクや被災経験を抱える地域間の知見共有やネットワーク構築にも寄

与してきた。24年度は、「東日本大震災復興プロセス」と題する研修コース（25年2月）を開催して、自然災害リスクを抱えるアジアの6カ国の行政官らを受け入れ復興に取り組む自治体及び関係機関を訪問し、復興の現場で進められている様々な取組を紹介した。また、前述の環境未来都市構想に関連して、20カ国の行政官や大学関係者等を招いて「環境未来都市構想推進セミナー」と銘打った研修を開催し、東松島市等を訪問し、モデル都市における取組を紹介した。

### 指標 14-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、以下の目的を掲げて大学等教育機関との連携強化に努めており、大学等の研究領域の拡大や国際化にも貢献することにより、両者の競争力の強化につながる双方に有益な関係の構築を目指している。機構が実施する大学等との連携事業の概要は図 14-3 のとおり。
  - ① 大学等が有する知的資産を活用した国際協力事業の質の向上
  - ② 途上国の課題解決に資する技術開発や日本の開発・援助経験の体系化を通じた知の発信
  - ③ 国際協力の裾野の拡大と将来の日本の援助を担いうる実践的な知見を備えた人材育成

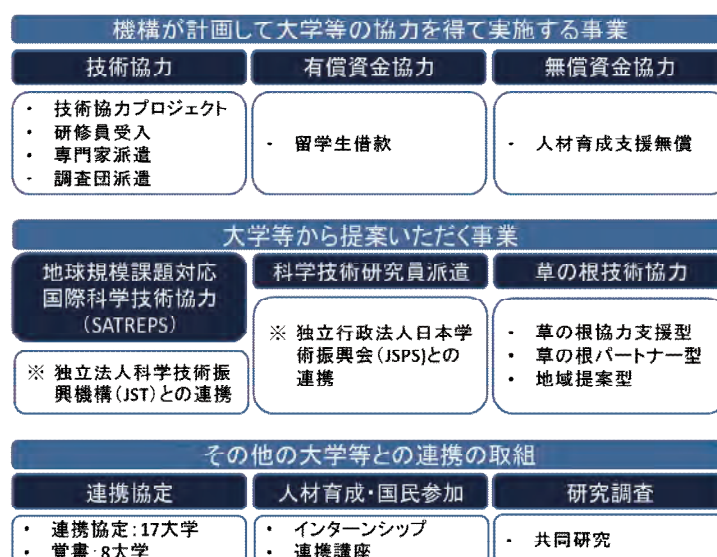


図 14-3 機構が実施する大学等との連携事業の概要

#### 第1回大学・JICA 連携会議の開催

- 機構は、上記目的の実現を念頭に大学との連携を組織的に推進するべく、国内の 25 大学と連携協定もしくは覚書を締結している（24 年度末現在）。24 年度には、これらの大学をはじめとする全国の大学関係者が一堂に会する「大学・JICA 連携会議」を初めて開催し（25 年 1 月）、TV 会議システムを通じて機構の各国内拠点とも接続しつつ、機構の連携方針や具体的な連携方法、効果的な連携事例の紹介等を行うとともに、大学関係者の意見も聴取し、双方にとって効果的な連携のあり方について議論した。引き続き関係者間の意思疎通の場を設け、今後の連携事業への反映を図っていくこととした。

#### 地球規模課題に対応する科学技術協力の枠組みを通じた連携

- 機構と大学間の連携事業については、図 14-3 のとおり、①大学等から提案いただく事業、②機構が

計画し大学等の協力を得て実施する事業、③その他の連携の取組、に大別される。20年度からは、大学等から提案いただく事業の一環として、外務省と文部科学省による科学技術外交強化の方針の下、「地球規模課題に対応する科学技術協力」を推進しており、以下の2形態の事業を実施してきた。

- ① **地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)**： 独立行政法人科学技術振興機構 (JST) との連携による技術協力プロジェクト型事業
- ② **科学技術研究員派遣**： 独立行政法人日本学術振興会 (JSPS) との連携による個別専門家派遣型事業

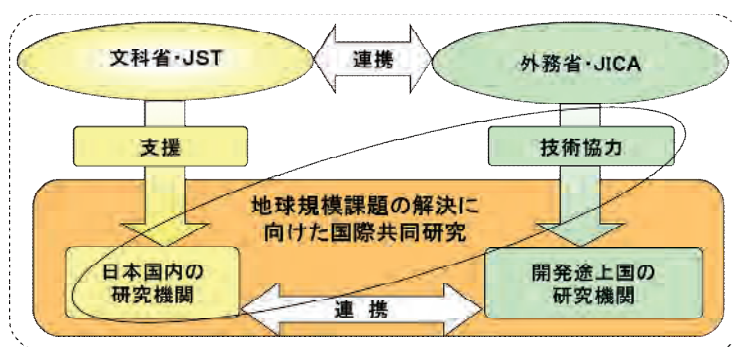


図 14-4 地球規模課題対応国際科学技術協力事業 (SATREPS)

- SATREPS については、日本と開発途上国の研究者による共同研究を支援し、開発途上国の人材育成および自立的な研究開発能力の向上を図りつつ、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症等の地球規模課題の解決に資する新たな知見を獲得することを目的とするものであり、24年度は、気候変動や生物多様性保全、防災、感染症分野等の分野で新たに採択した8件を含む、計56件を大学と実施した。(SATREPS 全体では24年度新たに9件、計68件を実施。)
- 24年度はさらに、SATREPS を通じたより円滑な連携を実現すべく、「プロジェクトの実施の手引き」の作成や「事業契約ガイドライン」の改訂を行ったほか、連携相手先機関の負担軽減を図るべく、機材調達の実施方法や各種報告書の提出時期等の見直しを行った。また、事務担当者を対象とした事務処理説明会や新規案件の研究代表者を対象にした研究代表者説明会を JST と共催し、制度概要についての理解促進を図った。SATREPS 事業の一層の推進と参加大学の拡大を図るべく、JST との共催により公募説明会を開催したほか、事業紹介動画「地球規模課題への挑戦」を作成して機構のウェブサイト上で公開し、大学・研究機関等の応募を勧奨した。
- 科学技術研究員派遣については、24年度は、主に中南米やアフリカ地域に科学技術全般の分野で派遣しており、19件を実施した。

#### 大学等からの提案に基づく草の根技術協力の実績

- 草の根技術協力は、大学、NGO、地方自治体等の提案に基づき機構と共同で実施する事業であり、「草の根技術協力支援型」、「草の根技術協力パートナー型」を含め、24年度は計31大学と31件を実施したほか、5大学による5件を採択内定した。

## 機構が計画し大学等の協力を得ながら実施する連携事業

### ➤ E-JUST、AUN/SEED-Net、FRIENDSHIP、MJIIT、人材育成支援無償

- ・ 機構が計画を策定し大学等の協力を得ながら実施する連携事業については、技術協力プロジェクトに関しては、日本国内の 12 大学の協力を得て工学系の国立大学設立に協力する「エジプト日本科学技術大学設立プロジェクト (E-JUST)」(20 年 10 月～25 年 10 月) や国内の 11 大学の協力を得て ASEAN10 カ国の工学系大学 19 校の能力向上とネットワーク強化を支援する「アセアン工学系高等教育ネットワークプロジェクト (AUN/SEED-Net)」(フェーズ 1 : 15 年 3 月～20 年 3 月、フェーズ 2 : 20 年 3 月～25 年 3 月)、国内の 9 大学の協力を得て、新設のインド工科大学ハイデラバード校の研究能力向上と産学連携を支援する「インド工科大学ハイデラバード校 日印産学研究ネットワーク構築支援プロジェクト (FRIENDSHIP)」(24 年 1 月～32 年 3 月)、また、円借款では、国内の 25 大学の協力を得て日本型工学教育の特徴を活かした教育・研究拠点確立を目指す「マレーシア日本国際工科院整備事業 (MJIIT)」(23 年 12 月～30 年 6 月) 等を実施している。24 年度は、AUN/SEED-Net のこれまでの協力成果を踏まえて産業界との連携を推進すべく、機構理事長と ASEAN 諸国の関係省庁及び大学の代表者等が 25 年度からのフェーズ 3 の実施に向けた協力枠組み文書に署名した (11 月)。このほか、24 年度には、人材育成支援無償により、アジアの市場経済移行国を中心とする対象 13 ヶ国から、各国の開発重点分野に携わる人材 (238 名) を本邦大学 (23 大学) に留学生として受け入れ計画立案能力の向上を図る人材育成支援を実施した。

## 国際協力理解の促進等を目的とした連携事業 ～大学との連携講座等～

- 24 年度は、国際協力を志向するグローバル人材の育成等を目的として、64 大学と 79 件の連携講座を実施した (23 年度は 96 大学 140 件)。このうち 55 大学と実施する 65 件については単位が認定される講座に位置付けられている。
- 大学との連携促進やグローバル人材育成促進等の観点から、人事交流により職員が大学に出向 (25 年 3 月末時点で 14 大学) し、各大学において国際協力関連の講義の実施や、大学による国際協力の推進、グローバル化の推進の要として貢献している。
- 機構が実施する大学院生インターンについては、小項目 No.10 「開発人材の育成 (人材の養成及び確保)」にて記載。

## 指標 14-4 NGO との連携推進に向けた取組状況

- 機構は、「国際協力を日本の文化に」との理念の下、他者に対する共感や助け合いの伝統を開発途上国の人々に対しても広げるべく、市民参加事業を推進してきた。特に、NGO 等との連携は以下の観点からも重要である。
  - ① NGO が有する開発途上国の地域社会や住民に対するきめ細やかで直接的な働きかけのノウハウは、人間の安全保障の実現やミレニアム開発目標の達成に不可欠
  - ② 日本の地域社会の発展に貢献してきた市民主導の活動ノウハウは、開発途上国の地域社会や住民の能力強化支援にも有効
  - ③ 国際協力の担い手の育成を通じた国際協力人材の裾野の拡大が重要
  - ④ 海外経験の国内での活用及び国内の地域活性化にも貢献

## NGO-JICA 協議会の開催

- 機構は、対等なパートナーシップに基づいて NGO との対話と連携を促進し、より効果的な国際協力の実現と国際協力への市民の理解と参加を促すべく、NGO-JICA 協議会を設置して定期的に意見交換を行っている。24 年度は計 4 回開催し、地方（広島県）での開催や TV 会議システムの接続を通じて、地域 NGO の参加促進に努めた。また、NGO と機構間の国内における効果的な連携事例を取りまとめ、今後広く公開することとした。NGO-JICA 協議会の各会合の協議録及び資料は、機構のウェブサイトに掲載し、公開した。
- さらに、草の根技術協力事業の開始から 10 年を迎えたことを踏まえ、11 月から 1 年間の計画で、NGO-JICA 協議会の下に「草の根技術協力事業 10 年の振り返りのための分科会」を設置した。同分科会では、調査を通じて草の根技術協力の成果と課題を整理し、今後の展開案等について検討する計画であり、24 年度下期は NGO とともに関係団体に対する調査内容や調査項目等を取りまとめた。調査結果については、公開セミナーを開催し、広く共有を図る予定である。
- NGO との連携による草の根技術協力事業に関しては、小項目 No.12「市民参加協力」の指標 12-1「草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況」参照。



## 小項目 No.15 国際社会におけるリーダーシップへの貢献

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化
小項目	15. 国際社会におけるリーダーシップへの貢献
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。</li> <li>● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。</li> <li>● プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。</li> </ul> <p>【年度計画】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。</li> <li>② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を図る。</li> <li>③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。</li> </ol>

### 要旨

平成 24 年度には、極めて重要な国際会議等が例年に比して多数開催された。機構としても、ミレニアム開発目標年（2015 年）を目前に控えてポスト 2015 の新たな援助潮流の形成に向けた議論が活発化する中、日本政府が主導する援助政策・アプローチを広め、日本の存在感を高めるため、こうした国際会議に積極的に参加するとともに知的発信に努めた。また、理事長自らが、国際機関に加え、米国戦略研究所、英国王立国際問題研究所、フレンズ・オブ・ヨーロッパ等の権威ある研究機関において機構のビジョンを含め積極的に知的発信を行った。

48 年ぶりに東京で開催された第 67 回 IMF・世界銀行総会は、世界への知的貢献、復興のアピール等日本政府としても極めて力を入れ、成功裏に幕を閉じたが、機構としても、公式セミナー4 件及びサイドイベント 3 件を世界銀行等と共催・協力して開催するとともに、途上国政府からの参加者に対する支援等、運営面も含めて大きな貢献を果たした。

また、日本政府主導で開催された重要な開発課題に関する国際会議では、準備、企画、運営面等でも政府に協力し、世界防災閣僚会議を日本政府と共催したほか、アフガニスタンに関する東京会合関連のサイドイベントやシンポジウムの開催、太平洋・島サミットでの自治体の協力を得たサイドイベントの開催等を行うとともに、出席した各国・機関の代表等との面談を数多く実施した。

さらに、これらの好機を捉えて、会合に出席した国際機関や各国政府代表とのトップ面談を理事長自らが精力的に行うとともに、国連本部や国際的シンクタンク・研究機関などにも積極的に赴き、各機関の長・幹部との意見交換を行い、機構のミッションやビジョンの浸透に努めた。理事長によるこうした要人との面談は24年度には140件以上となり、各国政府・機関との更なる関係強化につなげるとともに、機構のプレゼンス向上にもつなげた。

開発援助の潮流形成に大きな影響力を持つ国連開発計画（UNDP）や世界銀行等の国際開発機関のフラッグシップレポート作成にも協力し、24年度は特に、ノーベル賞受賞者や著名な学識経験者等からなるUNDPの人間開発報告書（HDR）のアドバイザー・パネルに機構の理事長が日本からは唯一のメンバーとして就任し、「南の台頭」を主題とする2013年報告書（HDR2013）に掲載された理事長の署名囲み記事を通じて、日本政府や機構による南南協力への貢献を印象づけたほか、25年3月に開催されたアドバイザー会合に参画し、2014年報告書（HDR2014）の方向性を巡る議論に貢献した。HDR2014の作成に向けては、前年度に引き続いて、UNDPとの共催による東アジアコンサルテーション・ミーティングを機構の研究所で開催し、開発援助を巡る東アジアにおける知的交流のハブとしての役割を担った。

世界銀行の世界開発報告書（WDR）の作成にも協力し、機構はバングラデシュのNGOなどと共にケーススタディ・レポートを執筆して、IMF・世界銀行総会の公式セミナーの場でも事例が取り上げられるなどした結果、国際社会におけるリーダーシップへの貢献に大きく寄与した。

ミャンマーの延滞債務解消においては、日本政府と密接に連携し、国際金融機関やパリクラブの公的債務者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済開発に必要な資金の拡大に向けて国際社会において議論をリードし、援助協調の土台を構築した。

また、機構が進める南南協力の取組について、40年近くにわたる支援の実績や、調査・研究等を通じた優良事例・教訓の発信等が評価され、国連南南協力事務所より南南協力賞を受賞したことも特筆に値する。

なお、24年度には、国連事務総長が世界の著名な学識経験者等を任命してポスト2015の援助潮流形成に向けた議論を行うハイレベルパネルを結成し、ポスト2015に向けた議論が進展した。この議論において、日本政府が人間の安全保障を指導理念として極めて重視しており、また、国際協力において防災を主要課題として位置付けるとの政府の方針に沿って、機構は、前述のIMF・世界銀行総会の公式セミナーやアジア開発フォーラムなど、ハイレベルの国際会議の場などを通じて、「人間の安全保障」の理念や、包摂的な成長の重要性、防災・減災を念頭に置いた強靱な社会づくりの必要性等を積極的に発信してきた。さらに、「人間の安全保障」を提唱・普及し、機構の事業を通じた実践を主導してきた緒方貞子外務省顧問・機構特別顧問（機構前理事長）も上記ハイレベルパネルに対して同理念が議論に反映されるよう積極的な働きかけを行い、機構も様々な方面からこれに協力した。

これらの取組もあり、25年5月に国連事務総長に提出された上記ハイレベルパネルの報告書においては、人間の安全保障の重要性について言及されるとともに、防災を念頭に置いた強靱な社会構築の必要性等が取り上げられるに至り、ポスト2015を巡る議論の形成に貢献した。

## 指標 15-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

### 国際機関の総会等の機会を捉えた機構の取組の発信と援助潮流形成への貢献

- 24年度は、48年ぶりに東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会をはじめ、アジア開発銀行（ADB）の年次総会、アジア開発フォーラム等、国際機関や各国政府の閣僚が集い、重要な開発テーマについて協議する場に積極的に参画するとともに、関連セミナーの開催や基調講演やパネリストとしての登壇を通じて、機構の取組や研究成果を通じて得られた知見や掲げる方針などを広く発信し、援助潮流形成に向けた議論に参画した。

#### ➤ IMF・世界銀行総会（10月、於東京）

- ・ 48年ぶりに東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会には、IMF及び世界銀行の代表等並びに188カ国に及ぶ加盟国の財相や中央銀行総裁、国際・二国間開発機関や民間金融機関、市民団体の代表等が一堂に会し、雇用と成長や防災の主流化等を含む重要な開発課題について議論が行われた。
- ・ 総会の開催に際しては、全体会合と並行して公式セミナーが開催されることとなっており、過去の海外総会では、ホスト国は通常2～3程度の公式セミナーをIMFや世界銀行と共催してきたが、今次総会の開催にあたっては日本政府による積極的な働きかけの結果、日本政府は8つのセミナーをIMF、世界銀行と共に主催した。このうち、機構はこれまでの取組から得られた知見や研究成果を基に、4つのセミナーを世界銀行等と共催、もしくは開催に協力するなどして大きな貢献を果たし、基調講演やパネリストとしての参加を通じて、ミレニアム開発目標年以降（ポスト2015）の戦略等の重要なテーマに関する潮流形成に向けたインプットを行った。
  - ① 「国際保健—人々の健康が貧困を防ぎ、国の発展を支える」（世界銀行、財務省と共催）
  - ② 「雇用と開発—政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」（世界銀行と共催）
  - ③ 「アフリカのエネルギー開発—電力アクセスの改善・低炭素エネルギー社会へ」（世界銀行、外務省と共催）
  - ④ 「2015年が迫る—ミレニアム開発目標の次の姿」（世界銀行、外務省と共催）



図 15-1 公式セミナーに登壇し、基調講演を行う機構理事長

「雇用と開発—政府政策によって開発に有効な就業の実現は可能か」

- ・ 上記公式セミナーに加えて、以下を主題とする3件のセミナーやサイドイベントについても共催または開催に協力し、理事長あるいは副理事長が基調講演に登壇し、機構の研究や取組の成果を広く発信した。
  - ① 「グリーン成長に向けた官民連携」（国際開発金融クラブ（IDFC）と共催）
  - ② 「アラブの春以降の中東・北アフリカ支援」（米国ブルッキングス研究所・フランス開発

庁（AFD）との共催）

③ 「アジアのダイナミズムと将来的な農業・食糧安全保障戦略」（世界銀行と共催）

- ・ 総会の機会を捉えて、機構の理事長や役員等が、60 カ国以上の政府要人及び 20 以上の開発機関代表らと計 108 件に及ぶ個別面談を行い、今後の開発展望や連携の可能性等について意見交換を行った。理事長や役員による要人との面談に加え、政府の総会準備事務局の協力要請に応じて、来日した開発途上国代表団 20 カ国の滞在中の対応に機構の当該国担当職員が協力するなど、組織を挙げて対応し、協力相手国との関係強化や機構のプレゼンスの拡大につなげた。



図 15-2 IMF・世界銀行総会公式セミナー「2015 年が迫る-ミレニアム開発目標の次の姿」

左から、世界銀行上級副総裁、ブルッキングス研究所シニアフェロー、リベリア大統領、ペルー経済財政大臣、スウェーデン開発協力大臣、機構理事長、UNDP 総裁等が登壇。

#### ▶ アジア開発銀行（ADB）総会（5 月、於マニラ）

- ・ 5 月にマニラで開かれた ADB 総会にはアジア経済に対する関心の高まり等を背景に過去最高となる約 5,000 名の参加があった。機構からは着任間もない新理事長が登壇して機構のビジョン「すべての人々が恩恵を受ける、ダイナミックな開発」を広く発信したほか、機構の役員も以下に掲げる公式セミナー等の基調講演者やパネリストとして積極的な発信を行い、民間企業や市民社会も含めた新たなアクターとの援助協調や、経済成長の担い手となる産業のあり方、東日本大震災を踏まえた防災の主流化等について、機構の取組や研究の成果により得られた知見等を基に議論をリードした。

① 「2050 年のアジアに向けたインクルーシブな成長の推進」

② 「脆弱な都市－都市防災リスクマネジメントのニーズへの対応」

③ 「正しい成長への道筋－製造業と近代的サービス業」（機構、ADB、フランス開発庁（AFD）共催）

④ 「開発パートナーセッション－変わりつつある世界における開発協力」

- ・ また、総会出席の機会を捉え、16 カ国の政府及び 7 つの国際・二国間開発機関等の要人と個別面談を行い、アジアの経済成長の展望と課題、支援の可能性等について意見を交換した。

#### ▶ アジア開発フォーラム（第 3 回：7 月 於バンコク、第 4 回：25 年 3 月 於ジャカルタ）

- ・ 本フォーラムは、開発におけるアジア諸国の役割をハイレベルの実務者間で議論することを目的に日本政府の発案により設立され、22 年度以降毎年開催されてきた。24 年度には、7 月に第 3 回会合がタイのバンコクで開催されたのに続き、25 年 3 月には第 4 回会合がインドネシアのジャカルタで開催され、いずれもアジアを中心とした 10 カ国以上の政府及び国際機関や民間企業の代表等が参加した。第 3 回会合ではアジアにおけるグリーン成長について、第 4 回会合では、

ミレニアム開発目標年以降（ポスト 2015）の開発アジェンダや 23 年 11 月の第 4 回援助効果向上に関する釜山ハイレベル・フォーラム以降（ポスト釜山）のグローバル・パートナーシップに向けたアジアからのインプットを主題に議論され、機構は会議主題の設定をはじめとして準備段階から深く関わり、内容の検討と運営の両面において主催国政府関係者を支援するなど、会議の円滑な運営や議論の深化に大きく貢献した。また、機構役員が個別セッションの議事進行役やパネリストとして登壇し、「包摂的（インクルーシブ）な成長」の実現に向けたインフラ整備、開発における防災の主流化、人間の安全保障など、日本政府としてもポスト 2015 の開発枠組みにおいて重視すべきとしている課題の重要性を訴えた。これらの取組の結果、人間の安全保障などの概念の重要性が議長報告において主張されるに至り、アジアの声として発信された。

### 重要な開発課題に関する政府主催の国際会合等への協力

- 24 年度には、日本政府の主導等により、政府の国際協力重点方針に掲げられる重要な開発課題に関する国際会議も数多く開催され、機構は事業現場から得られた知見などのインプット等を通じて開催準備段階から企画・運営に協力するとともに、会議への参加と併せて関連イベント等も開催し、幅広い層からなる多くの参加者に向けて機構の貢献等を広く発信した。日本政府主導で開催された国際会議に加えて、24 年度には「国連持続可能な開発会議（リオ+20）」等の重要な開発課題を扱う会合にも参加し、機構も知見の発信等を通じて協力、貢献した。

#### ➤ 世界防災閣僚会議 in 東北（7 月）

- ・ 東日本大震災をはじめとする近年の大規模自然災害に関する経験・教訓を各国と共有するとともに、27 年に予定されている第 3 回国連防災世界会議に向けて、同年に期限を迎える防災分野の国際的指針「兵庫行動枠組」以降の新たな枠組みづくりのための議論を促進すべく、日本政府（外務省、内閣府、復興庁、国土交通省）及び機構の主催、国連の関係機関や東北地方の関係自治体の共催により、世界防災閣僚会議 in 東北が開催された。同会議には、63 カ国の閣僚級政府関係者、14 の国際機関、さらに地方自治体や民間企業、市民社会の代表等、約 500 名が参加した。
- ・ 機構からは副理事長がコメンテーターとして登壇し、東日本大震災の経験を踏まえて、減災の考え方に立った対策や、時間とともに変化するリスクに対する継続的な取組、多機能・多重防御の社会の構築等の必要性などを主張し、開発における防災の主流化に向けて、これらの考え方を各国と広く共有していく考えを表明した。また、機構の事業においては、分野横断的視点で防災を念頭に置いた取組を進めていることを紹介しつつ、地理的・文化的共通性の高い地域での連携の仕組みを構築して広域的に防災に取り組む必要性を指摘するとともに、ICT 等の最新技術と各地に語り継がれている防災文化を組み合わせた新たな対策の可能性等についても言及した。また、サイドイベントとしてブースやパネル展示で機構の取組を紹介し、日本政府や各国の閣僚が視察した。

#### ➤ アフガニスタンに関する東京会合（7 月）

- ・ 本会合は、26 年に予定される治安権限移譲後のアフガニスタンの自立に向けた取組と支援について協議する目的で、アフガニスタンと日本政府により開催され、両政府関係者のほか、国連事務総長をはじめとする国際開発機関の代表、米務長官をはじめとする西欧諸国やアフガニ

スタン周辺諸国の閣僚等、55 カ国及び 25 の国際機関からの出席があった。会合では、国際社会とアフガニスタン政府の間のパートナーシップとこれを定期的に検証するメカニズム（東京フレームワーク）が合意され、東京宣言として採択された。

- ・ 機構は本会合への出席に加えて、サイドイベントを開催し、合計で 700 名以上の参加を得た。「アフガニスタンの平和と安定に向けて～課題と国際社会の役割」と題したフォーラムでは、理事長が冒頭挨拶で機構の取組を紹介し、ブラヒミ元国連アフガニスタン支援ミッション代表や緒方外務省顧問（機構特別顧問）らと権限移譲後を見据えた課題と国際社会の役割を議論した。
- ・ 青山学院大学との共催によるシンポジウム「アフガニスタン復興・開発支援の成果と課題」では、国内外の NGO 代表等の参加も得て、機構を含むそれぞれの機関がアフガニスタンの開発課題に対する支援活動を紹介し、パネルディスカッションを行った。
- ・ 機構はさらに、アフガニスタンにおける移行政権発足からの 10 年間にわたる機構の取組や関係者のヒューマンストーリー等を「アフガニスタンに平和の礎を～人々の生活再建に奔走する日本人たち～」として取りまとめて刊行し、会合の出席者やメディア関係者等に配布するなどして、多くの日本人が困難な環境の中でアフガニスタンの人々と信頼関係を築きながら復興に貢献してきたことを広く発信した。
- ・ 本会合出席の機会を捉えて、機構の理事長や役員が英国国際開発大臣や世界銀行専務理事、周辺国閣僚等との面談を行い、アフガニスタン支援について意見を交換したほか、緒方機構特別顧問は国連事務総長やアフガニスタン大統領とも面談し、面談の場では機構による研修の実施状況等が紹介された。

#### ➤ 太平洋・島サミット（5 月、於沖縄県）

- ・ 同サミットは、太平洋島嶼国・地域の課題に関して首脳レベルの意見交換を行い、日本と関係諸国との絆を強化する目的で 3 年に 1 回開催されている首脳会合であり、24 年度は、第 6 回太平洋・島サミット（PALM6）が 5 月に沖縄県名護市で開催された。
- ・ サミット開催に合わせて、機構の主催（沖縄県共催、沖縄県経営者協会等後援）により、「沖縄エコアイランド・シンポジウム～島と命を守る新たな挑戦」を沖縄県宜野湾市で開催した。民間企業を含むオール沖縄としての大洋州への協力や事業展開について議論し、宮古島市と機構によるサモアでの水分野の草の根技術協力を発展させ、沖縄県の自治体や民間と連携して、サモアで包括的な水分野の協力を展開していくことを発表した。

#### ➤ 国連持続可能な開発会議（リオ+20、6 月、於リオデジャネイロ）

- ・ 本会議には 190 カ国から約 45,000 人が参加し、機構は会議への参加に加え、日本政府が開設したジャパン・パビリオンの運営に協力して、機構ブースにおける展示（訪問者約 6,000 人）や機構の取組を紹介する 4 件のセミナー（参加者延べ 430 人以上）を開催したほか、ブラジル国際協力庁とのサイドイベントの共催や、環境未来都市構想に関する内閣官房・横浜市・北九州市主催のサイドイベントに対する支援を行い、機構との連携事業等について紹介した。

### 権威ある国際研究機関や開発機関等との関係強化

- 24 年 4 月に就任した新理事長は、上記国際会合への出席や関連セミナー等への登壇に加えて、国際

開発援助戦略の形成に大きな影響力を有する研究機関や開発機関等との関係強化にも努め、機構のミッションやビジョンを自ら発信すべく、これら機関での講演やトップ会談等を積極的に行った。

- **21世紀日英委員会**： 機構の取組と日英連携の可能性等について講演（5月、東京）
- **米国 戦略国際問題研究所（Center for Strategic and International Studies: CSIS）**： 講演「国際協力における日米連携の可能性」及び世界銀行総裁、米国国際開発庁（USAID）長官、ブルッキングス研究所長等との会談（7月、於ワシントン）
- **英国 王立国際問題研究所（通称チャタムハウス）**： 講演「わが国のアフリカ開発推進に向けた取組-2013年 TICAD Vに向けて」（12月、於ロンドン）
- **OECD 開発援助委員会（DAC）ハイレベル会合**： 外務省関係者とともに参加。英国国際開発庁（DFID）長官とも会談（12月、於ロンドン）
- **フレンズ・オブ・ヨーロッパ**： フォーラム「万人のための持続可能なエネルギー -アフリカに焦点をあてて-」において基調講演（12月、於ブリュッセル）
- **国連本部**： ステイグリッツ教授（ノーベル経済学賞受賞者）、国連日本政府代表部、国連本部、UNDP、アフリカ連合（AU）等の協力を得て TICAD V に向けた特別セミナーを2度開催し、アフリカ諸国の国連大使など100人以上が参加。併せて、国連事務総長や UNDP 総裁と会談（24年4月、25年3月、於ニューヨーク）

#### 国際開発機関等との共催による国際会議やセミナー等を通じた発信や連携強化の取組

- 機構はさらに、国際開発機関との合同セミナーや会議等を開催して、幅広い関係者に対してよりインパクトのある発信を行うとともに、これらの機関との研究や事業実施面で連携を強化した。
- **IMF との合同セミナー「フロンティア・アジア諸国：経済構造の転換とインクルーシブな成長」（25年1月、於バンコク）**
  - ・ 機構は IMF とともに、アジアの中でも近年成長が目覚ましい低所得国（フロンティア・アジア）の経済成長及びその課題に関して、実証分析的な調査研究を基に、これらの国々の財務省や中央銀行等の政策当局者との議論を深めることを目的としたセミナーを23年度に引き続き開催し、11カ国の閣僚や幹部等約100名の参加を得た。
    - ① IMF 発表「経済構造転換と多様化」
    - ② IMF 発表「フロンティア・アジア諸国における金融深化」
    - ③ 機構発表「アジア・フロンティア諸国の分業化とトレード・コスト」
    - ④ 機構発表「タイのインクルーシブな成長の事例」
- **対大洋州協力をに係る ADB とのリトリート開催（10月）**
  - ・ 機構は ADB とともに、23年度に引き続いて2回目となる対大洋州協力をに係るリトリート会合を開催し、東ティモールの道路整備やバヌアツの港湾整備等の実施中の協調案件の進捗や、大洋州諸国における開発課題を踏まえた今後の連携可能性等について協議した。さらに、学識経験者や民間セクター関係者を招いて、「太平洋を取り巻く情勢の変化と今後の開発の方向性」と題したラウンドテーブルも開催し、多様な関係者とのネットワーク強化にも努めた。

## 国際開発機関のフラッグシップレポート等に対する貢献

- 機構は引き続き、国連開発計画（UNDP）や世界銀行が毎年の重要な開発課題をテーマに発行するフラッグシップレポートの作成にも協力し、援助潮流の形成に貢献した。特に 24 年度は、機構理事長が UNDP の人間開発報告書（HDR）のアドバイザー・パネルのメンバーに就任し（5 月）、報告書の取りまとめに深く関与した。HDR は革新的な分析手法や開発思想を提唱し続ける、国際開発の分野で最も大きな影響力を持つ報告書の一つであり、HDR のアドバイザー・パネルは、ノーベル賞受賞者など、世界の著名な学者や政治家、開発専門家から構成され、機構理事長は日本から参画する唯一のメンバーである。HDR 2014 に向けたアドバイザー・パネル会合では、人間の安全保障や開発における防災の主流化の重要性等を強調し、議論の形成に貢献した。加えて、UNDP との共催による人間開発報告書作成に向けた東アジアコンサルテーション・ミーティングを前年度に引き続き機構研究所で開催し、日本をはじめとする東アジア諸国の研究者・有識者 30 名以上が参加した（25 年 3 月）。（小項目 No.6「研究」参照）。
- 世界銀行のフラッグシップレポートの 2013 年版（世界開発報告書（WDR）2013）は雇用（Jobs）がテーマであり、機構研究所は、バングラデシュ最大の NGO である BRAC 他とともに、バングラデシュのケーススタディ・レポートを作成した。本レポートで得られた知見を踏まえつつ、10 月の IMF・世界銀行総会における公式セミナー「雇用と開発」において機構理事長が基調講演を行うとともに、機構研究所の客員研究員がパネリストとして登壇した。機構の貢献は WDR 巻頭の謝辞でも言及されるとともに、上記ケーススタディはバックグラウンドペーパーの一つとして世界銀行ウェブサイトに掲載されている（小項目 No.6「研究」参照）。

## 国際開発機関・二国間援助機関とのネットワーク構築・拡大

- 機構は、より効率的な援助資源の活用やそれぞれの強みをいかした相互補完関係の構築による援助の質の向上に努めるべく、国際機関や二国間援助機関との連携を推進しており、20 年 10 月の機構統合以来、30 以上の連携協力協定（MOU）を締結してきた。24 年度は新たに、アガカーン財団（AKDN）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、アジア財団（TAF）と MOU を締結し、現場での協力関係の構築を促した。
- 連携協力協定を締結している国際援助機関および二国間援助機関とは、戦略的開発パートナーとして、情報交換を目的とした定期協議を実施しており、24 年度は以下の 24 機関との協議を実施した。
  - ・ 世界銀行、IMF、国連本部事務局（UN）、UNDP、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、ADB、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、EU、米国開発庁（USAID）、英国開発庁（DFID）、仏国開発庁（AFD）、独国国際協力公社（GIZ）、独国復興金融公社（KfW）、豪国援助庁（AusAID）、カナダ援助庁（CIDA）、韓国国際協力団（KOICA）、韓国輸出入銀行、中国輸出入銀行、IFRC、ゲイツ財団、コンラッド・アデナウアー財団、アガハーン財団
- 機構は、開発援助における重要なアクターである EU との連携を強化するため、24 年度からは連携協力調査員をブリュッセルに常駐させ、EU に対する発信力と情報収集力の強化を図った。25 年 6 月に開催が計画されている第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けて、アフリカ支援における連携強化も進めた。



## ミャンマーの延滞債務解消に向けた議論のリード

- ミャンマーの延滞債務解消においては、機構は日本政府と密接に連携し、世界銀行やアジア開発銀行などの国際金融機関やパリクラブの公的債権者とミャンマー政府が調整する過程でミャンマー政府に対して助言を行うなど、ミャンマーの国際金融界への復帰、民主化・経済社会開発に必要な資金の拡大に向けて、国際社会において議論をリードし、ミャンマーにおける援助協調の土台を構築した。

## 指標 15-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

### アジアの新興ドナーとの対話や連携に向けた取組

- 22年1月に韓国が開発援助委員会（DAC）に加盟するまで、日本はアジア唯一のDAC加盟国であったことを踏まえ、日本の経済発展と援助国としての経験を背景に、機構は新興国との対話を推進し、さまざまな援助アプローチや開発課題への取組の積極的な共有に努めてきた。24年度も、中国や韓国などの援助機関との定期協議や合同協議、相互訪問等を通じて、これまでのパートナーシップを維持しつつ、開発課題への取組や情報共有などにおける連携を深化させた。24年度に実施した韓国、中国との定期協議、合同協議、具体的な連携の実績は以下のとおり。

#### ➤ 韓国

- ・ 韓国輸銀・対外経済協力基金との定期協議（4月）：24年の対韓国DAC援助審査に備え、機構の経験に基づく情報の共有、国別パートナーシップ戦略の策定に向けた協議の開始等。
- ・ 「第7回平和と繁栄のための済州フォーラム」（5月～6月）：国際開発協力をテーマとしたセッションにコメンテーターとして参加し、日中韓各国の開発協力の実施体制や、国際協調への関与のあり方について議論。
- ・ 日韓援助政策協議（7月）：「新JICAからの教訓」と題した発表を行い、韓国輸出入銀行と韓国国際協力事業団（KOICA）との統合を模索する韓国政府に対し、統合を経験した機構の教訓と提言を共有。
- ・ KOICAとの第3回定期協議（11月）：釜山ハイレベルフォーラム（23年11月）をフォローするための国際的な枠組みとして設置されたグローバル・パートナーシップのあり方や、ポスト2015で重要視する分野について意見交換。

#### ➤ 中国

- ・ 中国商務部国際貿易経済合作研究院との協議（5月）：研修やセミナー、共同研究などの具体的協力の可能性について協議を開始。
- ・ 中国商務部国際商務官員研修学院との協議（6月）：研修分野での協力に向けた対話を開始。
- ・ 日中開発協力政策対話（7月）：ODA白書やデータブック作成のノウハウを共有し、中国の対外援助の透明性向上に協力。日中の開発協力のアセットを活用した連携の可能性について対話を開始し、感染症対策、障害者リハビリ分野での三角協力を提案。
- ・ 中国ASEAN環境協力センターにおける第三国研修（12月）：中国環境保護部の中国ASEAN環境保護協力センターとの共催で、ASEAN諸国を対象に「アジアのグリーン成長」についての研修を22年以降計3回実施。24年度は雲南省で「生物多様性の保全と持続可能な成長」をテーマにした研修を実施し（12月）、ASEAN7カ国の環境保全部局の幹部14名が参加。

- 加えて、前述のアジア開発フォーラム（ADF）を通じたアジアの新興国との連携強化も進めた。25年3月の第4回会合では、これまでのホスト国（日、韓、タイ、インドネシア）による Friends of ADF を結成し、更なるパートナーシップの強化を目指して、今後の会議テーマの検討等を行うとともに、新たにホスト国となる国への支援を行っていくこととした。

### アラブ諸国との開発パートナーシップの促進

- 24年度は、アラブ諸国との開発パートナーシップも促進すべく、IMF・世界銀行年次総会の機会を捉えてアラブ諸国・地域の二国間及び多国間開発機関の協調グループであるアラブ・コーディネーション・グループとのハイレベル会合を開催し、初の連携協議を行った。会合には同グループの8機関から約20名が参加し、特にイラク、パレスチナ、アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュにおける機構の取組や25年6月に開催される第5回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けたアフリカ支援について意見交換を行った。また、IMF・世界銀行総会開催期間中にイスラム開発銀行総裁が主催したランチ会合でも理事長が基調講演を行った。

### 指標 15-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

- 機構は、互いの機関が持つ強みをいかした補完的な取組により、相互の事業の協力効果の拡大を実現することを目的として、事業を実施する現場レベルでの他の開発機関との連携にも積極的に取り組んできた。これらの連携を通じて、事業効果の波及や拡大、機構単独では支援が難しい地域や分野に対する支援の実現などの効果が表れている。24年度に取組が進められた具体的な連携事例は以下のとおり。

#### ➤ 連携により機構事業のスケールアップや協力成果の面的展開が実現した例

- ・ パレスチナでは、技術協力プロジェクト「母子保健に焦点を当てたリプロダクティブヘルス向上プロジェクト（17～20年度）」を通じて母子保健手帳を開発し、同フェーズ2（20～24年度）で制度化・普及定着に努めた。23年度からは、「パレスチナ人児童の感染症対策計画」無償（ユニセフ経由）を通じて母子手帳38万部の印刷・配布を実施し、国連人口基金（UNFPA）がセミナー等を通じて母子手帳普及啓発活動を実施してきた。さらに、国際連合パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、西岸・ガザに加えて、ヨルダン、シリア、レバノンのUNRWA難民キャンプでも、同手帳の活用を図っている。
- ・ セネガルでは技術協力プロジェクト「タンバクンダ州及びケドゥグ州保健システム強化プロジェクト（23～26年度）」を通じて、医療施設における5S活動の推進による参加型マネジメント能力の強化や医療施設の年間事業計画の策定に関する能力強化を支援してきた。同プロジェクト成果の面的拡大を図るべく、UNICEF マルチバイ連携を実施した。また、協力成果の一つである5Sについて、USAID がプロジェクト対象外の州への導入を支援している。

#### ➤ 機構単独では実施が困難な地域や分野等に対する支援を他機関との連携により実現した例

- ・ イラクでは、24年度末時点で19件（貸付契約（L/A）総額約4,317億円）の円借款事業を進めており、不安定な治安情勢の下でこれら事業の実施監理を円滑に進めるため、機構はUNDPとの間でイラクにおける実施中円借款事業に関する第三者モニタリング契約を結んでいる。これ

により、治安を理由に機構関係者による現地実査が不可能なサイトのモニタリングを可能としている。この取組については、事業の透明性の向上や対外的な説明責任を果たしつつ、事業監理・調達・デイスバース等、イラク側実施機関の能力向上支援にも大きく寄与しているとして、イラク政府からも高く評価されている。

- ・ アフガニスタンでは、技術協力プロジェクト「コミュニティ開発支援体制強化プロジェクト」を通じて、農村復興開発省が主体的かつ持続的にコミュニティ開発を実施し得る組織体制を構築するための包括的な人材育成支援を行っている。同プロジェクトでは、アクセスが困難なバダフシャン地域（タジキスタン国境）においても協力を展開すべく、同地域の協力経験が豊富なアガハーン財団と委託契約を結んで支援を実施している。

## 小項目 No.16 環境社会配慮

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の適切な実施のための取組
小項目	16. 環境社会配慮
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b>            機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。</p> <p>② 本部と在外事務所の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。</p>

### 要旨

平成 24 年度は、JICA 環境社会配慮ガイドラインを合計 667 案件に対して運用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について適切に確認を行った。主に、望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の会合を 39 回開催し、外部専門家から環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。会合は全て公開で行い、逐語議事録をウェブサイト上に公開するなど、透明性の高い運営を継続した。また、同委員会の設置要項に基づく委員の改選を行い、新たに委員 23 名を公募により選出した。24 年度はさらに、委員によるカテゴリ A 案件の現場踏査を初めて実施した。国際機関の環境社会配慮政策との調和化を図るべく、世界銀行などの国際機関との協議を行い、環境社会配慮の運用面での更なる改善を図るとともに、国際影響評価学会（IAIA）の総会において機構の取組を発信した。環境社会配慮に関する理解の促進に向け、機構内外の合計 698 名に対して、JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明会や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。これらの取組を通じ、環境影響及び社会的弱者に配慮した支援を行った。

### 指標 16-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

#### JICA 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用

- JICA 環境社会配慮ガイドラインでは、環境社会面に与える影響に対する必要な配慮に応じて、以下のカテゴリに分類しており、24 年度は、合計 667 件（環境カテゴリ A 31 件、B 177 件、C 448 件、FI 11 件）に適用し、案件検討から審査、実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。
  - ① A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つ事業
  - ② B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さい事業
  - ③ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業
  - ④ FI：機構の融資等が、金融仲介業者等に対して行われ、融資承諾前にサブプロジェクトが特定

できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定される事業

- 主に望ましくない影響のある可能性を持つ環境カテゴリ A 案件については、同ガイドラインに則って第三者機関（環境社会配慮助言委員会）の全体会合を月 1 回（計 12 回）及び個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を計 27 回開催し、環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。具体的には、住民移転について、①特に土地なし農民等の弱者についても補償対象に網羅されているかを確認すること、②農民への補償水準に関する調査を実施すること、③移転プロセスについて住民、農民、企業経営者等へ十分な説明を行うこと、④苦情処理の実施体制と運用の明確化を図ること、等の助言を得た。また、環境影響については案件計画段階において、①プロジェクト周辺地域への影響も考慮して検討すること、②生物多様性ホットスポットについては貴重種のみならず希少種についても考慮すること、③水力発電案件については水力発電による減水の可能性と生態系への影響を配慮すること、等の助言を得た。これらの助言については、実施国政府との合意内容への反映を図った。
- 助言委員会に関しては、設置要項に基づいて 7 月に改選を行い、専門的知見を有する委員 23 名を新たに公募で選出した。助言委員会の全体会合及びワーキンググループ会合は全て公開で行い、逐語議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど、透明性の高い運営を継続した。助言委員が機構の事業に対する理解を深めることにより、更に有益な助言を得ることを目的として、ワーキンググループ委員 4 名によるカテゴリ A 案件の現地視察・協議を初めて実施した。

#### 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組

- 環境社会配慮政策や運用面の調和化を図ること等を目的として、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）等との協議を計 5 回実施した。また、世界銀行をはじめとする国際機関の環境社会配慮政策の改訂の動向や環境影響評価に関する潮流等をフォローし、運用面での見直しを図るため、国際開発金融機関との会合に参加した（4 月、11 月）。JICA 環境社会配慮ガイドラインは世界銀行のセーフガードポリシーに依拠しており、世界銀行のポリシー改訂の動向及びポリシー改訂に影響を与える国際金融公社（IFC）の新パフォーマンス・スタンダードの改訂内容を確認するため、各機関との意見交換を実施し、JICA 環境社会配慮の運用への反映を図った。
- JICA 環境ガイドラインの運用に関わる外部有識者と共に国際影響評価学会（IAIA）総会に出席し、機構の取組を発信するとともに、国際機関や他国援助機関との情報交換を行った。

#### 指標 16-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

##### 内外の関係者等への環境社会配慮に関する理解促進に向けた取組

- 機構内外の関係者の環境社会配慮に対する理解を促進すべく、事業部への新たな配属者や海外拠点への赴任予定者に対する内部向け説明会（参加者実績 323 名）、国際協力専門家向けの赴任前研修（164 名）、海外からの研修員に対する実施機関向け説明（84 名）、実務を担うコンサルタント向け研修及び説明会（97 名）等を実施した。24 年度からは、各業務主管部の抱えている地域・セクター固有の環境社会配慮に関する問題に対応するため、特定の地域や課題に特化したきめ細かい個別の研修を開始した。また、日本人及び留学生に対する大学・大学院での環境社会配慮に係る講義（30 名）を行った。これにより、合計 698 名に対して JICA 環境社会配慮ガイドラインの説明や環境社会配慮に関する研修を継続的に実施した。

## 小項目 No.17 男女共同参画

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(7) 事業の適切な実施のための取組
小項目	17. 男女共同参画
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b> 開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。</p> <p>② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。</p>

### 要旨

平成 24 年度は引き続き、ジェンダー主流化推進体制の下で階層別の会議や懇談会を開催し、他ドナーや民間企業の先進的な取組や機構内の優良事例の共有を図ったほか、外部有識者より助言や提言を受け、ジェンダー主流化の一層の推進に努めた。また、職員や専門家等、機構内外の幅広い関係者のジェンダーに関する理解促進を図るべく、計 655 名（男性 421 名、女性 234 名）に対してセミナー・研修等を実施した。

さらに、「アフガニスタンに関する東京会合」やジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）等の各種国際会議に積極的に参画し、事業等におけるジェンダー視点に立った機構の取組を広く発信した。また、EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」を開催し、機構の事業におけるジェンダー主流化の取組等を紹介した。

新規事業の形成に際しては、要望調査の段階からジェンダー担当部署がジェンダー視点からの留意点を確認しているほか、課題別支援委員会「開発とジェンダー」のメンバー等が現地調査に参団し、事業へのジェンダー視点の反映に努めた。また、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参団するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。国別分析ペーパーの策定過程においてもジェンダー担当部署がジェンダー視点に立ったコメントを行う体制をとるなどして、ジェンダー視点の織り込みに努めた。

### 指標 17-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況

ジェンダー主流化推進体制の運営を通じた優良事例等の共有

- 機構内では、ジェンダー主流化を推進するための体制を図 17-1 のとおり運営している。具体的には、企画部の調整の下、経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室がジェンダー平等政策・制度

の支援案件を実施するとともに、「ジェンダーと開発」に係るナレッジマネジメントや、他部署が主管する技術協力、有償資金協力、無償資金協力等の各種事業に対するジェンダー面での技術支援を行っている<sup>1</sup>。

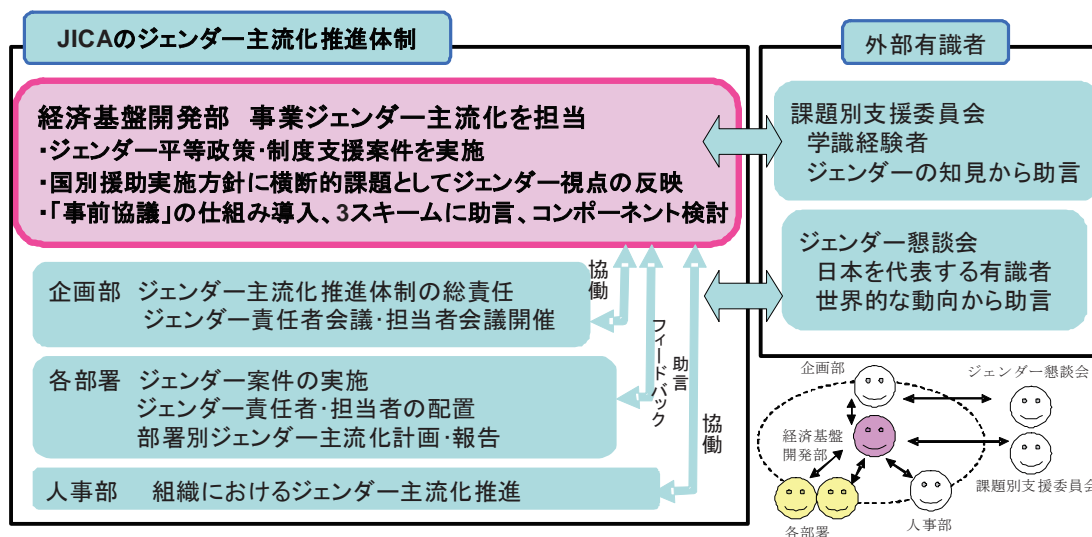


図 17-1 ジェンダー主流化推進体制

- 24年度は引き続き、他組織の先進的な取組や機構内の優良事例の共有などを目的として、階層別にジェンダー責任者会議及び担当者会議を開催した。また、ジェンダー懇談会を開催し、外部有識者より助言や提言を得た。概要は以下のとおり。
  - ① ジェンダー担当者会議（8月）： 機構内関係者に対し、第3期中期計画におけるジェンダー主流化の位置づけや機構を取り巻くジェンダー環境について説明したほか、各部署で取り組んでいる機構内のジェンダー主流化に向けた優良事例、ジェンダー主流化に関する国際的な動向など、事業ジェンダーに関する情報共有を行った。また、機構職員に占める階層別の女性割合や、ワークライフバランスへの取組など、組織ジェンダーに関する現状の共有も行った。
  - ② ジェンダー責任者会議（11月）： アジア開発銀行（ADB）から講師を招き、数値目標の設定や競争原理の導入によるADBにおけるジェンダー主流化の最新の取組を機構の部室長レベルに共有し、機構内のジェンダー主流化に向けた取組を議論した。
  - ③ ジェンダー懇談会（25年2月）： BOPビジネス連携促進調査を通じて連携のある民間企業（女性向け商品メーカー）の常務執行役員を招き、途上国ビジネスを通じたジェンダー主流化の取組を機構の役員レベルに共有した。

#### 機構内外の関係者に対する研修を通じたジェンダー理解の促進

- 職員等内部人材に対しては、ジェンダー視点を案件の計画・実施に反映させる知見を身につけるために、海外拠点等に赴任予定の職員等内部関係者に対して赴任前研修を計13回実施するとともに、課題部導入研修を4回実施した。また、新入職員研修などの各種研修機会においても、ジェンダーに関する講義や勉強会等を組み入れ、機構内関係者のジェンダー視点の意識向上に努めた。さらに、学識経験者等、外部有識者からなる課題別支援委員会「開発とジェンダー」委員の多様

<sup>1</sup> なお、機構内の女性登用やワークライフバランスへの取組などに関する組織ジェンダーは、人事部が中心となって主流化を進めている。

な知見を機構内に共有すべく、24年度から機構職員向けのセミナーを開始した。24年度は、「開発におけるステークホルダー間の利害と対立・協働とソーシャルセーフガード」及び「東日本大震災の経験から学ぶ：見えてきた課題～ジェンダー・多様性の視点から」をテーマに、計2回のセミナーを開催した。24年度は計333名（男性212名、女性121名）の内部人材に対してジェンダーに関する研修を実施した。

- 専門家等外部人材に対しては、赴任前研修にてジェンダーに関する講義を12回実施し、計280名（男性188名、女性92名）に対して、ジェンダーに対する理解の促進に努めた。また、将来専門家等になり得る国際協力人材に対する「マイクロファイナンス」の能力強化研修では、女性の金融サービスへのアクセス改善に取り組む世界的ネットワーク「Women's World Banking」の代表による講義が行われ、女性のライフサイクルに応じた金融商品の開発の取組等について共有した。
- 24年度は、「行政官のためのジェンダー主流化政策」や「アフリカ女性企業家育成支援コース」等、開発途上国の行政官を対象とした課題別研修4コースにおいて、42名（男性21名、女性21名）の行政官に、機構のジェンダー主流化推進体制や個別案件におけるジェンダー視点に立った取組事例等を紹介、共有した。

#### ジェンダー主流化に関する機構の経験や知見の発信

- 日本政府とアフガニスタン政府の共催による「アフガニスタンに関する東京会合」（7月）の機会を捉えて開催された内閣府主催「第15回アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」において、アフガニスタンの女性支援に向けた取組実績を報告した。同懇談会に引き続いて開催された一般公開セミナー「アフガニスタンの女性支援について聞く会」では、機構がアフガニスタンで実施した「女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」（17年～19年）における地方の女性のための経済活動やコミュニティ開発等の事例の紹介を行った。
- 開発途上国における女子教育の動向と課題を提示した書籍「ジェンダーと国際開発教育：課題と挑戦」（4月）の出版に併せて、機構の研究所にて公開セミナーを開催した。セミナーでは、3名の編集者兼執筆者が発表を行ったほか、機構が実施しているイエメンなどアラビア語圏を対象としたジェンダーと教育についての研究について機構の研究所の研究者等が発表を行った。本セミナーでは男性の参加者も多く、実務者、研究者、学生など幅広い参加者の間で活発な質疑応答が展開された。
- 24年度は、ジェンダーに関する以下の国際会議等に参加し、機構の経験や知見を共有した。
  - ① ジェンダーと雇用に関する国際開発金融機関地域会合（4月）： ジェンダー視点に立った雇用創出と政策に関する今後の取組の方向性や協働の可能性について議論を行った。
  - ② ジェンダー平等・ネットワーク会合（DAC/GENDERNET）（6月）： ポストMDGsにおける「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上」の達成に向けた戦略・取組や、気候変動対策におけるジェンダー主流化の重要性に関して情報・意見交換を行った。
  - ③ メコン河下流域イニシアチブでのジェンダー平等と女性のエンパワーメント政策対話会合（7月）： 「環境」分科会でパネリストを務め、農村での貧困格差と気候変動の関連など、機構の環境分野におけるジェンダー視点に立った取組事例を発信した。
  - ④ ADB ジェンダー有識者会議（8月）： ADBにおけるジェンダー主流化の状況について聴取するとともに、ジェンダー分野での連携強化に向けた意見交換を行った。同会議を踏まえ、ADBのジェンダーに関するシニア・アドバイザーと社会開発主任専門官を招聘し、特にインフラ分野におけるジェンダー主流化に向けたADBの活動について共有するセミナーを実施した。



- ⑤ 国連婦人の地位委員会（CSW）（25年3月）： サイドイベントとして開催された「女性に対する暴力の削減に向けて現状と対策」に参加し、メコン地域（タイ、ベトナム、ミャンマー）における機構の人身取引対策支援について報告を行った。
- ⑥ 上記のほか、G8 首脳会議（5月）、女性に関する ASEAN+3 委員会（ラオス、10月）、第5回アフリカ開発会議（TICAD V）（日本、6月）などの各種の国際会議に向けて、機構の取組事例を共有した。なお、G8 首脳会議にて公表された G8 説明責任報告書の中では、ケニアで機構が実施している小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト及び小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクトが小規模農家の市場アクセスを改善に成功した事例として記載されており、ジェンダーに関する取組が成功要因の一つとして紹介された。
- EU との連携により、国際女性の日記念イベントとして「JICA ジェンダーセミナー」（25年3月）を開催し、タンザニアにおける稲作振興・農村開発と女性の土地所有権に関する事例研究及びタンザニアの稲作振興支援における機構のジェンダーの取組を紹介しつつ、アフリカにおけるジェンダー平等と開発援助との関連について議論した。
- プレス勉強会にて、アフガニスタンの女性支援に関する機構の取組を紹介し、10月2日付の毎日新聞（デジタル版）に関連記事が掲載された。
- ジェンダー主流化に関する機構の取組を、隔月刊のニューズレターで紹介し、機構内外の関係者に幅広く配信した。

## 指標 17-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況

### 国別分析ペーパー（JICA Analytical Work、AW）及び個別案件におけるジェンダー視点の反映

- AW 策定過程において、ジェンダー担当部署がコメントを行い、AW におけるジェンダー視点の反映に努めた。また、技術協力及び無償資金協力に関し、要望調査の段階においてジェンダー担当部署が概要の確認を行い、ジェンダーに係る具体的な取組が必要な案件を抽出し、ジェンダー視点に関する留意点等についてコメントを行った。要望調査を経ない円借款や協力準備調査等についても、案件の計画・実施の各段階において、ジェンダー担当部署と協議し、同部署が必要に応じジェンダー視点に関するコメントを行い、その反映状況をモニタリングした。また、ジェンダー平等の視点に立った活動成果や優良事例の把握、類似案件への教訓の抽出を効果的に行うため、重点的モニタリングの対象案件については、ジェンダー担当部署が現地調査に参画するなどして、成果の発現状況や教訓のより深い検証を実施した。

### ジェンダー視点に立った質の高い事業を推進するための取組

- 24年度は、アフガニスタン、ガーナ、コートジボワール、ブルキナファソ、ルワンダについて、国別ジェンダー情報の整備を行った（現在 79カ国について作成済み）。これらの情報は、当該国に対する協力方針の策定や協力内容の検討に際して基礎情報として活用しており、機構のウェブサイトにおいても公開している。
- 23年度からプロジェクト研究「効果的なナショナル・マシーナリー<sup>2</sup>支援アプローチ研究」を開始しており、他援助機関も含むナショナル・マシーナリー支援を包括的にレビューするとともに、

<sup>2</sup>ナショナル・マシーナリーとは、女性の地位向上を取り扱う機構として政府が認めた単一の組織、または異なった当局のもとにある数種の組織の複合体のこと。主な任務は、政府全体にわたってあらゆる政策分野において、ジェンダーの視点の主流化を支援すること。

機構が支援してきたアフガニスタン、インドネシア、カンボジア、ネパール、ナイジェリア等における個別の事例分析を通じて、効果的な支援戦略やアプローチ、手法の検証を行った。25年3月には課題別支援委員会「開発とジェンダー」委員の参加を得て、ネパールにおける現地調査を実施した。

- 農業・農村開発事業におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを更に推進すべく、23年度より、女性をめぐる農業労働及び政策・行政面における現状と課題並びに既往開発事業におけるジェンダー主流化状況等を確認する調査を実施している。24年度は、ケニアでの調査を実施し、同調査による提言を踏まえて、ケニア政府より男女共同参画型農業推進のための新規案件が要請された。

## 小項目 No.18 事業評価

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の適切な実施のための取組
小項目	18. 事業評価
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。</li> <li>● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。</li> <li>● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事後評価を着実に実施し適切な提言や教訓を得て、その活用をいっそう促進するよう取り組む。また、有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られた教訓を機構内部に広く提供する。</li> <li>② 事業評価年次報告書をよりわかりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイト掲載数増加により、検索機能を充実させる。</li> <li>③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標設定及び教訓活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部へ広く情報共有する。</li> </ol>

### 要旨

平成 24 年度は、事業の効果を適切に把握し、今後の事業を改善していくことを目指して、3 スキームの統一的な事後評価の手法に基づき、外部評価による詳細型評価 107 件と機構の海外拠点等による内部評価 73 件を実施し、評価結果を外部公開した。事業評価の質の向上に向けては、協力の効果を客観的かつ定量的に分かりやすく示すために、解決すべき開発課題に応じて、標準的な無償資金協力の指標例を整理し、活用を開始した。

事業評価結果の事業への確実なフィードバックについては、事業事前評価表等の新規事業形成時の資料における「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を活用し、類似案件の評価結果から得られた教訓の活用を図った。また、3 件のテーマ別評価を実施し、評価結果を総合的に分析・検証することにより、テーマに関連した提言・教訓を抽出した。評価結果は報告会等を通じて事業部門にフィード

バックした。

対外的なアカウントビリティの向上については、ウェブサイト上で評価結果要約表や個別案件の各種報告書の迅速な公開を進め、24年度末時点で機構内外から5,000件以上の評価結果の検索が可能となった。また、開発途上国の関係者のみならず他国の援助関係者も参照できるようにした英文版の事後評価報告書の検索機能では、24年度末時点で400件以上の検索を可能とした。

プログラム単位の評価については、プログラム終了時に一定の客観性を確保した評価を可能とすべく、目標やその達成を定量的に示す指標を設定した。また、協力プログラムの目標設定や評価の考え方等について改めて概念整理を行ったほか、協力プログラム計画書の記載方法を整理した。インパクト調査については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定し、教訓を類似案件に活用すること等を目的に、ザンビア共和国「第2次ルアプラ州地下水開発計画（無償資金協力）」等の評価に取り組んだ。また、機構内でのインパクト評価及び評価手法に対する理解促進に向け、職員を対象とした研修を22回行った。

## **指標 18-1 事後評価の実施状況**

### **事後評価の実績**

- 機構が実施する事業評価の概要は表 18-1 のとおりである。このうち事後評価については、機構の統一的な事後評価の制度に基づき、以下の事後評価を実施した上で、25年3月に評価結果を外部公開した。なお、24年度に完了した詳細型事後評価のうち、8件は特定のテーマを設定し、より詳細な調査を行った。
  - **詳細型評価（外部評価）**
    - ・ 原則10億円以上の事業を対象とし、評価結果についてレーティング制度を導入。24年度は107件実施（技術協力20件、無償資金協力36件、円借款51件）。
  - **内部評価（海外拠点等による実施）**
    - ・ 2億円以上10億円未満の事業を対象とする。24年度は73件実施（技術協力30件、無償資金協力43件）。

表 18-1 事業評価の概要

	技術協力 (技術協力プロジェクト)	有償資金協力 (円借款事業)	無償資金協力
<b>1. 事前段階の評価</b>			
評価種別	事前評価		
タイミング	プロジェクトの実施前		
対象	原則として全プロジェクト(注1)	全プロジェクト	JICAが所管する全サブスキームのうち、事前の調査を実施する協力見込み金額2億円以上の案件
評価主体	内部評価		
公表	○(JICAホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目の考え方をういつつ、特に事業の必要性や予想される事業効果を確認するとともに、策定した事業計画を検証		
<b>2. 実施段階の評価</b>			
評価種別	中間レビュー	終了時評価	中間レビュー
タイミング	プロジェクトの中間時点	プロジェクト終了6ヶ月前	借款契約後5年目
対象	協力期間が4年以上のプロジェクト	全プロジェクト	事業効果の発現に影響を与える要素がある、進捗等が思わしくないなどの理由により、中間段階の確認が必要、且つ地域部/海外拠点で中間レビューの実施を必要と判断する事業
評価主体	内部評価(相手国政府と合同で実施)	内部評価	
公表	○(JICAホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目の考え方にに基づき、特に事業効果の発現状況を評価。必要に応じて評価結果を当初計画の見直しや運営体制の改善に活用	DAC評価5項目に基づき、特に事業効果の達成状況を総合的に評価。評価結果を踏まえて、協力終了の適否やフォローアップの必要性を判断	無償資金協力については、事業期間が短いことから中間レビューを実施していない
<b>3. 事後段階の評価</b>			
評価種別	事後評価		事後モニタリング
タイミング	原則、終了後3年目まで		プロジェクト完成後7年目
対象	2億円以上の全プロジェクト		事後評価の結果、有効性/インパクト及び持続性に懸念がある事業
評価主体	外部評価/内部評価(注2)		
公表	○(JICAホームページ上にて)		
評価の視点・手法	DAC評価5項目に基づく		
注1: 2億円未満の案件は簡易な評価の適用を可能とする。			
注2: 原則10億円以上の事業は詳細型(外部評価)、2億円以上10億円未満の事業は海外拠点による内部評価で実施。			

事業評価の質の向上に向けた取組

- 無償資金協力の開発課題別標準指標の整備等： 24年度は、無償資金協力の効果を客観的かつ定量的にわかりやすく示すために、解決すべき開発課題や問題タイプに応じて、代表的な開発課題6分野(教育、保健医療、上水道、村落給水・地下水、運輸交通(道路、橋梁、陸運、航空、港湾)、農業灌漑・土木)の標準的な指標例を体系的に整理した。整備した指標例は機構内に周知し、案件形成及び事前評価の各段階において定量的効果に関する指標を設定する際の参照資料としての活用を開始した。また、案件の審査・事前評価段階における目標や達成度を明確に示すため、協力金額が2億円以上の全案件の事前評価表作成に関して、事業部門と評価部が連携して定量的な指標等の設定を徹底した。
- 事業評価外部有識者委員会の開催： 24年度は、8月及び25年1月の2回にわたって事業評価外

部有識者委員会を開催し、事業評価に関するこれまでの取組状況、評価結果の活用に向けた取組の紹介、解決すべき開発課題の把握と適切な指標の設定を通じた事業計画段階の改善に向けた取組、テーマ別評価・事後評価の結果概要等について説明を行った。委員からは、「新 JICA 事業評価ガイドライン」の策定や事業評価の方法論の確立、マニュアルの整備等は完了しているため、今後は事業評価の着実な実施を通じて評価の質の更なる向上を図る必要があること、無償資金協力の標準的指標例を用いて、論理的に課題への対応方法を再考することは非常に有益であることなどの助言・提言を得た。助言・提言を踏まえ、今後進めるべき具体的な取組の内容について検討を行った。

## 指標 18-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況

### 事業事前評価表を通じた過去の評価結果から抽出された教訓の活用

- 新規事業の計画策定段階において事前評価の結果に基づき作成する「事業事前評価表」に、「過去の類似案件からの教訓の活用」を記載する欄を設け、類似案件を実施するにあたって活用可能な教訓を抽出して記載した。また、事後評価報告書には、評価結果の分析を通じ類似案件を計画する担当者が参照しやすい教訓・提言を事後評価報告書に記載し、開発途上国の実施機関に対して評価結果のフィードバックを行った。
- **過去の評価結果から得られた教訓が新規事業に反映された事例：フィリピン「ミンダナオ持続的農地改革農業開発事業」（有償資金協力、事業評価年次報告書 2012 から抜粋）**
  - 農業開発分野における先行類似案件の事後評価結果においては、小規模農家の農地経営の観点から、自給作物に加えて商品作物を導入することや流通面での改善（流通インフラ及び農産物のマーケティング等）が重要であり、これらを含んだ計画策定が必要との提言がなされている。また、農業インフラの適切な運営維持管理の観点からは、対象住民組織の強化や、受益者である住民の計画段階からの参加が重要との教訓を得ている。本事業では、事後評価結果から抽出された教訓を踏まえ、米、トウモロコシ等の自給作物に加え、果樹、パーム油等の商品作物の栽培も対象に含めた。また、対象地域の基幹作物の種類や栽培地域を考慮しつつ、必要な農業インフラと営農支援を組み合わせる包括的な支援計画を策定するとともに、農民や地域住民の参加を得ながら事業計画を策定し、営農・組織強化にかかる支援を計画に含めることにより、適切な農業インフラの運営維持管理体制づくりに配慮した取組を進めた。

### 評価結果の総合的な分析・検証に向けたテーマ別評価の実施

- 同一のテーマに関する複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行う「テーマ別評価」について、24年度は以下3件を実施し（うち1件は25年度も継続して実施中）、評価結果の総合的な分析・検証を通じてテーマに関連した提言・教訓を抽出した。また、評価結果は報告会等を通じ、機構内の事業部門へフィードバックし、ベースライン調査の改善等、評価結果の活用促進を図った。具体的な取組事例は以下のとおり。
- ① 技術協力プロジェクトにおけるベースライン調査の現状分析： より具体的かつ入手可能な定量指標が設定されるよう、過去のベースライン調査の情報を整理・分析し、案件担当者が留意すべき点や参考事例を取りまとめた。
- ② 地方電化の社会的効果指標の考察： 旧来より設定してきた電化率や世帯レベルでの変化（家計収入や生活時間帯の変化など）の指標に加え、地域レベル（村落、町）で確認される社

会・経済的効果が検証可能となるような定量的・定性的指標モデルや電化対象地域の優先付けを行う際の審査基準項目等を整理した。

- ③ 病院における 5S - KAIZEN - TQM (Total Quality Management) の成果発現プロセスに係る分析：サハラ以南のアフリカにおける病院・保健所等の医療サービス向上や経営改善に向けて、製造業・サービス業などの職場環境の維持改善に用いる 5S を効果的に導入するためのプロジェクト・デザインモデルを開発するとともに、5S 導入の際のポイントや留意点を整理した。

#### 評価部門と事業実施部門との連携強化を通じた事業への活用を促進する取組

- 評価結果の機構内部へのフィードバックの強化に向けて、24 年度も評価部と事業実施部署間の定期連絡会を年 2 回（8 月及び 12 月）開催し、事業評価に関する情報共有や意見交換を行った。24 年度は、事業部門における評価結果の活用例として基礎教育協力事業の全般的な質的向上を図ることを目的に策定した「基礎教育分野における評価ハンドブック」の共有や、前述の無償資金協力における開発課題別の標準指標例（指標 18-1「事後評価の実施状況」参照）の活用方法等について意見交換を行った。

#### 海外拠点等における評価能力の向上に向けた取組

- 24 年度も引き続き、海外拠点等に赴任予定の職員及び専門家に対して、赴任前研修の一環として事業評価に関する研修を行い、海外拠点等における評価能力の向上を図った。これらの研修を通じ、受講者は機構の事業評価制度や評価結果の活用方法等についての理解を深め、事業実施にあたっての評価結果の活用を進めた。また、22 年度から実施している内部評価の実施にあたり、評価者である海外拠点等の職員や現地職員等 42 名を対象としてテレビ会議システムを通じた説明会を開催した（計 4 回、延べ 22 拠点）。

#### 指標 18-3 評価結果の情報公開の状況

- 機構が実施した事業評価に関して取りまとめた「事業評価年次報告書 2012」では、事業評価の改善に向けた取組を掲載するとともに、事業評価の概要と評価結果をわかりやすく発信した。詳細な事後評価の情報等は機構ウェブサイトに掲載し、報告書内には、評価情報へのアクセス方法を提示することでコンパクトな体裁を保った。
- 24 年度も引き続き、ウェブサイト上での評価結果要約表や個別案件の各種報告書の迅速な公開を進めた。22 年度に機構のウェブサイト上に構築した評価結果の検索機能では、24 年度末時点で、機構内外から 5,000 件以上の評価結果の検索が可能となった。また、23 年度に英文版の事後評価報告書の検索機能を追加したことにより、プロジェクトを実施した開発途上国の関係者をはじめ、他国の援助関係者による各種評価情報へのアクセス向上が図られ、24 年度末時点で 400 件以上の英文事後評価報告書が検索可能となった。

#### 指標 18-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等実施状況

- プログラム単位の評価については、プログラム終了時に一定の客観性を確保した評価を可能とすべく、各協力プログラムを構成するプロジェクトの成果（アウトプット）によって達成される、短期的、中期的及び長期的な効果（アウトカム）を意識した目標の設定や、その達成を定量的に示す指標の設定を 10 件の協力プログラムについて実施した。また、協力プログラムの戦略性の強化に向

けて、協力プログラムの目標設定、シナリオパターン、モニタリング・評価の考え方等に関してそれぞれ改めて整理を行ったほか、協力プログラムにおける個別プロジェクトの構成パターンを提示し、課題体系図に基づく「目標系図」による可視化を図った。

- インパクト評価については、アフリカにおける給水施設整備の効果を正確に測定するとともに、類似事業のための教訓の抽出を目的に、ザンビア共和国「第2次ルアプラ州地下水開発計画（無償資金協力）」の評価に取り組んだ。また、24年度も引き続き、インパクト評価に関する機構職員を対象とした研修を22回行い、インパクト評価及び評価手法に対する機構内の理解促進に取り組んだ（参加者延べ人数は347人）。



## 小項目 No.19 安全対策の強化

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(7) 事業の適切な実施のための取組
小項目	19. 安全対策の強化
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b>            機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。            具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。</li> <li>● 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。</li> <li>② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント及びコントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図るため、執務参考マニュアルの作成、対外説明用資料の整理及び各援助手法（技術協力・有償資金協力・無償資金協力）における事業段階別の制度的改善策の整理を行うほか、安全対策セミナーの実施や専門員等を派遣し助言等を行う。</li> </ol>

### 要旨

機構では、安全に関する情報収集や事故等の対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前または派遣中の関係者に対する安全研修や安全指導などに取り組んでおり、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団も派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、安全確認調査を実施し、国際機関等の行動規範を参考にしつつ、必要な安全対策を講じた。1月16日にアルジェリア東部で発生したイスラム武装勢力による外国人襲撃事件に際しては、アルジェリアに滞在する機構関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策を指示するとともに、周辺地域の外務省渡航情報の変更に応じて機構の安全対策措置の見直しを行った。

機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組も進めており、24年度も、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催した。24年度は、機構事業の各段階での具体的な安全対策等をまとめた機構内関係者向け執務参考資料や対外説明用資料を策定したほか、日本のODA建設工事に係る安全対策のガイドライン素案を作成した。また、現地安全対策セミナーを実施し事業関係者の安全対策の啓発に努めるとともに、専門家や調査団を現地に派遣し、施工業者等に対し事故防止の観点から助言を行った。

## 指標 19-1 関係者に対する安全対策の実績

- 機構は、専門家、ボランティア等関係者の安全確保を最優先課題の一つと認識し、総務部安全管理室を中心に、安全に関する情報収集・分析と発信、事故等の適時の報告と対応のための24時間緊急連絡体制、治安状況に応じた渡航等に関する安全対策措置、海外拠点における安全対策担当の専門スタッフの配置といった取組を行うとともに、派遣前の関係者に対する安全研修や派遣中の関係者に対する安全指導などの安全対策に取り組んでいる。
- 長期で派遣される専門家やボランティア、機構職員等に対しては、派遣前安全対策及び交通安全対策オリエンテーションを実施しており、24年度はそれぞれ計49回と計43回実施した。
- 派遣中の関係者への安全対策として、本部から安全対策及び交通安全対策の巡回指導調査団を派遣しており、24年度はそれぞれ13カ国と5カ国に派遣した。安全管理上の特別な配慮が必要な地域に対しては、15カ国で安全確認調査を実施し、現地で活動する国際機関等の行動規範を参考にしつつ、機構としても以下のような安全対策を講じている。
  - ① 安全対策専門スタッフによる治安情報の収集・分析
  - ② 携帯電話、無線及び衛星携帯電話による緊急連絡体制の整備
  - ③ 外壁強化や武装警護の配置増強等による関係者執務場所の警備体制の強化
  - ④ 必要に応じ、移動時の防弾車利用、武装警護の帯同
  - ⑤ 夜間外出の禁止や立ち入り禁止場所の指定を含む行動規制
  - ⑥ テロ等緊急事態発生時における初動対応事項の確認と宿舎待機等の行動指示
- 1月16日にアルジェリア東部の石油プラントで日本人を含む多数の外国人がイスラム武装勢力に襲撃・拘束された事件に関連し、機構はアルジェリアに滞在する関係者の安否確認を迅速に実施し、その後の安全対策について指示した。また、サヘル地域（マリ、ニジェール、ブルキナファソ、モーリタニア）、マグレブ地域（アルジェリア、チュニジア、モロッコ）において、外務省渡航情報の変更に応じてJICA安全対策措置を見直すと共に、活動の縮小や一部延期を実施した。さらに、任国の治安機関や他ドナーの安全担当者（特にUNDSS: United Nations Department of Safety and Security）との連絡を密にし、危険情報を入手した際には迅速に地域部及び安全管理室と共有するよう海外拠点に指示した。
- 無償資金協力の本体事業関係者の安全管理は、契約主体である受益国政府および関係者所属先が責任を有し、必要な措置を講じることとされているが、上記事件を含む昨今の治安情勢を踏まえた道義的観点から、①連絡先、②治安情報、③治安認識の共有、を上記邦人関係者に対しても実施し、可能な支援を行うこととした。

## 指標 19-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

- 機構は、資金協力事業等における施設建設等の工事について、安全性の向上と信頼性の確保を図るための取組を進めており、安全対策に係る取組状況の確認、安全対策強化に向けた改善策の検討、事故が発生した機構事業における対応策の検討等を目的とした「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催している。24年度も同委員会の定例会を開催し、当該年度の事故発生状況や傾向、実施した取組等を確認した。24年度は、施設建設等事業実施上の安全対策に係る資料を以下のとおり整備するとともに、プロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドライン作成等」を実施した。

➤ 執務参考マニュアルの作成： 24年度は、工事安全に対する機構の考え方、技術協力・有償資

金協力・無償資金協力の各段階での具体的な安全対策、事故発生時の対応、事故発生原因や再発防止策の検討に係る技術的支援、安全対策改善事例などをまとめた機構内関係者向けの執務参考マニュアルを作成した。

➤ **対外説明資料の作成：** 対外説明用に「施設等建設事業の工事安全への JICA の取組み」を作成した。

➤ **プロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドラインの策定等」の実施**

ODA 建設工事における労働災害及び公衆災害の防止、低減に向けて、施工時の安全管理の指針を策定するとともに、優良事例集を作成することを目的にプロジェクト研究「ODA 建設工事安全管理ガイドラインの策定等」を実施し、土木・建築工事にかかる制度やガイドライン等に関する先進国・国際機関の実態調査を行った。同調査結果を踏まえて、以下資料を策定した。

- **ODA 建設工事安全管理ガイドラインの素案の作成：**安全管理の基本理念や工事安全管理に係る基本的な計画、個別の工事・作業ごとに満たすべき技術的事項等について定めたガイドラインの素案を作成した。
- **安全施工マネジメント・ツール事例集の作成：**ODA 建設工事の現場における安全施工の PDCA サイクルを徹底するためのツールを収集、編集し、優良事例集を作成した。

● 開発途上国政府・実施機関、コントラクター等の事業関係者の安全対策に関しては、24 年度は以下の取組を行った。

- 円借款事業に関し、事業実施機関等に対する審査・監理強化のため、10 カ国 27 案件を対象に安全対策や進捗・品質管理等に係る資金協力技術アドバイザーを派遣するとともに、3 件の本邦技術活用案件（STEP）への調査団派遣を実施した。本邦技術活用案件（STEP）については、施工中に安全確認のための調査団を派遣することとしている。
- 円借款事業の多いタイにおいては、「インフラ案件における安全管理」をテーマとした安全対策セミナーを実施し、同国の事業実施機関、円借款事業のコンサルタント及びコントラクター等、100 人以上の参加者に対して安全対策の啓発に努めた。
- 無償資金協力事業に関しては、40 カ国 65 案件を対象に実施状況調査を実施し、コンサルタント及び業者に対して事故防止の観点から助言した。なお、継続的な取組として、無償資金協力の施設案件に係る案件進捗状況報告（月報）については、全案件を対象に資金協力技術アドバイザーが技術面、安全面から助言した。
- 資金協力においては、施設建設等を含む事業に関し、契約当事者であり事業の安全対策の一義的な責任を有する開発途上国政府や事業実施機関に対して、安全対策への意識向上と能力強化を図る研修等を実施したほか、コンサルタントやコントラクターによる安全対策に係る取組を必要に応じて支援している。
- 事故事例について、海外拠点からの報告をもとに分野、災害の型、起因物等を記録し、年度全体の統計処理を行うとともに、個別事例に対して推定される事故原因、再発防止策、工事実施上の留意事項等の技術的助言をとりまとめ工事関係者へフィードバックを行う体制を整備し、運用を開始した。

## 施設等建設事業の工事安全へのJICAの取組み

### JICAの取組み方針

JICAは我が国ODA事業の実施機関として、当該事業の援助効果を当初計画どおりに発現させるため、所定の品質を確保しつつ、計画した期間内に工事が完了するように適切に実施・実施促進を行う役割を担っていることから、その阻害要因となる事故の防止および低減に取り組むことは重要です。事故が発生した場合の責任は一義的には施工業者が負うものですが、JICAは人命を重視し、ODA事業の実施機関としての立場で施設等建設事業の工事安全対策を積極的に進めています。

### 安全対策の取組み



## 具体的な事例

### プロジェクト研究

2011年にはODA事業の建設工事の安全管理に関する調査研究を行い、事故・災害の傾向を分析し、工事安全管理に関する問題点、課題と改善のための取組みについて取り纏めるとともに、安全対策事例集、作業員向け危険予知トレーニング教材を作成しました(2011年)。

2012年には、建設工事の安全管理ガイドラインの作成、安全マネジメントツール集の作成を実施中です。これらの成果は、広く、建設業界、コンサルタント業界、相手国側関係者と共有しています。



セミナーの様子



作業員向け危険予知トレーニング教材

### 実施状況調査

技術アドバイザーを本部及び在外事務所に配置し、技術相談への対応と共に、施工中の資金協力案件に対して、安全管理・品質・進捗の強化を目的とした実施状況調査を行っています。現場における問題点、工事特有の留意点を指摘すると共に、日本の安全対策の事例を説明し、安全対策の知識向上及び安全意識啓発を図っています(安全朝礼、安全パトロール、整理整頓、事故の予測活動等)



日本の対応事例の説明



日本の安全テキスト

### 技術協力

開発途上国では、経済発展の一方で労働安全衛生などの法制度や実施体制の整備が遅れており、労働災害が増加しています。労働災害による被害を受けても十分な補償を受けられない場合には、収入の道が断たれ、直ちに極端な貧困状態に陥るリスクを抱えていることとなります。また、労働災害は、労働者および家族のみならず、雇用者や社会にとっても大きなリスクです。JICAでは、労働安全衛生改善のための支援を行っています。

#### ○マレーシア労働安全衛生行政支援プロジェクト



マレーシア建設現場の安全監督の実演

労働災害防止に係るデータの科学的分析、労働安全衛生行政執行手法の向上についての協力などを行いました。

#### ○ベトナムインフラ工事品質確保能力向上プロジェクト



建設現場での実地指導

建設工事安全管理マニュアルの作成等、大規模インフラ建設を中心とした建設事業の品質管理・安全管理の強化を支援しています。

図 19-1 対外説明資料「施設等建設事業の工事安全への JICA の取組み」

## 小項目 No.20 外務大臣からの緊急の要請への対応

大項目	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(7) 事業の適切な実施のための取組
小項目	20. 外務大臣からの緊急の要請への対応
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p> <p>【年度計画】</p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p>

### 指標 20-1 主務大臣の要請への対応

- 平成 24 年度は独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請の実績はない。

## 小項目 No.21 組織運営の機動性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 組織運営の機動性向上
小項目	21. 組織運営の機動性向上
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。</li> <li>● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。</li> <li>● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。</li> <li>● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。</li> </ul>

- 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。

#### 【年度計画】

- ① 地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部のスリム化を含め、本部の組織体制の見直しを行う。
- ② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。
- ③ 現地職員向けの研修強化や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。
- ④ 国内拠点については、広尾センターを閉鎖し他の施設への機能移転を行う。  
また、大阪国際センターと兵庫国際センターの施設及び組織統合により、関西国際センターとして新体制での業務を開始する。さらに、札幌国際センターと帯広国際センターの組織統合により、北海道国際センターとして新体制での業務を開始する。
- ⑤ 民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップ強化（連携協定締結含む）を通じ、更なる拠点施設の利用を促進する。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を強化する。これらの取組を通じ、国内拠点の利用者数 470,000 人程度を目指す。

#### 要旨

機構の組織運営においては、事業実施上の重点課題やニーズに迅速かつ機動的に対応することを念頭に、本部や各拠点における体制の整備や取組を進めた。国内拠点については、閣議決定を踏まえた配置の見直しについても適切に実施した。

本部組織については、開発課題により効果的・戦略的に対応する観点から、外務省予算による中小企業等海外展開支援のための委託調査事業の契約関係事務支援業務受託のための体制構築などを迅速に行った。併せて、海外拠点の配置適正化に向けた検討も進めた。

現場機能の強化に向けては、民主化が進んで事業量が急激に拡大するミャンマーの拠点機能の拡大など、ニーズに応じた海外拠点体制の構築に努めるとともに、英文化の推進、現地職員研修等を通じた現地職員の一層の活用に向けた取組を継続した。

国内拠点については、閣議決定を踏まえて、大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターとの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）、広尾センターの閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転等を適切に実施した。また、横浜国際センター内の海外移住資料館については、内閣府により「歴史資料等保有施設」としての認定を受けた。

また、国内拠点を通じた、地域の多様なパートナーとの連携強化にも努めた結果、24年度の国内拠点の利用者数は全体で589,572人に達し（前年度比：約2.8万人増）、目標値（47万人）を上回って達成した。なお、研修員等受入による入館率は前年度より向上したが（59.8%、対前年度比4.5ポイント増）、宿泊者数は減少した（24,359人、対前年度比2,013人減）。

### **指標 21-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況**

- 24年度は、政府が進めるODAを活用した中小企業等の海外展開支援に貢献すべく、外務省の「中小企業等海外展開支援事業」の契約関係事務支援業務を6月に受託したことを踏まえ、翌月には担当部署を企画部及び民間連携室に増設する等、迅速に実施体制を構築した。また、業務の更なる効率化を図るべく、各部署の所掌事務の移管・調整やそれに伴う改称等を行った。その結果、24年度末時点で23部5室2事務局1研究所147課となった。

### **指標 21-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況**

- 海外拠点の配置については、開発途上地域の政治・経済・社会情勢や治安情勢等の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえた適正化を図るべく検討を進めた。具体的には、スーダンからの分離・独立により急激に拡大する復興開発を支援するため、南スーダンの拠点整備を迅速に行った。
- 海外事務所の機能的な統合については、関係する3省庁4法人による実務者会合が24年度は2回開催されるとともに、海外でも計20回以上の会合が持たれた。これらの会合を踏まえて、外務省・経済産業省・国土交通省による「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について最終とりまとめ」（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/index.html>）が取りまとめられ、その過程で機構も協議への参画を通じて貢献した（9月）。

### **指標 21-3 現場機能の強化に向けた取組状況**

- 援助ニーズの拡大に的確に対応すべく、民主化が進み事業量が急激に拡大しているミャンマーや内戦からの復興が進むコートジボワールの体制を強化する一方、事業量の増加が将来的に予測されない拠点については縮小した。また、本部による海外拠点への支援を強化すべく、3拠点の会計事務に係る権限の見直しを行い、一部業務を本部に移管することにより、これらの海外拠点での事務の効率化を進めた。
- 現地職員の一層の活用に向けた取組としては、引き続き英文化を推進するとともに、現地職員に対する研修を実施した。英文化については、業務マニュアルや連絡手段等の英訳を推進するとともに、6月にはこれまでに英文化を進めてきたマニュアルや執務参考資料等を一元的に管理するイントラサイトを開設し、英文執務資料へのアクセス向上を図った。さらに、現地職員が携わることの多い研修員受入事業について、英語による相談窓口を設置し、現地職員からの問い合わせに迅速かつ適切に対応できるようにした。
- 現地職員の機構を取り巻く環境や機構の事業実施上の重点課題等に対する理解の深化を図るべく、現地職員研修を実施し、24年度は特に、プログラムアプローチや中小企業の海外展開支援、防災等の重要な課題について講義や現場視察等を行った。



## 指標 21-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 国内拠点の配置見直しについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22年12月7日閣議決定）に基づいて適切に実施した。24年度は、施設運営・研修実施に係るコスト削減を図るべく、4月に大阪国際センターの閉鎖及びその機能の兵庫国際センターへの統合（関西国際センターの発足）並びに札幌国際センターと帯広国際センターの管理部門の統合（北海道国際センターの発足）を行ったほか、9月には広尾センター施設の閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷への移転を完了した。横浜国際センター内の海外移住資料館については、同資料館の機能及び役割を明確かつ適正なものとするため、関連規程等を整備した上で、内閣府に「歴史資料等保有施設」の認定申請を行い、25年3月に認定を受けた（小項目 No.9「海外移住」の指標 9-3「海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況」参照）。国内拠点の機能と役割については、NGO 関係者を含む有識者による第三者検証等を踏まえて、地域と国際協力をつなぐ結節点としての役割の強化に引き続き努め、国内事業の一層効率的な実施と開発効果の向上に取り組むこととした。同方針に基づき、本部経営層と各国内拠点の長を結ぶ TV 会議を月例で開催するなどして、各拠点の事業動向等を的確に把握し、地域ごとに地方自治体や民間企業等をはじめとする外部関係者のニーズを吸い上げる仕組みを定着させた。
- 8月には、国内機関の長が一堂に会し、機構が国内で実施している国際協力事業の質の向上と効率化について議論を行うことを目的として、国内機関長会議を開催した。会議では、「地域の課題に向き合う国際協力と中小企業等海外展開支援」、「グローバル人材育成支援」、「本邦研修の質の向上と戦略性の強化」について、それぞれの国内機関における取組の紹介や、今後の方向性等について議論し、その結果については、機構のウェブサイトを通じて、機構外にも広く発信した。

## 指標 21-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況

- 機構は、NGO、大学、地方自治体、民間企業等の多様な関係者の知見や技術を結集して効果的な協力を実現するとともに、開発途上国の展開に関心を有するこれらの関係者のニーズにも応えるべく、国内拠点を通じて地域の関係者との連携強化に努めてきた。これらの取組の効果もあり、24年度の国内拠点施設の活用状況については、大阪国際センターの閉鎖（24年3月末）や広尾センター施設の閉鎖に伴う地球ひろば機能の市ヶ谷ビルへの移転（8月末に閉鎖し、10月以降に市ヶ谷での執務を開始）にもかかわらず、利用者数全体で 589,572 人（23年度：561,136 人）に達した（前年度比：約 2.8 万人増）。利用者数拡大の要因として、一般市民、企業関係者、NGO、学生等の施設利用者やセミナー等の参加者が、横浜（海外移住資料館含む）、関西、北海道（札幌及び帯広）、筑波、九州、沖縄等において増加したこと等が挙げられる。なお、大阪国際センターの閉鎖等を反映し、研修員等受入による宿泊者数は 24,359 人（23年度：26,372 人）と前年度から減少したものの、国内拠点全体の入館率は 59.8%（23年度：55.3%）に向上した。24年度に国内拠点が地域の関係者と連携して実施した取組の例は以下のとおり。

### ➤ 横浜国際センター

- 機構は 23 年 10 月に横浜市との間で、地方公共団体との初の包括的連携協定を締結し、開発パートナーシップの推進等を進めることとした。24 年度には、25 年 6 月に横浜市で開催予定の第 5 回アフリカ開発会議（TICAD V）に向けて実施された、横浜市主催の「TICAD V キックオフウィーク」（6 月）に協力して、セミナー、コンサート、映画上映、パネル展示等を実施し

た。このうち、「アフリカセミナー」（講師：横浜市立大学、在京アフリカ大使団）及び「アフリカビジネスセミナー」（講師：アフリカ部、JETRO 横浜）には、約 180 名の一般市民が集まったほか、合同懇親会でも、在京アフリカ大使、横浜市長、市民等の関係者がセンターに一同に会し、交流した。

➤ **筑波国際センター**

- ・ つくば市及びつくば市教育委員会は、21 世紀を担う小中学生の科学技術への関心を高めて未来を考えるきっかけを与えるべく、夏休み期間中（7 月下旬～8 月末）に市内の関係機関やセンターの見学・体験をさせるための取組「ちびっこ博士」を進めている。筑波国際センターはその指定見学施設となったことを踏まえ、来訪する小中学生やその家族に対して、スタンプラリーや研修員との交流プログラム、体験実習などの機会を提供し、開発途上国や国際協力への理解と関心を高める工夫を行った。

➤ **中部国際センター**

- ・ 地域の課題に国際協力を通じて貢献するために、各方面の有識者と意見交換を行う場として「地域有識者懇談会」を開催し（4 月）、「中小企業支援」、「フェアトレード」、「グローバル人材」、「災害復興支援」、「NGO 等との連携」、「大学連携」の 6 つの議題について、活発な意見交換を行った。このうち「中小企業支援」に関しては、中部国際センターが事務局となって「BOP サロン」を開催し（9 月）、カンボジアで事業展開中の企業 3 社が事例紹介を行い、参加した企業、大学、金融機関等との間で活発な意見交換が行われた。
- ・ 東海 4 県の NGO 等と中部国際センターが、対等なパートナーシップに基づく国際協力や地域の課題解決に向けた取組を進めることを目的として、「中部 NGO-JICA 中部 地域協議会」を開催し（8 月）、地域 NGO 同士の連携・ネットワークに対する支援や中小規模の NGO に対する支援の可能性等について意見交換を行い、協働のハンドブックを取りまとめた。

➤ **関西国際センター**

- ・ 阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承する「ひょうご安全安心の日」（1 月 17 日）の時期を捉え、HAT 神戸（神戸市東部新都心）の関係機関と連携して「防災」、「国際」、「アート」をキーワードとした、誰もが参加できる防災関連イベントを実施した。その一環で、関西国際センターと「人と防災未来センター」を会場に、子どもたちがユニークな防災体験を通じて楽しみながら「震災の知恵や技」を身につけるプログラム「イザ！カエル大キャラバン！2013」を開催し、一日でおよそ 1,000 人の来訪者を得た。このイベントには、防災教育イベントの運営方法などを学んで自国での防災教育に役立てることを目的として、関西国際センターが受け入れている開発途上国からの研修員が運営スタッフとして参加し、研修員と来場者との交流等を通じて、防災分野の国際協力に対する理解の促進が図られた。

➤ **九州国際センター**

- ・ 機構は、産官学連携を通じた環境配慮型都市づくり等に関する国際協力を推進すべく、25 年 2 月に北九州市と包括的連携協定を締結した。24 年度には、北九州市アジア低炭素化センター、JETRO 北九州貿易情報センター、中小企業基盤整備機構九州と共催で「海外環境ビジネスセミ

ナー」を開催し（25年3月）、地元企業や自治体等から約60名の参加を得た。セミナーでは、環境分野の海外ビジネスの創出・展開に関して、北九州地元企業4社が取組を紹介したほか、九州国際センター、JETRO北九州貿易情報センター、中小企業基盤整備機構九州、北九州市産業経済局より、企業の海外展開に対応する各種支援制度や助成制度の紹介を行うなど、共催機関が連携して地元企業にとって有益な情報提供を多数行った。

➤ **沖縄国際センター**

- ・ 機構は25年3月に沖縄県と都道府県レベルでは初となる包括的連携協定を締結した。24年度には、沖縄県内外の国際協力・交流団体と沖縄国際センターとの協働により、沖縄から発信される国際協力・交流の成果を発表し、国際協力に対する県民の支持拡大・参加促進を図ることを目的とした「国際協力・交流フェスティバル2012」を開催した。24年は沖縄県の本土復帰40周年であり、第5次沖縄振興計画が新たに開始されることから沖縄にとって新たな出発の年となるのに呼応し、「うちなーから世界の舞台へ！～未来への挑戦と結の創造」をテーマに掲げた。過年度のアンケート結果を踏まえて市民と研修員の交流に力を入れ、150名の研修員に協力してもらった結果、11月10日・11日の2日間で合計4,469名が来場した（前年度比：約1,000人増）。

名称：北海道国際センター（札幌）				
所掌地域：北海道（道東除く）				
事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	107人	772,582千円	
	課題別研修	347人		
	長期研修	20人		
	青年研修	79人		
	有償勘定研修	20人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	94,229千円	
		支援型		
		地域提案型		
	市民参加型協力支援	出前講座		164件
		施設訪問		44件
		開発教育指導者研修		231人
		教師海外研修		11人
		市民参加協力		29件
		共催事業		42件
		日系研修		13人
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	556人		
	在外スタディツアー**	16件		
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）			
	** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数			
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		286,902千円	
	うち人件費*		124,425千円	
	職員数		14人	
	入館率**		63.1% (64.3%) ***	
	一泊当たりの滞在コスト		3,150円	
	利用者数		31,388人	
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。				
** 入館率はGW、年末年始を除く				
*** ( ) 内は23年度実績				

名称：北海道国際センター（帯広）				
所掌地域：北海道（道東のみ）				
事業区分	事業実績		経費実績	
研修員受入事業*	国別研修	56人	528,292千円	
	課題別研修	212人		
	長期研修	3人		
	青年研修	45人		
	有償勘定研修	17人		
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	67,865千円	
		支援型		
		地域提案型		
	市民参加型協力支援	出前講座		40件
		施設訪問		15件
		開発教育指導者研修		97人
		教師海外研修		0人
		市民参加協力		3件
		共催事業		7件
		日系研修		0人
	ボランティア派遣前研修	0人		
	ボランティア募集説明会参加者数	134人		
	在外スタディツアー**	0件		
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）			
	** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数			
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		176,661千円	
	うち人件費*		71,788千円	
	職員数		8人	
	入館率**		77.2% (68.3%) ***	
	一泊当たりの滞在コスト		3,618円	
	利用者数		16,725人	
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。				
** 入館率はGW、年末年始を除く				
*** ( ) 内は23年度実績				

名称：筑波国際センター					
所掌地域：茨城県（日系研修を除く）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	208人	1,455,118千円		
	課題別研修	543人			
	長期研修	14人			
	青年研修	0人			
	有償勘定研修	78人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	103,210千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	31件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	27件		
		開発教育指導者研修	79人		
		教師海外研修	5人		
		市民参加協力	0件		
		共催事業	2件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	340人			
	在外スタディツアー**	0件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		621,091千円		
	うち人件費*		210,548千円		
	職員数		24人		
	入館率**		62.9% (63.6%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		2,855円		
	利用者数		12,015人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( )内は23年度実績					

名称：東京国際センター					
所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（研修員受入事業のみ）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	1,701人	3,691,405千円		
	課題別研修	1,399人			
	長期研修	111人			
	青年研修	163人			
	有償勘定研修	764人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	0千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	0件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	0件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	0人		
		市民参加協力	0件		
		共催事業	0件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	0人			
	在外スタディツアー**	0件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		1,075,903千円		
	うち人件費*		559,855千円		
	職員数		64人		
	入館率**		55.3% (51.6%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		3,847円		
	利用者数		36,210人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( )内は23年度実績					

名称：横浜国際センター					
所掌地域：神奈川県（全事業）、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び山梨県（日系研修）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	304人	921,088千円		
	課題別研修	307人			
	長期研修	22人			
	青年研修	8人			
	有償勘定研修	123人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	4件	415,315千円	
		支援型	2件		
		地域提案型	4件		
	市民参加型協力支援	出前講座	53件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	228件		
		開発教育指導者研修	96人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	6件		
		共催事業	31件		
		日系研修	87人		
	ボランティア派遣前訓練	45人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,502人			
	在外スタディツアー**	7件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		430,826千円		
	うち人件費*		168,088千円		
	職員数		19人		
	入館率**		75.5% (70.6%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		3,604円		
	利用者数		134,989人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( )内は23年度実績					

名称：中部国際センター					
所掌地域：岐阜県、愛知県、三重県、静岡県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	144人	670,995千円		
	課題別研修	193人			
	長期研修	40人			
	青年研修	58人			
	有償勘定研修	47人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	8件	287,948千円	
		支援型	3件		
		地域提案型	5件		
	市民参加型協力支援	出前講座	117件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	117件		
		開発教育指導者研修	2,514人		
		教師海外研修	17人		
		市民参加協力	82件		
		共催事業	0件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,928人			
	在外スタディツアー**	21件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		308,602千円		
	うち人件費*		132,194千円		
	職員数		15人		
	入館率**		57.4% (54.8%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		6,066円		
	利用者数		61,864人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( )内は23年度実績					

名称：関西国際センター					
所掌地域：大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	602人	1,839,273千円		
	課題別研修	737人			
	長期研修	39人			
	青年研修	70人			
	有償勘定研修	141人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	8件	308,010千円	
		支援型	2件		
		地域提案型	8件		
	市民参加型協力支援	出前講座	253件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	87件		
		開発教育指導者研修	778人		
		教師海外研修	16人		
		市民参加協力	56件		
		共催事業	45件		
		日系研修	5人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	2,891人			
	在外スタディツアー**	26件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		648,205千円		
	うち人件費*		325,999千円		
	職員数		37人		
	入館率**		62.9% (55.7%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		5,420円		
	利用者数		82,639人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( ) 内は23年度実績					

名称：中国国際センター					
所掌地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	117人	567,877千円		
	課題別研修	146人			
	長期研修	21人			
	青年研修	74人			
	有償勘定研修	65人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	3件	134,117千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	5件		
	市民参加型協力支援	出前講座	181件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	47件		
		開発教育指導者研修	784人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	32件		
		共催事業	9件		
		日系研修	3人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	789人			
	在外スタディツアー**	6件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		218,572千円		
	うち人件費*		123,221千円		
	職員数		14人		
	入館率**		40.2% (51.8%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		3,733円		
	利用者数		19,955人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( ) 内は23年度実績					

名称：九州国際センター					
所掌地域：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	189人	1,497,558千円		
	課題別研修	582人			
	長期研修	57人			
	青年研修	152人			
	有償勘定研修	196人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	470,872千円		
		支援型			
		地域提案型			
	市民参加型協力支援	出前講座		216件	
		施設訪問		38件	
		開発教育指導者研修		2,993人	
		教師海外研修		10人	
		市民参加協力		155件	
		共催事業		70件	
		日系研修		6人	
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	1,482人			
	在外スタディツアー**	37件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
	** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数				
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		427,131千円		
	うち人件費*		183,627千円		
	職員数		21人		
	入館率**		54.4% (49.2%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		3,423円		
	利用者数		17,766人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( ) 内は23年度実績					

名称：沖縄国際センター					
所掌地域：沖縄県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	19人	1,317,505千円		
	課題別研修	430人			
	長期研修	8人			
	青年研修	87人			
	有償勘定研修	31人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	111,303千円		
		支援型			
		地域提案型			
	市民参加型協力支援	出前講座		66件	
		施設訪問		44件	
		開発教育指導者研修		878人	
		教師海外研修		8人	
		市民参加協力		32件	
		共催事業		2件	
		日系研修		0人	
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	207人			
	在外スタディツアー**	4件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
	** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数				
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		374,810千円		
	うち人件費*		122,017千円		
	職員数		14人		
	入館率**		61.2% (49.5%) ***		
	一泊当たりの滞在コスト		2,567円		
	利用者数		31,551人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					
** 入館率はGW、年末年始を除く					
*** ( ) 内は23年度実績					



名称：東北支部					
所掌地域：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県（全事業）、福島県（研修員受入事業及び日系研修のみ）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	65人	407,207千円		
	課題別研修	103人			
	長期研修	17人			
	青年研修	53人			
	有償勘定研修	18人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	113,837千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	5件		
	市民参加型協力支援	出前講座	111件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	15件		
		開発教育指導者研修	349人		
		教師海外研修	16人		
		市民参加協力	14件		
		共催事業	18件		
	日系研修	0人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	486人			
	在外スタディツアー**	12件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		119,176千円		
	うち人件費*		66,972千円		
	職員数		8人		
	利用者数		371人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					

名称：北陸支部					
所掌地域：富山県、石川県、福井県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	32人	198,799千円		
	課題別研修	44人			
	長期研修	6人			
	青年研修	117人			
	有償勘定研修	8人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	58,280千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	3件		
	市民参加型協力支援	出前講座	69件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	0件		
		開発教育指導者研修	521人		
		教師海外研修	17人		
		市民参加協力	1件		
		共催事業	2件		
	日系研修	4人			
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	232人			
	在外スタディツアー**	1件			
	* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）				
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		69,026千円		
	うち人件費*		44,867千円		
	職員数		5人		
	利用者数		74人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					

名称：四国支部					
所掌地域：徳島県、香川県、愛媛県、高知県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	77人	294,341千円		
	課題別研修	91人			
	長期研修	16人			
	青年研修	104人			
	有償勘定研修	18人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	1件	109,312千円	
		支援型	1件		
		地域提案型	7件		
	市民参加型協力支援	出前講座	154件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	2件		
		開発教育指導者研修	1,489人		
		教師海外研修	18人		
		市民参加協力	4件		
		共催事業	30件		
		日系研修	1人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	261人			
	在外スタディツアー**	2件			
	組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費			
うち人件費*		44,867千円			
職員数		5人			
利用者数		478人			

\* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）  
\*\* 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

\* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：二本松青年海外協力隊訓練所					
所掌地域：福島県（国民参加協力事業、但し草の根技術協力及び日系研修を除く）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	0千円		
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	0人			
	有償勘定研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	218,881千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	0件		
	市民参加型協力支援	出前講座	23件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	21件		
		開発教育指導者研修	0人		
		教師海外研修	8人		
		市民参加協力	1件		
		共催事業	2件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前訓練	466人			
	ボランティア募集説明会参加者数	151人			
	在外スタディツアー**	3件			
	組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費			
うち人件費*		44,867千円			
職員数		5人			
利用者数		2,057人			

\* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）  
\*\* 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数

\* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。

名称：駒ヶ根青年海外協力隊訓練所					
所掌地域：長野県					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	4,777千円		
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	17人			
	有償勘定研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	0件	264,255千円	
		支援型	0件		
		地域提案型	1件		
	市民参加型協力支援	出前講座	49件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	122件		
		開発教育指導者研修	158人		
		教師海外研修	3人		
		市民参加協力	67件		
		共催事業	25件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前訓練	506人			
	ボランティア募集説明会参加者数	152人			
	在外スタディツアー**	4件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		105,400千円		
	うち人件費*		35,894千円		
	職員数		4人		
	利用者数		5,028人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					

名称：地球ひろば					
所掌地域：栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県（草の根技術協力及び市民参加型協力支援）					
事業区分	事業実績		経費実績		
研修員受入事業*	国別研修	0人	0千円		
	課題別研修	0人			
	長期研修	0人			
	青年研修	0人			
	有償勘定研修	0人			
国民参加協力事業	草の根技術協力	パートナー型	62件	1,593,110千円	
		支援型	15件		
		地域提案型	12件		
	市民参加型協力支援	出前講座	400件		国民参加協力事業に係る経費
		施設訪問	397件		
		開発教育指導者研修	2,677人		
		教師海外研修	30人		
		市民参加協力	20件		
		共催事業	103件		
		日系研修	0人		
	ボランティア派遣前研修	0人			
	ボランティア募集説明会参加者数	5,890人			
	在外スタディツアー**	70件			
* 研修員受入事業の人数実績は暫定値（平成25年4月末現在）					
** 大学等から国内拠点に便宜供与依頼のあった件数					
組織全般に関する情報	国内機関・施設の運営に係る経費		302,249千円		
	うち人件費*		164,476千円		
	職員数		19人		
	利用者数		136,462人		
* 人件費は国内拠点に勤務する職員の人件費を平成24年度末の各機関人数で割り戻して計算。					

## 小項目 No.22 契約の競争性・透明性の拡大

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	22. 契約の競争性・透明性の拡大
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。</li> <li>● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。</li> <li>● 不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</li> <li>● 関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。</li> <li>② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。</li> <li>③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続し、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。</li> <li>④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。</li> </ol>

- |  |  |
|--|--|
|  | ⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。 |
|--|--|

## 要旨

契約の競争性・透明性の向上に関して、平成 24 年度に導入、開始した特記すべき取組としては、コンサルタント等契約に関する新積算基準の導入・公開と、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」のモニタリング体制の整備の 2 つが挙げられる。

新積算基準については、コンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定し、約 300 人を対象にコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を丁寧に解説した手引きなどの関連資料をウェブサイトで公開して周知を図った。また、積算・精算のポイントをわかりやすく解説した新規参入者向け説明会も開始し、参加者から好評を得た。これらの取組により、積算に関する透明性が飛躍的に高まり、新規参入企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。

「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、競争性・公正性向上のための各種取組を積極的に進めて適切にモニタリングを行った。アクションプランに基づく主な取組としては、新積算基準の導入に加えて、業務に応じた格付基準の適正化、小規模案件のプロポーザル分量削減による応募負担の軽減、新規案件説明会等を通じた案件の予測性向上、総合評価落札方式の試行などを進め、多面的な対策を行った。本委員会に参加した外部有識者からは、当機構は組織的にアクションプランに取り組んでおり、その進捗は良好であるとの高い評価を得た。

その他、契約監視委員会等を通じた一者応札・応募や随意契約の点検、契約情報の公開、コンサルタント等契約にかかる外部審査制度の本格導入などを計画通りに実施し、契約の透明性の向上を図った。不正行為等への対応については、事業を適正に実施するための取組を引き続き推進した。

## 指標 22-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

### 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検の継続

- 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、外部有識者を含む契約監視委員会等を通じて、一者応札・応募の点検（抽出検査）を実施した。一者応札・応募となった案件については、競争に参加しなかった者に対するヒアリング等を通じ、競争が成立しなかった要因を個別に分析し、応募要件の緩和等の対策を講じた。

### コンサルタント等契約における「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実な実施

- コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のために、23 年度に有識者委員会を設置し、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を取りまとめた。24 年度はこのアクションプランを推進すべく、契約担当役理事を委員長、関係部長を委員とする、組織横断的な「コンサルタント等契約における調達制度モニタリング委員会」を設置し、アクションプランに基づく取組を組織的に実施・モニタリングした。24 年度は委員会を 3 回開催し、同委員会に参加した外部有識者からはアクションプランの進捗は良好であり、このような組織的な取組が極めて重要との評価を得た。
- 上記アクションプランに基づき、24 年度に進めた具体的取組は以下のとおり。また、これらの取組

に関する資料等をウェブサイトに掲載し、コンサルタントに提供する情報の充実を図った。

➤ **応募者拡大のための改善策**

- ① 案件の予測性向上（説明会の実施等）
- ② 業務内容に対応した適正な価格の設定（積算・格付基準の適正化）
- ③ 若手人材・国内人材活用促進に資するプロポーザル評価の方針検討
- ④ 手続上の応募負担の軽減（プロポーザルの簡素化等）

➤ **契約ルールの客観性・透明性の向上策**

- ① 総合評価落札方式 12 件の試行・モニタリングの着実な実施
  - ・ 入札説明書入手者、応札者、受注者に対するアンケートを実施し、総合評価落札方式に係る課題を把握。
  - ・ 総合評価落札方式試行案件の一者応札率等を踏まえ、競争性向上等に対する効果をモニタリング。（24 年度の試行結果では競争性は企画競争と比較して必ずしも向上していない。）
- ② 契約マネージメントルールの明確化を目的とした契約書約款の改訂・公開、監督検査ガイドラインの改定検討
- ③ 実績評価の見直し検討

### 一者応札・応募の実績

- 24 年度の一者応札・応募の割合は 33.4% であり、23 年度（33.5%）と同水準に留まった。この背景には、一者応札・応募の多くを占めるコンサルタント等契約において、23 年度末に複数年度にかかる契約が集中したため、24 年度上期に業務従事者が不足して一者応札・一者応募率が高まったことがある。しかし、下期には、競争性・公正性向上のためのアクションプランを踏まえた取組が徐々に功を奏してきたことに加え、業務の平準化努力により、公示時期が分散されたことなどから、契約金額ベースで 85% 以上を占める業務実施契約の一者応札・応募率は低下傾向に転じた。（24 年度のコンサルタント等契約全体の一者応札・応募の割合は 39.6% と、23 年度（39.8%）からほぼ横ばいながら、業務実施契約については 23 年度の 60.7% から 24 年度は 53.3% に顕著に低下した）。

### 指標 22-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

- 競争性のない随意契約のより適正な運用に向けて、その取扱い方法をまとめた「競争性のない随意契約のガイドライン」に関し、23 年度の競争性のない随意契約のモニタリング状況を踏まえ、具体的な事例（FAQ）の追加等の改訂を行った。
- 24 年度は、契約監視委員会にて競争性のない随意契約 10 件を点検し、概ね妥当とされた。
- 競争性のない随意契約については、5 年前の 20 年度には件数ベースで 37.7%、金額ベースで 20.7% であったところ、継続的に適切な運用に努めた結果、23 年度には件数ベースで 16.6%、金額ベースで 8.4% まで低下し、24 年度についても件数ベースで 17.8%、金額ベースで 8.0% と、前年度とほぼ同様の低い水準を維持した。

### 指標 22-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- コンサルタント等契約にかかるアカウントビリティ向上のため、外部審査制度について、23 年度及び 24 年度上期の試行を踏まえ、10 月に本格導入した。本格導入に当たっては、選定過程に係る外

部審査に加え、選定を終了した案件についても事後的に審査の対象とすることにより、外部審査対象案件の拡大を図り、透明性向上、選定手続きの改善を図った。24年度は試行・本格導入を含めて計28件について外部審査を実施した。

- コンサルタント等契約については、23年度に実施したコンサルタント等契約にかかる経費実態調査の結果を踏まえ、企業会計に即した合理的で透明性の高い積算基準を新たに策定・導入した。新積算基準については、約300人を対象としたコンサルタント向け説明会を開催するとともに、新積算基準に基づいた具体的な見積書作成方法を詳細に解説した「積算の手引き」を新たに作成したほか、「精算の手引き」や各種様式類などを改訂し、ウェブサイトで公開して周知を図った。また、新規参加者に負担が大きいとされる積算・精算について、ポイントをわかりやすく解説する新規参加者向け説明会も開始して参加者から高い評価を得た。これらの取組の結果、コンサルタント等契約における積算基準の透明性が飛躍的に高まり、新規参加企業も含め、開発コンサルタントが応募しやすい環境が整えられた。
- 契約の透明性向上に向けて、24年度も引き続き契約取引先の選定過程や結果、一定の関係のある法人との契約実績についてウェブサイトに公表した。これらの公表については既に日常的な業務に組み込まれており、定着している。

#### 指標 22-4 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

- 24年度も引き続き、関連公益法人との競争性のない随意契約をなくすべく取り組んだ。契約の内容及び目的からやむを得ず競争性のない随意契約とせざるを得なかった契約は、0件であった。また、競争入札の割合は、26件(42.6%)、1,819百万円(56.6%)であった(参考:23年度実績は、19件(39.6%)、1,297百万円(69.6%))。
- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、関連公益法人との契約のうち、財団法人日本国際協力センターが受託していた研修監理業務等については、業務の整理等により徹底した効率化を行い、92名分の経費縮減を行った上で24年度に直営化を完了した。

#### 指標 22-5 不正行為等への対応

- 「日越 ODA 腐敗防止合同委員会報告書」(21年2月)、「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」(21年4月)に基づく再発防止策、「ODA の不正・腐敗事件の再発防止のための検討会」による提言(21年9月)等も踏まえつつ、不正行為等に関する情報に対して調査を行って適切に対処するとともに、事業を適正に実施するための取組を引き続き進めた。主な取組は以下のとおり。
  - 不正腐敗情報受付制度等を通じて得られた情報について適切に調査を行い、厳正に対処した。特に機構が締結する契約及び無償・有償資金協力案件における入札等の調達手続において不正行為等が確認された場合は、内部規程に基づき、不正行為等を行った企業に対して、一定期間、契約競争への参加資格を停止する等の措置を実施した(3件4社)。
  - コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査を、フィリピン、セネガル、パレスチナの3カ国において実施し、契約が適切に実施されていることを確認した。
  - コンサルタント選定手続きの適正化確保のため、大口のコンサルタント契約及び工事等本体調達部分に係る外部専門家による調達手続きの支援や調達事後監査を引き続き実施した。
  - 円借款借入国政府・実施機関職員等を対象として、調達ガイドライン、国際契約に従った契約マネジメントに関するセミナー等を開催し、適切な調達、契約マネジメントに関する知識の習

得を支援した。調達及びコンサルタント雇用ガイドラインの内容や、最新の国際契約約款の内容を反映する形で、円借款事業において使用される標準入札書類の改訂を行った（コンサルタント、事前資格審査、土木工事、プラント）。公共調達・不正腐敗再発防止に資する研修・技術協力プロジェクト等を実施し、借入国政府のガバナンス強化に向けた取組を支援した。



## 小項目 No.23 ガバナンス強化と透明性向上

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	23. ガバナンス強化と透明性向上
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>① 内部監査を適切に実施し、内部統制を強化する。</p> <p>② 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。</p> <p>③ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。また、組織全体のリスクを統制するため、リスク管理に関連する各種委員会を定期的に行い、会議の結果及びリスクへの対応につき、各部署にフィードバックする等の一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。</p> <p>④ 引続き内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。</p> <p>⑤ 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に取り組む。</p> <p>⑥ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。</p> <p>⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を検討する。</p>

### 要旨

24年度は、第3期中期目標期間の開始とともに迎えた新理事長のリーダーシップの下で、機構のミッションの有効かつ効率的な実現を目指して内部統制機能の強化に取り組み、ミッションの周知徹底、リスクの評価と対応、監事による監査等を通じたモニタリングに取り組んだ。

ミッションの周知徹底に向けては、機構内外に向けた理事長メッセージの発信を積極的に行うとともに、理事長と職員の直接対話の機会の確保にも努めた。

リスクの評価と対応については、課題毎の委員会や専任の部署を通じてリスクの把握や対応計画の策定等を行うとともに、各部署でも PDCA サイクルに則ったリスクのモニタリングと対応に取り組んだ。また、有償資金協力勘定の統合的リスク管理や、自然災害等に関係するリスクに対する事業継続計画（BCP）の策定などを行った。さらに、理事長を委員長とする業務改善推進の内部委員会を設置したほか、機構関係者向けの業務改善提案制度も導入した。

情報セキュリティについては、各部署における自己点検や、点検結果の情報セキュリティ委員会における審議などを行った。

内部統制のモニタリングについては、会計監査人による監査や各種内部監査等を適切に実施するとともに、監事監査報告における提言に迅速に対応し、結果を取りまとめて公表した。

### 指標 23-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

- 機構は、第3期中期目標期間の開始とともに迎えた新理事長のリーダーシップの下、内部統制の強化に取り組んだ。24年度は、機構内での内部統制の一層の浸透を図るべく、4つの目的と6つの基本的要素から成る機構の内部統制の全体像を整理し、理事会で審議した。
  - 内部統制の目的
    - ① 業務の有効性・効率性の向上
    - ② 法令等の遵守（コンプライアンス）
    - ③ 資産の保全
    - ④ 財務報告等の信頼性確保
  - 内部統制の基本的要素
    - ① 統制環境
    - ② リスクの評価と対応
    - ③ 統制活動
    - ④ 情報と伝達
    - ⑤ モニタリング
    - ⑥ ICTへの対応

#### 法人の長がリーダーシップを発揮できる統制環境の整備

- 理事長は理事会を定期的（毎週火曜日及び第2・第4金曜日）に開催し、年度計画、事業の方向性、予算・決算、個別案件実施のための審査等、組織運営・業務遂行上重要な事項の審議においてマネジメントの方向性を示すとともに、組織・業務の運営状況に関する報告を受けた。理事会では、組織運営及び業務遂行上の優先課題について、部門毎の計画及び進捗・達成状況についても審議し、PDCA サイクルに則って組織全体で取り組んだ。これら理事会の資料及び議事録は、内部向けのグループウェアを通じて全職員向けに公開しており、周知が図られている。
- 理事長は、国内や海外の拠点の長から各地域・各国の情勢と共に各拠点の運営状況に関する報告を定期的に受けた。さらに、これらの拠点の長がそれぞれ一堂に会する会議を開催して機構の経営方針を直接伝えるとともに、事業効果の向上やさらなる効率化を目指して意見交換を行った。これらの会議及び理事長メッセージの概要について機構のウェブサイトを通じて機構外にも広く発信した。

## 法人の長によるミッションの周知徹底

- 機構のミッションやマネジメントの方針を機構内関係者に周知徹底するための方策として、就任時や年頭挨拶・上記の拠点長の会議等の機会を捉え、理事長メッセージを発信した。これらメッセージは、テレビ会議システムや映像配信を通じ、本部のみならず、国内・海外拠点の職員も受信できる体制を構築している。また、24年度からは、機構内のイントラネット上に理事長をはじめとする役員等からのメッセージを定期的に掲載し、経営陣のビジョンが職員にわかりやすく伝わるよう努めてきた。理事長と職員の直接対話も重視し、24年度には、若手職員の提案に応じ、機構のミッションに関する重要なテーマ等に関して理事長と職員が定期的に討議するインフォーマルな場（計8回）を設け、幅広い層の職員との意思疎通を図った。
- 理事長は国内外に向けた機構のミッションの発信にも積極的に取り組んだ。国内に向けては、就任時の記者会見等を通じて経営方針を広く発信するとともに、民間企業、NGO/NPO、大学、地方自治体等、開発援助に携わる多様な関係者が集う場への積極的な出席や関係者との面談等を通じて、機構のミッションの実現に向けた理解の促進や連携の強化に努めた。国外に向けては、特に重要な国際会議への出席や国連事務総長をはじめとする国際機関等の長や外国政府要人との面談に自ら積極的に対応し、機構の方針や取組を発信しつつ、重要な開発課題等に関する意見交換を行った。10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会では、全体会合と並行して開催された公式セミナーに理事長が計4回登壇し、機構の方針と貢献について広く発信した他、副理事長及び各理事も国際機関関係者や外国要人等との面談に積極的に対応した。

## 組織全体で取り組むべき重要リスクの評価と対応

- 機構の重要リスクについては、法令等の遵守（コンプライアンス）、入札・契約、情報セキュリティ、安全管理、資産管理等の課題毎に委員会や専任の部署を設置し、リスク把握やリスク対応計画の策定・モニタリングを行うとともに、重要リスクを理事長に報告することとしている。また、内部統制については23年度から理事会で定期的に審議することとしており、24年度は内部統制の全体像におけるリスク評価とリスク対応の位置づけを再確認した上で、機構内外への周知に向けた資料作成等に取り組んだ。また、各部署は23年度に実施したリスクモニタリングの結果を24年度の部署別年間業務計画に反映し、業務の特性に沿ったリスクに対する評価と対応を行った。有償資金協力勘定については、有償資金協力勘定リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を通じて、円借款事業や海外投融資事業に関する統合的リスク管理を行った。
- なお、外部人材のコンプライアンスに関しては、「独立行政法人国際協力機構関係者による倫理等ガイドライン」を制定し、その遵守を求めるとともに、派遣前研修を通じて、その内容の周知を図っている。しかしながら、24年度には、フィリピンに派遣中の専門家による技術協力案件の運営経費の横領事案を経費の精算手続きの過程で発見したため（12月）、事実関係の調査を行い、当該専門家との契約を解除するとともに、法的措置を講じているところである。また、他の技術協力案件についても、問題の有無を調査するとともに、外部有識者にも参加頂き、再発防止策の検討を進めている。自然災害等に関係するリスクに対しては、首都圏直下地震により本部機能が停止するケース<sup>1</sup>を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、緊急事態時優先業務を、①機構事業関係者

<sup>1</sup> 想定される緊急事態を首都圏直下地震（東京湾北部地震。マグニチュード7.3、東京23区最大震度6強）とし、電気・通信の不通、あるいはビル管理会社による入館規制により、本部が入居するビルにおいて2週間（東京都防災会議地震部会によるライフラインの復旧見込みに基づく）の間、業務が実施・継続できないことを想定。

の生命の安全確保、②金融市場等に影響を与えかねない金融・支払業務、③国や地方自治体の要請等に基づく緊急事態対応、④対策本部にかかる業務、⑤施設・システム復旧に係る業務、の5つに分類・特定している。24年度は、継続検討事項の確定や実地訓練の結果も踏まえた事業継続計画案を理事会で審議し、了承を得て公表した。また、継続的な検証・見直しのための内部委員会の設置や定期訓練の実施等について、引き続き検討を進めた。

### コンプライアンス態勢の強化

- 副理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において承認された「24年度コンプライアンス・プログラム」に基づく取組状況についてモニタリングを行った。また、海外拠点毎の現地版コンプライアンス・マニュアルの作成・更新を継続した。現地版コンプライアンス・マニュアルは、機構の拠点として遵守すべき日本の関係法令・規程等を盛り込みつつ、現地法令等も十分踏まえたものとなるよう留意した。また、研修等を通じた職員等のコンプライアンスの理解度向上にも引き続き努めた。特に24年度は、国内拠点に勤務する職員を対象に、テレビ会議システムを活用してコンプライアンス講座を実施し、機構外の多様な関係者と連携した各種新規業務実施を念頭においたコンプライアンス意識の醸成を図った。法令等違反行為、個人を害する行為、機構又は機構以外の第三者を害する行為、事故及び事故の恐れがある事実の発生に際しては、内部規程で定める事故報告制度の下、発生した部署から、事案に応じて事故を所管する部署及び総務部に対して速やかに報告した。報告を受けた部署は対応策及び再発防止策につき必要な指示等を行った。事故事案については、コンプライアンス委員会にも報告し、内容の分析を踏まえて関係部署に対する業務改善の提案等を行った。

### 理事長のリーダーシップによる業務改善の推進

- 24年度は、理事長のリーダーシップの下で、業務の抜本的な効率化等を目的として業務改善推進の内部委員会の設置を決定し、25年度から進めるべき具体的な取組について検討に着手した。

### 監事監査・内部監査・会計監査人による監査及びICTへの対応

- 監事監査・内部監査・会計監査人による監査を通じた内部統制状況の評価及びICTへの対応については、指標23-2～23-5で後述する。

### 指標 23-2 会計監査人による監査の実績

- 23年度の財務諸表は、会計監査人による監査を受けた後、一般勘定については外務大臣からの承認を受け（6月）、有償資金協力勘定は財務大臣に届け出た。8月には独立行政法人通則法第40条により外務大臣が選任した監査法人と新たに監査契約を締結し、10月に有償資金協力勘定の中間監査が実施された。本部については9月と25年3月に期中監査が実施され、国内及び海外拠点については24年度下期に以下の拠点を対象とした往査が実施された。往査では、予備の小切手（未使用）の保管方法などに関する指導を除いて、会計監査人からの特段の指摘はなく、指導事項も速やかに是正した。
  - ・ 国内：関西、九州
  - ・ 海外：インドネシア、タイ、エジプト、ガーナ、グアテマラ、メキシコ

### 指標23-3 内部監査の実績

- 内部監査については、体系的な監査手法により、リスク管理及び内部統制の各プロセスの有効性を検証し、管理態勢や業務手順の改善を提言していくことを目的に実施した。
- 監査の充実に向けた取組を機構内に周知するために、監査室が内部監査基本計画を理事会に報告した上で（6月）、以下のとおり内部監査を実施し、監査結果及び監査指摘事項・留意事項を関係部署に対して適切にフィードバックした。なお、全体として重大な指摘事項はなかった。
  - ① **有償資金協力業務リスク管理態勢監査**：外部委託した監査法人の知見・経験を活用しつつ、前年度に引き続き現状のリスク評価を行い、統合的リスク、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクの4つのリスクカテゴリーについて、優先順位の高い事項の監査を実施した。24年度はさらに、有償資金協力業務関連システムについてシステム監査を実施した。
  - ② **テーマ別監査**
    - ・ **法人文書監査**：公文書等管理法に基づき、文書管理の状況等について、後述する海外拠点及び国内拠点に加え、本部ではアフリカ部及び国内事業部を対象に監査を実施した。
    - ・ **本部部局の物品監査**：本邦調達の実業用物品に係る物品管理台帳登録事務の態勢を監査の主眼とし、当該事務の主要部分を実質的に担っている調達部を対象に監査を実施した。
  - ③ **在外拠点監査**：中米（エルサルバドル、コスタリカ、ベリーズ）、中央アジア（ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス）、大洋州（フィジー、バヌアツ）を対象に、業務、会計、文書・物品管理の状況について監査を実施した。
  - ④ **国内拠点等監査**：東北支部及び研究所を対象に、業務、会計、文書・物品管理の状況について監査を実施した。
- 第4四半期には、フィリピンにおいて発生した不正経理事案に関し、全体の概要把握のための基礎的調査を行った。
- 23年度の内部監査結果については、理事長に報告するとともに（6月）、その概要を機構のウェブサイト上で公開した。また、監査指摘事項について、業務改善サイクルが適切に機能するよう各部署における事後の対応状況のモニタリングを行った。

### 指標 23-4 監事監査への対応状況

- 「平成23事業年度国際協力機構監事監査報告」（9月提出）における提言について、機構内全体に周知した。各部署は提言を受けて迅速に対応し、業務改善等に取り組んだ。具体的な取組例は以下のとおり。
  - ・ 海外投融資の本格再開に伴い、ソブリンとは異なるリスク管理体制の構築が望まれるという提言を踏まえ、パイロットアプローチのレビューを行った上で、出融資の審査から回収に至る各部署の役割・手続等を整理し、管理体制の強化に取り組んだ。
  - ・ 内部統制に関しては、各委員会を通じた経営層による重点事項の管理及び最終的に理事会において総括される体制が構築されているが、ニーズや商品の多様化・複雑化等を踏まえた取組の必要性について提言を受けた。提言を踏まえ、既存の枠組みにおける役割の明確化、各枠組みの相互連携の強化、機構内での周知等に留意しつつ、よりの確かつ包括的な内部統制のための体制構築に向け、総務部が中心となって見直しを行いつつ取りまとめていくこととした。
- これらの取組について、「『平成23事業年度国際協力機構監事監査報告』に関する対応について（報告）」として取りまとめ、理事長から監事に提出し、機構のウェブサイト上に公開した（25年3月）。

### 指標 23-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- 23年度に実施した外部監査において、「管理責任者（特に総括課長）の役割・権限を明確にすべき」、「USBメモリ等の電磁的記録媒体の管理が不十分」、「外部委託先の入札資格要件（プライバシーマークなど情報セキュリティに関するもの）を明確化すべき」などの指摘を受けたことを踏まえ、主任管理責任者（部長）、管理責任者（課長）を対象とした研修を実施し、指摘事項を周知した上で各部署での対応を進めた。
- 各部署による情報セキュリティに関する定期的な自己点検については、PDCAに則って、外部監査指摘事項の反映を図りつつ、項目数も充実させた上で実施した。特に電磁的記録媒体自己点検については全部署による棚卸し結果に基づき、管理方法に課題が発見された部署には情報システム室から適切にフィードバックした。また、ウェブベースの全役職員等向け研修を実施し、受講率は91%となった（24年度の受講者数は全体で約4,500名、23年度の受講率は90%）。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」（2010年5月、情報セキュリティ政策会議決定）を踏まえ、サイバー攻撃に備えた対策として、全役職員等を対象とした標的型メール攻撃対策の訓練を2回実施した。前年度の訓練よりも適切に対処した役職員は増えているが、攻撃手段も巧妙化しているところ、訓練などの全役職員等への具体的対策を引き続き検討した。
- 情報システム室担当理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を2回実施し、上述の自己点検、電磁的記録媒体の棚卸し、研修の結果を報告した上で、審議結果を機構全体にフィードバックした。その結果、各部署の自己点検による点検結果の向上、不要なUSBの返却・廃棄などの改善が見られた。また委員会審議に基づき、リモートアクセスの運用方法の改善、無線LANのセキュリティ強化なども実施した。

### 指標 23-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

#### PDCAサイクルに則った業績評価結果の業務運営への反映

- 24年度は、23年度及び第2期中期目標期間通期の業務実績について外部有識者を交えて自己評価を行い、その結果を基に、外務省独立行政法人評価委員会に対する報告を行った。報告に際しては、監事の監査結果も踏まえた評価がなされるよう、23年度の業務実績に対する監事監査報告（中間報告）を併せて提出した。
- 評価結果について、本部、国内及び海外の全部署・拠点を対象にした「業績評価セミナー」（本部署向け2回、国内拠点向け1回、海外拠点向け4回の計7回）を通じて機構内に周知し、業務実績評価を通じた組織・業務運営のPDCAを推進すべく、外務省独立行政法人評価委員会や総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘事項を各部署の業務運営に反映するよう指示した。同セミナーには各部署を代表して合計163人が参加し、出席できなかった職員向けにはセミナーの様相を収録した映像を配信した。同セミナー後のアンケート調査では、9割以上が「有意義だった」と回答し、同セミナーを踏まえて、中期計画・年度計画や評価結果を部署別年間業務計画や個人の目標管理に一層反映させたい、とする声も寄せられるなど、PDCAサイクルに則った業績評価結果の業務運営への反映が図られていることが確認できた。

#### 中期目標の達成を念頭に置いた業務運営体制の確立

- 24年度から始まる第3期中期目標期間の業務実績評価のための指標について、第2期中期目標期間の

業務実績に対する外務省評価委による総合評価や総務省政独委による指摘事項の反映を図ると共に外部有識者による助言を得ながら整備した。

- 中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営及び人事評価と連動させるため、第3期中期計画をはじめとする組織的に取り組むべき重要対応事項を部署別年間業務計画に的確に反映させるよう、引き続き指示を行った。25年度部署別年間業務計画については、年度開始前に事業展開の方向性及び年度予算計画の策定との整合性を高めるべく、24年度中に計画を審議する理事会を開催した。さらに、同計画では資料の簡素化とともに各部署の業況数量化に向けて定量的情報を記載する等、経営情報として活用する観点から見直しを行った。

#### **指標 23-7 業務改善提案制度の導入状況**

- 機構関係者向けの「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」については、当初計画より前倒しで検討を重ねた結果、24年末までに制度設計を終え、25年3月から運用を開始した。同制度は、機構関係者がメールで簡便に意見や提案を寄せられる仕組みとし、機構内の担当部署は、受領した意見や提案を活用し、業務改善の検討を行うこととしている。

## 小項目 No.24 事務の合理化・適正化

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施
小項目	24. 事務の合理化・適正化
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b> 実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。</li> <li>● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。</li> <li>② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。</li> <li>③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務（ローカルコンサルタント）調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。</li> <li>④ 専門家等派遣手続きにおいて、更なる効率化が必要な課題を抽出するとともに、旅行制度及び派遣手当制度との関連性を整理する。また、派遣手続きの効率化に資する旅行制度・派遣手当制度のあり方を検討する。</li> <li>⑤ 平成 22 年度に公表を行った「研修員システム 業務・システム最適化計画」に基づき、新たな「研修員システム」の導入・運用を開始することで、研修員受入手続きの効率化を図る。</li> <li>⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえたマニュアルの構築等を行う。</li> </ol>

### 要旨

事務の合理化・適正化については、様式の定型化や手続きの簡素化等を通じた契約事務の迅速化（コンサルタント等契約については従来より 2～3 週間短縮）、コンサルタント等契約における新積算基準の導入による費用項目の整理・簡素化、機材調達事務の直営化による効率化（対 22 年度比：約 52 百万円減）、マニュアル類の改訂・翻訳や短期在外調達支援要員の派遣（32 カ国）を通じた海外拠点の調達実施体制の適正化等に取り組んだ。

専門家派遣に係る事務手続きについては、待遇や福利厚生等に関する見直しに向けて優先的な課題を



整理して対応に着手した。研修員受入については、新研修員システムの運用を開始し、業務処理時間の短縮や紙資源の削減につなげた。ボランティア派遣についても派遣手続きの合理化に向けて取り組むべき課題を整理し、制度改編を進めた。

#### **指標 24-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況**

- 契約事務の合理化及び迅速化を図るために、一般契約については各種様式の定型化、コンサルタント等契約については継続契約手続きの簡素化、小規模案件に係るプロポーザルの分量削減と選定プロセスの簡素化、公示関連資料の電子配布の試行導入、精算事務体制の強化等に取り組んだ。その結果、特にコンサルタント等契約の選定・契約にかかる事務が大幅に合理化され、契約手続きが2～3週間短縮されるなど契約事務の迅速化が図られた。
- 契約にかかる透明性向上の一環として策定したコンサルタント等契約にかかる新積算基準に基づき、コンサルタント等契約に係る見積書作成の手引きを新たに作成し、費用項目を整理・簡素化するとともに、その定義を明確化した。これにより、機構、コンサルタント双方の費用項目に関する共通理解が形成され、積算・精算事務がより円滑に実施されることが見込まれる。

#### **指標 24-2 機材調達事務の効率化**

- 従来、外部委託により実施していた機材調達について、効率化の観点から24年度に調達部内に機材班を設置し、直営による機材調達とした。24年度は直営での機材調達の初年度であったが、遅滞なく適正に機材調達事務を執り行った。直営化により、22年度と比較し、契約金額に対する人件費の率（管理費率）が17.4%から10.2%に減少し、年間金額ベースでは約52百万円の減額となった（23年度は外部委託から直営化への移行期であり、体制が途中で変化していることから、外部委託で機材調達を実施していた22年度と比較）。
- 機材調達事務の効率化を目的として、機材調達における貿易条件の整理、入札・契約関係書式の整理、業務フローの改定及び手順書の作成等を進め、発注及び受注状況や事務処理状況を把握することを目的とした統計情報の整備に着手した。
- 機材調達の実務に関する能力の向上を目的として、機材調達に携わる職員等を対象に貿易実務に係る研修を、外部研修への参加を含め、25回実施した。

#### **指標 24-3 海外拠点の調達実施体制の適正化**

- 海外拠点における機材・物品調達を適正に実施するため、「現地機材調達の手引き（少額物品）」及びその英訳版を作成し、周知した。また、ローカルコンサルタントの調達を適正に実施するための「役務（ローカルコンサルタント）調達の手引き」の改訂に着手した。
- 海外拠点からの要望を踏まえ、当初計画した19カ国を上回る32カ国に短期在外調達支援要員を派遣し（23年度派遣実績：23カ国）、海外拠点における調達実施体制を整備するとともに現地調達の支援を行った。上記要員の派遣と併せて、電話・メール等による問い合わせにも随時対応した。

#### **指標 24-4 専門家派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化**

##### **専門家派遣に係る事務手続きの効率化**

- 専門家の待遇、外国旅行及び福利厚生に関する制度の見直しに向け、制度運用に係る事務コストの洗い出しおよび業務フローの見直しについてそれぞれ検証を行い、派遣手当等の見直しや各種旅行

制度の改善など最終的に 12 の課題を抽出した。中でも、高度な専門性を持った専門家に対して支給する特別技術手当の支給対象者や支給期間の見直しを行うなど、優先的に取り組むべき項目について今後の対応スケジュールを策定し、検討に着手した。

- コンサルタント等契約による専門家の派遣に関し、相手国政府からの受入確認取り付け指示を事業担当部署が一元的に扱うこととした結果、派遣手続日数を 2 日程度削減した。また、専門家等に関する各種証明書発給業務の効率化を図るため、ボランティア、調査団員に関する各種証明書との一部共通化を図り、運用マニュアル等を作成した。

#### 研修員受入に係る事務手続きの効率化

- 新研修員システムについては、操作利便性の向上及び業務の効率化を目的として、24 年 2 月から開発に着手し、当初計画どおり 25 年 1 月より運用を開始した。新システムの導入に際して、旧システムのメニューや機能の統廃合、入力方法の改善による操作利便性の向上、事業管理支援システムや経理業務統合システムとのデータ連携機能の強化や新規機能（データ検索・抽出機能）の追加等を行い、システム上の業務処理時間を短縮した。具体的には、旧システム利用時（24 年 12 月）と比較し、各作業に要する時間が平均でおよそ 3 割程度削減の試算となった。また、帳票出力機能の改善により、旧システム利用時（24 年 12 月）と比較して、機構内利用者全体で 1 日あたり約 20 枚の紙資源を削減する試算となった。

#### ボランティア派遣手続きの効率化

- 旅行制度・派遣手続制度については、派遣手続きの合理化につながる 28 の課題を抽出し、改善案や効果、変更に伴う問題点等を整理した上、制度改編を行った。また、ボランティアの派遣事務に係る業務フロー及び決裁基準を見直し、一部の意思決定の海外拠点への移管や、本部内の意思決定プロセスの簡素化を図るなど合理化に取り組んだ。また、担当者間で統一的な処理を行うためのマニュアル等を整備した。さらに、ボランティアの英文派遣証明書の発給業務を本部から海外拠点に移管した。これまで、1 週間程度を要していた発給期間を平均 3 日に短縮した。
- ボランティアの避難一時帰国に関して、退避後の残存任期に応じて、任期短縮、再赴任又は派遣国振替を選択する際の基準を定めるとともに、選択を検討するための期間として「取扱い検討期間（90 日）」を導入した。これによりボランティアに対する長期間の待機指示を回避できるようになった。

## 小項目 No.25 経費の効率化、給与水準の適正化、保有資産の見直し

大項目	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(3) 経費の効率化、給与水準の適正化、保有資産の見直し
小項目	25. 経費の効率化、給与水準の適正化、保有資産の見直し
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。</p> <p>竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成23年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p>

(ロ) 給与水準の適正化等

給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。

(ハ) 保有資産の適正な見直し

詳細な資産情報の公表を引続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続検討する。

## 要旨

平成 24 年度は、中期計画に定める削減目標に沿って、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、ベースライン（23 年度予算）に対して 3.1%減の 125,806 百万円となり、前年度予算比 1.4%以上の効率化を達成した。

総人件費に係る支出実績（給与・報酬部分）については、14,771 百万円となった。また、24 年度のラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23 年度の 106.5 から、101.8 に推移した。

在勤手当については、外部有識者による検討会を通じた国や民間企業の事例との比較検討に基づき、購買力補償方式の考え方にに基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。

保有資産については、決算公告の作成・公表を通じて詳細な資産情報の公開を行うとともに、施設問題検討委員会において保有資産の必要性の有無や方針が決定しているものの進捗状況を確認した。職員宿舎については、駒ヶ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。竹橋合同ビル内区分所有部分については、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。

## 指標 25-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比年率 1.4%以上の効率化

研修事業における各種手配業務の見直し、ボランティアに支給される手当等の改定、固定的経費等の経費削減等により、24 年度の一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計の支出は、ベースライン（23 年度予算）に対して 3.1%減の 125,806 百万円となった。

## 指標 25-2 総人件費

- 財団法人日本国際協力センターの一部業務を実施することに伴い、24 年度も職員の所属替えによる増加があった一方、職務限定制度及び勤務地限定制度を運用して給与水準の適正化を図った。また、一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与減額を制度化する役職定年制の本格的運用を開始した。
- 在勤手当については外部有識者による検討会を設置し、国や民間企業の事例の比較検討を行った。その結果を踏まえ、国家公務員の水準も参照しつつ、購買力補償方式の考え方にに基づく制度への見直しを可能な限り早期に実施できるよう準備を進めた。
- 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく、国家公務員の給与水準の見直しを踏まえて、役員は 24 年 4 月から 26 年 3 月まで給与を 9.77%減額し、職員は 24 年 6 月から 26 年 5 月まで給与を 4.77%～9.77%減額する臨時特例を実施した。
- 上記取組の結果、24 年度の支出実績（給与・報酬部分）は 14,771 百万円であった。

### 指標 25-3 ラスパイレス指数

- 前述の総人件費で挙げた取組の結果、ラスパイレス指数（地域・学歴勘案）は、23年度の106.5から、24年度は101.8に推移した。このうち、国家公務員の給与の臨時特例の期間が24年4月から26年3月までであるのに対して機構の臨時特例の期間が24年6月から26年5月までの措置であることによる引き上げ要因は1.0ポイント分であった。
- 機構の平均給与水準が国家公務員に比して高い主な理由としては、都市部在職者及び大学卒以上の者の比率が高いこと、機構が求める高いレベルの語学力（機構の採用者の平均TOEICスコアは865点）、折衝・調整能力、高度の専門性を有する人材を常勤職員として確保するために、競合する民間企業（総合商社等）や国際機関の給与水準（表25-1参照）も踏まえて、一定の給与水準を維持する必要があること等が挙げられる。

表25-1 年間平均給与の比較

機関名	年間平均給与
当法人（海外勤務者を含む）	8,015千円
国際機関A	12,330千円
総合商社B	14,129千円
総合商社C	13,524千円

- 6月に「独立行政法人国際協力機構の役職員の報酬・給与等について」を公表し、機構の業務の性質から国家公務員の平均給与水準を上回っている点、競合する企業等との給与水準の比較、適正化に講じる措置、数値目標等を対外的に説明した。

### 指標 25-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告の作成・公表を通じて、詳細な資産情報の公開を行った。また、機構の内部委員会である施設問題検討委員会において、保有資産のうち、職員住宅等の必要性有無を確認すると共に、既に不要財産として譲渡等方針が決定しているものについても、その進捗状況を確認した。
- 職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（24年4月行政改革実行本部）を踏まえて、老朽化が進み且つ入居率の低い駒ヶ根訓練所構外住宅、筑波構内・構外住宅、所沢住宅の廃止方針を決定した。これらの宿舎については、25年度中もしくは現居住者が退去したいずれか早いタイミングで廃止する予定である。区分所有物件189戸については26年度末までに全て処分する方針を決定しており、23年度までに処分を行った89戸に加え、24年度には34戸の処分を行った。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については、施設利用方法の見直しを行い、研修・会議の利用及び一部重要文書（カルテ等）の保管場所に限定していた従来の利用形態から、職員や外部利用者（研究者・一般市民等）向けの貸出用各種資料の保管機能を加えた。具体的には、広尾センターの閉鎖・移転の機会に、（広尾センター保有の）広報用貸出資料や、JICA市ヶ谷ビル内の地図庫を竹橋合同ビルへ移設した。今後も、職員研修やセミナーの開催に加え、ボランティアの選考（面接他）、耐火性に優れた金庫を活用した重要書類の安全な保存管理等の利活用を促進していく。

## 小項目 No.26 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画

### （有償資金協力勘定を除く。）

大項目	3. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	26. 予算（人件費の見積を含む）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、平成 24 事業年度財務諸表におけるセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進める。</p> <p>② 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p>

#### 要旨

セグメント情報の改善については、見直し案を平成 25 年 1 月の第 32 回外務省独立行政法人評価委員会に報告し、平成 24 年度の財務諸表から見直し後のセグメント情報により開示予定である。

自己収入のうち事業収入について、24 年度の計画額 358 百万円に対し、実績額は 462 百万円であった。また寄附金等の外部収入の 24 年度実績額は 795 百万円であり当該事業の実施費用に充当された。

#### 指標 26-1 自己収入の実績

- 自己収入うちの事業収入については、462 百万円（消費税の還付等を除く）の収入があり、当該収入に関連する事業の実施費用に充当された。
- 寄附金収入について 24 年度は 18 百万円の収入があり、「世界の人びとのための JICA 基金」として 14 案件（24 年度新規 7 案件、23 年度継続 7 案件）に対する支援を行い、特定寄附金事業としてスリランカの野球場付帯施設建設への支援を行った。
- また、日本政府、国際機関等からの受託収入について 24 年度は 777 百万円の収入があり、それぞれの事業を実施した。

#### 指標 26-2 運営費交付金債務残高の状況

- 24 年度末時点の運営費交付金債務残高は 22,623 百万円となっており、その内訳は以下のとおりであ

る。

次年度への繰越（契約済み等で支払が翌年度になるもの）	13,142 百万円
*うち、5,376 百万円は平成 24 年度補正予算分。	
災害援助等協力関係費(特別業務費)翌事業年度財源充当額	282 百万円
前渡金	8,567 百万円
前払費用、長期前払費用	197 百万円
その他不使用額	435 百万円

- うち、次年度への繰越の発生理由としては、治安、相手国側機関等の現地事情により、当初計画を変更し、翌事業年度にその一部を繰り越すこととした等の事情によるもの。

### **指標 26-3 セグメント情報等の改善に向けた取組**

- セグメント情報の開示方法の改善については、セグメント区分を従来の「財源別」から中期計画に記載した内容に応じ「業務別」に変更する見直し案について、会計監査人との協議を進め、25 年 1 月 29 日の第 32 回外務省独立行政法人評価委員会において報告を行った。当該見直し案に基づき、24 事業年度財務諸表より、見直し後のセグメント情報を開示する予定。

## 別表 1

平成24年度 決算報告書  
(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金収入	149,663	149,663	-	
無償資金協力事業資金収入	-	96,618	96,618	
受託収入	1,553	777	△777	
開発投融资貸付利息収入	46	46	0	
入植地割賦利息収入	2	7	5	
移住投融资貸付金利息収入	33	34	0	
その他収入	282	2,817	2,535	
うち寄附金収入	5	18	13	
雑収入	277	2,799	2,522	注1
施設整備費補助金等収入	2,451	343	△2,108	注2
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	759	5,066	4,307	注3
計	154,789	255,372	100,582	
支出				
一般管理費	9,951	8,788	1,163	
うち人件費	2,976	2,616	360	
物件費	6,975	6,172	803	注4
業務経費	140,830	132,440	8,389	注2
うち技術協力プロジェクト関係費	71,019	68,860	2,160	
無償資金協力関係費	206	184	22	
国民参加型協力関係費	17,183	14,867	2,316	
海外移住関係費	333	302	31	
災害援助等協力関係費	880	660	220	
人材養成確保関係費	368	354	15	
援助促進関係費	13,799	12,632	1,167	
事業附帯関係費	7,419	6,270	1,149	
事業支援関係費	29,622	28,313	1,309	
施設整備費	2,451	343	2,108	注2、注3
無償資金協力事業費	-	96,618	△96,618	注5
受託経費	1,553	810	743	注6
寄附金事業費	5	18	△13	
計	154,789	239,019	△84,229	

## 予算額と決算額の差異説明

注1 不要財産の売却処分を行ったこと等。

注2 補正予算の年度末成立に伴い平成25年度への繰越となったため等。

注3 前年度繰越分の執行による差額等。

注4 第三四半期までの円高により外貨建て支出額の円貨換算額が減少したこと等。

注5 当該事業に係る案件、金額等が当該年度の閣議決定によって決まるため、当初計画額をゼロとしていることによる。

注6 相手国の事情等により計画に変更が生じたため。



## 別表 2

## 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

【一般勘定】

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
技術協力プロジェクト関係費	72,017		
無償資金協力関係費	193		
国民参加型協力関係費	14,738		
海外移住関係費	300		
災害援助等協力関係費	629		
人材養成確保関係費	351		
援助促進関係費	13,333		
事業附帯関係費	5,932		
事業支援関係費	28,242		
無償資金協力事業費	96,618		
受託経費	665		
寄附金事業費	15		
減価償却費	494	233,527	
一般管理費		8,451	
貸倒引当金繰入		226	
財務費用			
外国為替差損	36	36	
雑損		7	
経常費用合計			242,247
経常収益			
運営費交付金収益		126,465	
無償資金協力事業資金収入		96,618	
受託収入			
国又は地方公共団体からの受託収入	614		
他の主体からの受託収入	52	666	
開発投融资収入		44	
入植地事業収入		7	
移住投融资収入		30	
寄附金収益		15	
資産見返運営費交付金戻入		475	
資産見返補助金等戻入		32	
財務収益			
受取利息	16	16	
雑益		2,177	
経常収益合計			226,546
経常損失			15,701
臨時損失			
固定資産除却損		16	
固定資産売却損		5	
国庫納付金		1,999	
減損損失		3	2,022
臨時利益			
固定資産売却益		8	8
当期純損失			17,715
前中期目標期間繰越積立金取崩額			17,454
当期総損失			261

## キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

## 【一般勘定】

(単位：百万円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業支出	△ 132,224
	無償資金協力事業費支出	△ 98,052
	受託経費支出	△ 765
	人件費支出	△ 14,662
	その他の業務支出	△ 117
	運営費交付金収入	149,663
	無償資金協力事業資金収入	102,413
	受託収入	777
	貸付金利息収入	80
	入植地事業収入	19
	利息収入	7
	割賦元金	12
	寄附金収入	46
	その他の業務収入	2,522
	小計	9,698
	利息の受取額	16
	国庫納付金の支払額	△ 5,670
	業務活動によるキャッシュ・フロー	4,044
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	固定資産の取得による支出	△ 756
	固定資産の売却による収入	427
	貸付金の回収による収入	701
	定期預金の預入による支出	△ 178,000
	定期預金の払戻による収入	178,323
	長期性預金の預入による支出	△ 210
	譲渡性預金の取得による支出	△ 562,000
	譲渡性預金の払戻による収入	558,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,515
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 138
	国庫納付金の支払額	△ 5,127
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 3,831
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 9,095
IV	資金に係る換算差額	△ 100
V	資金減少額	△ 8,666
VI	資金期首残高	52,016
VII	資金期末残高	43,350

## 小項目 No.27 短期借入金の限度額

大項目	4. 短期借入金の限度額
中項目	-
小項目	27. 短期借入金の限度額
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b>            一般勘定 620 億円            有償資金協力勘定 2,200 億円            理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。            有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p> <p><b>【年度計画】</b>            一般勘定 620 億円            有償資金協力勘定 2,200 億円            理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。            有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p>

### 指標 27-1 一般勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定について、平成 24 年度は短期借入金の実績はない。

### 指標 27-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 有償資金協力勘定については、限度額の範囲内において、短期資金ギャップに対応するため、6月に393億円、9月に77億円、12月に198億円の借入を行い、いずれも同月中に返済を行った。

## 小項目 No.28 不要財産の処分等の計画

大項目	5. 不要財産の処分に関する計画
中項目	-
小項目	28. 不要財産の処分等の計画
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b> 区分所有の保有宿舎については、平成 24 年度に 34 戸、平成 25 年度に 33 戸、平成 26 年度に 33 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 25 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p> <p><b>【年度計画】</b> 区分所有の保有宿舎 34 戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。大阪国際センターについては、平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては、処分の準備を進める。</p>

### 指標 28-1 不要財産の処分実績

- 区分所有の保有宿舎については、34 戸を売却し、売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 365 百万円を、「独立行政法人通則法」第四十六条の二（不要財産に係る国庫納付等）及び「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 2 条の 4（不要財産の譲渡収入による国庫納付）の規定に基づき、25 年 3 月に国庫納付した。売却にあたっては、22 年度、23 年度と同様に円滑に売却手続きを進めるために複数物件を一括で売却した。大阪国際センターについては、25 年 3 月に現物納付した。なお、これらの財産は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（22 年 12 月閣議決定）において国庫返納すべき不要資産として指摘されたものである。

表 28-1 区分所有の保有宿舎 34 戸の国庫納付のプロセス

24 年 9 月	不動産売却に係る媒介契約締結
10 月	売却の一般競争の公示
11 月～12 月	入札、開札
12 月	売買契約締結 所有権移転登記
25 年 3 月	売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した金額を国庫納付

表 28-2 大阪国際センターの現物納付プロセス

24 年 4 月～25 年 1 月	外務省、財務省近畿財務局との協議
3 月	機構から外務省への所有権移転登記 外務省から近畿財務局への引継ぎ

## 小項目 No.29 重要な財産の譲渡等の計画

大項目	6. 重要財産の譲渡等の計画
中項目	重要財産の譲渡等の計画
小項目	29. 重要な財産の譲渡等の計画
中期計画/ 年度計画	【中期計画】 該当なし  【年度計画】 (なし)

### 指標 29-1 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績

- 平成 24 年度においては該当がなく、年度計画も策定していないことから、報告対象外とする。

## **小項目 No.30 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）**

大項目	7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中項目	-
小項目	30. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b> 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。</p> <p><b>【年度計画】</b> 剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。</p>

### **指標 30-1 剰余金の使途**

- 平成 24 年度は、独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる積立金の実績はない。

## 小項目 No.31 施設・設備に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項										
中項目	(1) 施設・設備に関する計画										
小項目	31. 施設・設備に関する計画										
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b>            業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。            具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画            (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">施設・設備の内容</th> <th style="width: 30%;">財源</th> <th style="width: 30%;">予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設 整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,191</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">計 4,191</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> <p><b>【年度計画】</b>            国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。</p>		施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設 整備・改修	施設整備費補助金等	4,191			計 4,191
施設・設備の内容	財源	予定額									
本部及び国内機関等施設 整備・改修	施設整備費補助金等	4,191									
		計 4,191									

### 指標 31-1 施設・設備の整備に関する実績

- 国内機関等施設のうち、築 20 年以上経過し、経年劣化箇所への早急な対策を要する 3 カ所の施設（東京国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター）について、建物診断調査及び外壁診断調査に着手し、早期の改修工事の実施準備を着実に進めた。

## 小項目 No.32 人事に関する計画

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2) 人事に関する計画
小項目	32. 人事に関する計画
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b></p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。</li> <li>● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。</li> <li>● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。</li> </ul> <p><b>【年度計画】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。</li> <li>② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。</li> <li>③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。</li> <li>④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。</li> </ol>

### 要旨

平成24年度は、基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）の見直しや各種研修の実施を通じて、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向けた専門性の蓄積を促進した。また、効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、職群制度やワークライフバランスにも配慮した在外赴任等を通じて、適材適所の人事配置を進めた。

人事評価制度については、職員の理解を得て適切に運用されるよう、人事評価ハンドブック第三版を作成し、全職員に配布した。また、評価者の質を確保するべく、新任管理職を対象とした評価者研修を



実施した。23年度期末の評価を適切に実施し、給与、賞与、昇格の審査要素に反映させた。

適材適所の人事配置の実現に向けては、管理職層をマネジメント職群とエキスパート職群に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を活用できる部署への配属、若手職員に中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」の結果及び特定職職系等の制度を活用した。また、組織内公募によって意欲と能力を有する人材の配置に取り組んだ。さらに、夫婦同一国赴任、夫婦近隣国・同一時期赴任、単身子連赴任等の具体的な取組を通じて、ワークライフバランスにも配慮した在外赴任を行う等、人的リソースの活用を図った。

職員の能力開発機会の提供として、24年度は上記「キャリア・コンサルテーション」を計4回実施し、職員40名に対してキャリア開発を行うとともに、キャリア開発の早期化を検討した。また、職員が事業を実施する上で共通して必要となる基礎的な能力やノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行うとともに、職員の事務所員赴任前研修を活用し、コアスキルに係る研修を職員全般に提供する「場」を充実させる常設のコアスキル集中研修の設置計画を策定した。階層別研修及び各種専門研修については、23年度のアンケート結果を踏まえて研修内容に改善を加えつつ、当初計画どおりコースを実施した。

### 指標 32-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- 機構の人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を、6月及び12月の賞与並びに7月の昇給に反映した。また、22年7月に改訂した給与規程に基づき、管理職層の給与及び賞与に人事評価結果を反映させた。
- 人事制度評価ハンドブック第三版の作成にあたっては、23年度に導入した特定職職系に対する評価の考えや期中の人事異動者に対する評価方法の詳細を加えた、新制度に対する理解の深化に努めた。また、新任管理職等31人を対象とした評価者研修の実施（25年2月）等、人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、職員への周知に向けた研修や相談の受付を行った。
- 24年度も、職員の意識や職場に対する現状認識に係るアンケート調査を実施（12月）し、その結果を広く機構内に周知するとともに、上記の評価者研修等で活用した。調査結果から、回答者の7割が現在の仕事にやりがいを感じている（22年度、23年度ともに7割）とともに、回答者の8割が女性にも男性にも働きやすい組織であると感じていることが明らかになった（22年度、23年度ともに7割）。新人事制度の理解度は前年度と同様に7割であった（22年度5割、23年度7割）。

### 指標 32-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- 効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向けて、24年度も引き続き、職員の能力発揮に繋がる適材適所の人事配置に向けた取組を進めた。具体的には、22年度に導入した、管理職層をマネジメント職群（組織の成果責任を担うリーダー）とエキスパート職群（専門分野の組織能力強化を担うリーダー）に区分する職群制度に基づき、エキスパート職群に認定された職員の専門性を引き続きいかすことのできる部署への配属を推進した。
- 若手職員に対して中長期的なキャリア開発の助言を与える「キャリア・コンサルテーション」を引き続き実施し、その結果を適材適所の人事配置に活用した。また、職員の自律的なキャリア形成を促進すべく、24年度は2件のポストに係る組織内公募を実施した。
- 特定職職系を活用し、研修監理等業務、派遣業務及び図書館関連業務等を円滑に遂行した。

## 指標 32-3 職員の能力開発機会の提供状況

- 「国際協力のプロフェッショナル」という機構が掲げるモデル人材像に到達するため、新たな課題（プログラム・アプローチ等）への対応力等の職員が備えるべき能力の開発及び発揮に向け、職務及び研修等を通じた専門性の蓄積を引き続き促進した。24年度は以下のとおり、キャリア開発及び階層別研修、専門研修、語学研修を実施した。実施に際しては、既存のナレッジの共有や活用とともに、新たなナレッジの創造・蓄積・発信を促進し、事業がもたらす成果や価値の最大化を通じて課題解決を図ろうとする組織運営（ナレッジマネジメント）の推進に留意した。加え、新たな業務ニーズへの対応の観点から、職員が事業を実施する上で共通して必要となる基礎的な能力・ノウハウ（コアスキル）自体の見直しを行った。さらに、職員の海外拠点赴任前研修の機会を活用し、コアスキルに係る研修を職員全般に提供する「場」を充実させるべく、25年度からの開講に向けた常設のコアスキル集中研修の設置計画の策定を進めた。なお、海外投融資の本格再開、外貨返済型円借款の実施等にあたり金融業務体制を整備するため、金融リテラシーの向上にも重点的に取り組んでおり、即戦力となる金融系人材を確保すべく、24年度は経験者採用30名の中で6名の金融系人材を選考したほか、金融系の課題に特化した専門研修などを行った。

### ➤ 階層別研修

- ・ 24年度も、機構のモデル人材像を踏まえつつ、各階層の職員に求められる役割・知識・スキルを検証し、研修対象者の意識づけを行うとともに、23年度のアンケート結果や専門人材等からの助言を反映させつつ、研修計画を策定した。具体的には、組織運営における部門長のあり方を議論する経営層ワークショップをはじめ、執行職研修や新任管理職研修を実施し、組織マネジメント力の強化を図った。また、新たにエキスパート職に登用された職員を中心に、役割や組織内外への貢献の方法等につき気付きを与えると同時に、分野横断的なネットワークを構築することを目的として、エキスパート職群研修を実施した。
- ・ 一般職員層についても、業務職（入構3年目）及び主任調査役（入構8年目～10年目程度）を対象に、将来の管理職層として必要なマネジメント力の基礎を涵養することを目的とした研修を行った。さらに、新卒採用者、経験者採用者及び期限付職員採用者に対しては、組織の一員として身につけるべき基礎的な知識及び3つの援助手法を一元的に実施するために必要な業務上の基礎知識等に関して研修を行った。

### ➤ 専門研修

- ・ 開発途上国が抱える課題をマクロ的視点から分析して解決策を導く能力を強化する観点から、専門研修を実施した。具体的には、若手職員を対象にマクロ経済の基礎的な知識を習得することを目的とした研修を引き続き実施し、74名が参加した。また、国内の大学の公共財政管理プログラムに職員を派遣し、より高度なマクロ経済学に関する知識の習得を支援した。さらに、開発途上国の事業実施能力を審査・判断する能力を強化することを目的に、新たに財務分析研修を導入し、46名が参加した。
- ・ 専門能力強化の観点から、上記専門研修に加え、組織全体の金融リテラシー向上の必要に向けて複数部門が連携して実施する金融系研修（計3回、127名参加（指名管理職を含む））や、財務会計の基礎知識醸成のための「会計リテラシー研修」（1回：2日間、33名参加）を実施した。さらに、24年度の新たな取組として実務経験型専門研修制度を創設し、教育分野の実務研修のために中堅職員を世界銀行に1年間の予定で派遣した。

➤ 語学研修

- ・ 語学力やコミュニケーション能力の強化に向け、集合研修や自己研鑽支援制度等を組み合わせることにより研修効果の向上を図った。具体的には、相当程度の語学力を有し、今後国際会議等の場で積極的に活躍することが期待される中堅職員を対象に、語学のみならず、国際会議マネジメントの方法やプレスリリースの作成等の能力強化を目的とした英語エグゼクティブ研修を実施し、15名が受講した。また、機構内のニーズに比して人材層の薄い仏語人材に関しては、基礎力と意欲のある職員に対して仏語圏の海外拠点への赴任前に数カ月単位での仏語習得のための海外研修の機会を与え、当該拠点における事業の効率化を念頭に仏語人材の育成に努めた。
- 24年度はさらに、上述した「キャリア・コンサルティング」を入構後10年程度が経過した職員40名を対象に実施した。また、若手職員向けのキャリア開発のさらなる早期化の検討や、階層別研修のプログラムの一環としての、業務職（入構3年目）に対するプレ・キャリア・コンサルティングの試行、主任調査役（入構8年目～10年目）に対するキャリア開発に向けた意識付け等を行った。また、キャリア開発の一環として、事業現場でのマネジメント経験を通じて開発課題に関する知見の深化を図るとともに、東日本大震災からの復興に向けた取組にも寄与すべく、23年度に実施した国土交通省東北地方整備局三陸国道事務所への若手職員の出向に続き、24年度は同省東北地方整備局港湾部に出向者を派遣した。

**指標 32-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況**

- 24年度は、海外拠点勤務と家庭生活の両立を支援するなど、ワークライフバランスにも配慮しつつ、人的リソースの効率的な活用を図った。具体的には、23年度に実施された「次世代育成行動計画推進委員会」で改定された「JICA 行動計画」を踏まえ、家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、海外拠点における円滑な業務の遂行を可能とする取組を拡充した。24年度は、夫婦同一国赴任3組、夫婦近隣国・同一時期赴任2組、単身子連赴任12人の実績があった。また、海外勤務中の社外配偶者と同一国への派遣についても人事上可能な範囲との前提で2件実施した。

## 小項目 No.33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）
小項目	33. 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い
中期計画/ 年度計画	<p><b>【中期計画】</b> 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p> <p><b>【年度計画】</b></p> <p>① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>

### 要旨

第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金及び第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金について、法令等に基づき、費用的支出(安全対策経費、事業継続計画に係る経費)及び資本的支出(既存施設改修)の財源に充当するものとして、平成24年6月に承認を受けた。24年度は、安全対策経費として16百万円、事業継続計画に係る経費として84百万円を支出した。承認の範囲内で適正な管理を行っている。

### 指標 33-1 前中期目標期間繰越積立金の使途

- 第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金(29,521百万円)のうち、法令等に基づき、24年6月に主務大臣より承認された23,851百万円について、1,043百万円は安全対策経費及び事業継続計画に係る経費(費用的支出)の財源に充当し、22,808百万円は平成23年度予算で契約した業務の未支出分等、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源に充当することとしている。
- 24年度は、承認額のうち16百万円を安全対策経費に84百万円を事業継続計画に係る経費の財源に充当した。
- なお、第2期中期目標期間の最終事業年度における積立金の残額5,670百万円は24年7月に国庫納付した。

**指標 33-2 前中期目標期間繰越回収金の使途**

- 第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金（6,803百万円）のうち、法令等に基づき、24年6月に主務大臣から承認された1,676百万円について、既存施設改修の資本的支出の財源に充当することとしている。
- 24年度は施設改修に必要な設計等の準備業務を実施していたため、当該経費の支出実績はない。
- なお、第2期中期目標期間中に回収した債権又は資金の残額5,127百万円は24年7月に国庫納付した。

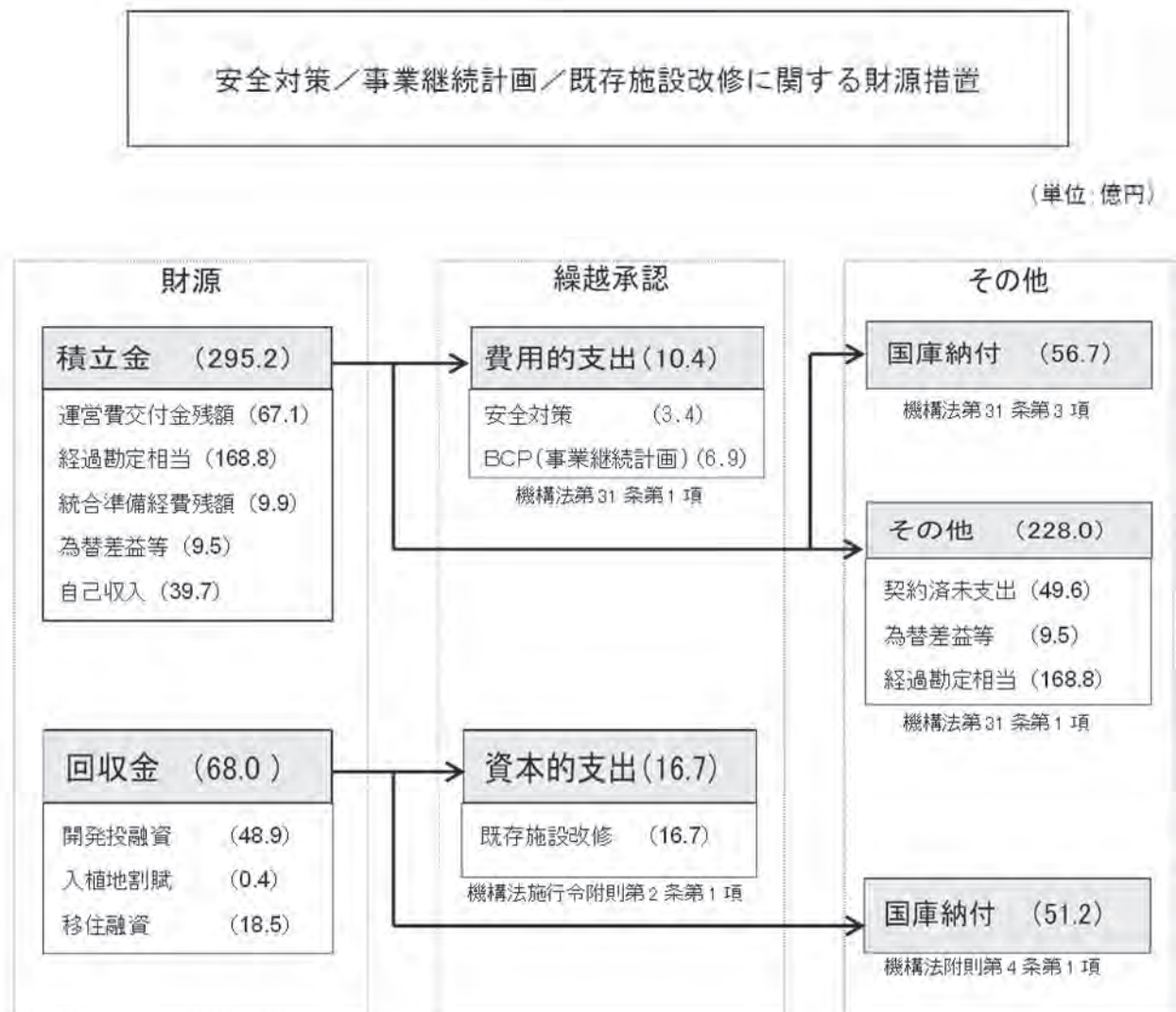


図 33-1 安全対策・事業継続計画・既存施設改修に関する財源措置

## 小項目 No.34 中期目標期間を超える債務負担

大項目	8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(4) 中期目標期間を超える債務負担
小項目	34. 中期目標期間を超える債務負担
中期計画/ 年度計画	<p>【中期計画】 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> <p>【年度計画】 (なし)</p>

### 指標 34-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 中期目標期間の最終年度において実績報告を予定しており、平成 24 年度は報告対象外とする。

## 独立行政法人国際協力機構の概要

### (1) 業務内容

#### (ア) 目的

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。（独立行政法人国際協力機構法 第3条）

#### (イ) 業務の範囲

1 機構は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。

ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。

四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第 42 条第 2 項第 3 号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

五 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

六 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

七 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。

二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

3 機構は、前 2 項の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、前 2 項の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。

（独立行政法人国際協力機構法 第 13 条）



(2) 事務所の所在地

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル電話番号：(03) 5226-6660  
から 6663 (代表)

(3) 資本金の額

7,782,076 百万円  
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

(4) 役員の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の役員の情報は以下の表のとおり。

役職名	氏名	就任日	前職
理事長	田中 明彦	平成 24 年 4 月 1 日	東京大学副学長
副理事長	堂道 秀明	平成 24 年 4 月 25 日	特命全権大使 経済外交担当
理事	小寺 清	平成 22 年 4 月 1 日	世界銀行・IMF 合同開発委員会事務局長
理事	市川 雅一	平成 23 年 8 月 1 日	経済産業省大臣官房審議官
理事	黒川 恒男	平成 23 年 9 月 1 日	独立行政法人 国際協力機構理事長室長
理事	渡邊 正人	平成 23 年 9 月 1 日	独立行政法人 国際協力機構総務部長
理事	荒川 博人	平成 24 年 4 月 20 日	独立行政法人 国際協力機構上級審議役
理事	黒柳 俊之	平成 24 年 7 月 1 日	独立行政法人 国際協力機構国際協力専門員
監事	伊藤 隆文	平成 23 年 10 月 1 日	独立行政法人 国際協力機構青年海外協力隊 事務局長
監事	黒川 肇	平成 23 年 10 月 1 日	有限責任監査法人 トーマツ東京事務所 パブリックセクター部マネージャー

(5) 職員の状況

常勤職員数：1,842 人 (平成 25 年 3 月 31 日現在)

(6) 設立の根拠となる法律

独立行政法人国際協力機構法 (平成 14 年 12 月 6 日法律第 136 号)

(7) 主務大臣

外務大臣、財務大臣 (管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項)

(8) 沿革

① 国際協力機構

平成 14 年 12 月 「独立行政法人国際協力機構法」公布

平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構設立

同日	第1期中期計画（平成15年10月1日～平成19年3月31日）策定・公表
平成16年4月	「JICA 環境社会配慮ガイドライン」策定・公表
平成18年11月	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律公布
平成19年4月	第2期中期計画策定・公表（平成19年4月1日～平成24年3月31日）
平成20年10月	旧国際協力銀行（JBIC）の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き直接実施するものを除く）を承継 第2期中期計画を変更
平成22年4月	「新環境社会配慮ガイドライン」策定・公表
平成24年4月	第3期中期計画（平成24年4月1日～平成29年3月31日）策定・公表

## ② 旧国際協力事業団

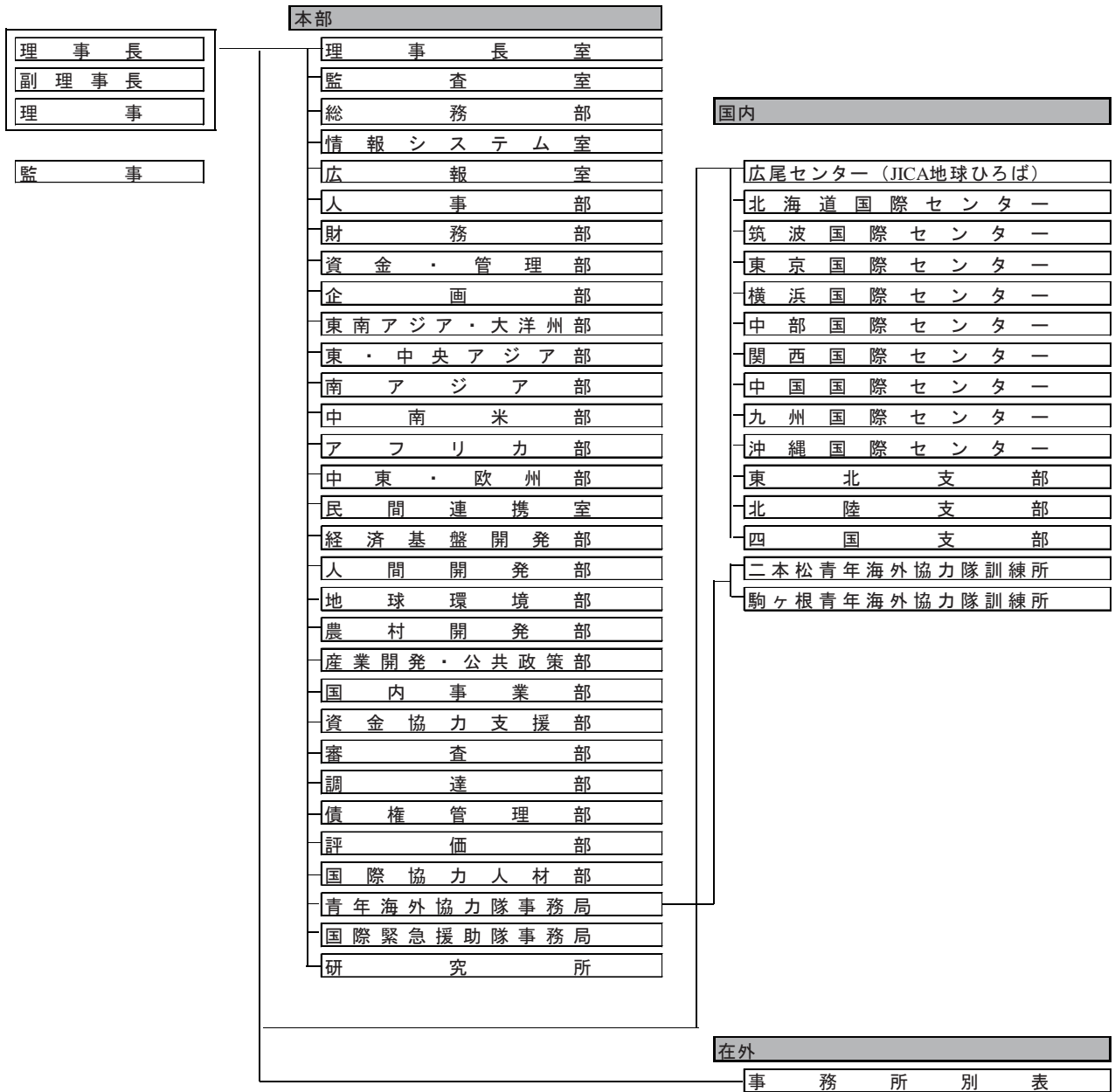
昭和29年1月	（財）日本海外協会連合会設立
昭和29年4月	（社）アジア協会設立
昭和30年9月	日本海外移住振興（株）設立
昭和37年6月	（社）アジア協会の事業を受け継ぎ、海外技術協力事業団（OTCA）設立
昭和38年7月	（財）日本海外協会連合会及び日本海外移住振興（株）の事業を統合し、海外移住事業団（JEMIS）設立
昭和40年4月	OTCA に日本青年海外協力隊事務局（JOCV）設置
昭和49年5月	「国際協力事業団法」公布
昭和49年8月	OTCA、JEMIS、（財）海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、（財）海外農業開発財団の人材養成事業を統合し、国際協力事業団（JICA）設立
昭和53年4月	「国際協力事業団法」改正（無償資金協力実施促進業務の追加）
昭和62年9月	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（JDR法）」公布、「国際協力事業団法」改正
平成4年9月	「社会・経済インフラ整備計画に係る環境配慮ガイドライン」策定・公表
平成13年12月	特殊法人等整理合理化計画により、JICA の独立行政法人化の方針が示される
平成14年6月	外部有識者評価委員会設置
平成14年10月	情報公開制度開始
平成15年9月	特殊法人国際協力事業団を解散

## ③ 旧海外経済協力基金・旧国際協力銀行

昭和35年12月	「海外経済協力基金法」公布
昭和36年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託していた東南アジア開発協力基金を承継し、資本金54億4,400万円余で海外経済協力基金（OECF）設立 業務方法書の認可を受け業務開始
昭和41年3月	OECF 初の円借款供与（対韓国）
昭和43年5月	法律改正（商品借款の追加）
昭和47年11月	法律改正（アンタイトの商品借款追加）
昭和55年3月	第1回政府保証海外経済協力基金債券発行

昭和 62 年4 月	援助効果促進業務（SAPS）開始
昭和 63 年 4 月	案件形成促進調査（SAPROF）開始
平成 元年11 月	「環境配慮のための OECF ガイドライン」策定・公表
平成 4 年4 月	案件実施支援調査（SAPI）開始
平成 7 年 3 月	「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」閣議決定
平成 8 年4 月	開発政策・事業支援調査（SADEP）開始
平成 11 年4 月	「国際協力銀行法」公布
平成 11 年9 月	「国際協力銀行法施行令」公布 「国際協力銀行法施行規則」公布
平成 11 年10 月	国際協力銀行（JBIC）設立
平成 11 年12 月	「国際協力銀行「海外経済協力業務実施方針（平成 11 年 10 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日）」策定・公表
平成 13 年4 月	円借款の事業事前評価制度導入
平成 13 年9 月	「行政コスト計算書」、「民間会計基準準拠財務諸表」作成・公表
平成 13 年10 月	初の財投機関債発行
平成 13 年12 月	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
平成 14 年4 月	「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」策定・公表 業務運営評価制度導入 「海外経済協力業務実施方針（平成 14 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日対象）」 策定・公表
平成 14 年 10 月	情報公開制度開始
平成 15 年 10 月	「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」及び同ガイドラインに基づく異議申立手続き要綱施行。
平成 17 年 3 月	「業務運営評価制度に基づく中期的な業務戦略（平成 17 年 4 月 1 日以降対象）」 策定・公表
平成 17 年 4 月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針（平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日対象）」策定・公表
平成 18 年 6 月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」公布
平成 20 年 3 月	「国際協力銀行海外経済協力業務実施方針（平成 17 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日対象）」の対象期間を半年間延長

(9) 機構の組織図 (平成 25 年 3 月 31 日現在)



(10) 組織図 (在外の体制) (平成 25 年 3 月 31 日現在)

事務所 (65カ国)

ア ジ ア 地 域

インドネシア事務所
マレーシア事務所
フィリピン事務所
タイ事務所
カンボジア事務所
ラオス事務所
東ティモール事務所
ベトナム事務所
ミャンマー事務所
中華人民共和国事務所
モンゴル事務所
ブータン事務所
バングラデシュ事務所
インド事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
スリランカ事務所
アフガニスタン事務所
キルギス事務所
ウズベキスタン事務所

大 洋 州 地 域

フィジー事務所
パプアニューギニア事務所

北米・中南米地域

ドミニカ共和国事務所
エルサルバドル事務所
グアテマラ事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所
ニカラグア事務所
アルゼンチン事務所
ボリビア事務所
ブラジル事務所
パラグアイ事務所
ペルー事務所
アメリカ合衆国事務所

中 東 地 域

イラン事務所
イラク事務所
パレスチナ事務所
ヨルダン事務所
シリア事務所
エジプト事務所
モロッコ事務所
チュニジア事務所

ア フ リ カ 地 域

スーダン事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ケニア事務所
マラウイ事務所
ナイジェリア事務所
南アフリカ共和国事務所
ウガンダ事務所
タンザニア事務所
ザンビア事務所
ブルキナファソ事務所
カメルーン事務所
コートジボワール事務所
マダガスカル事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所
セネガル事務所
コンゴ民主共和国事務所
南スーダン事務所

欧 州 地 域

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所
英国事務所

平成24年度  
業務実績報告書

平成25年6月  
独立行政法人  
国際協力機構

